

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成26年11月28日
【計算期間】 第15期（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）
【ファンド名】 G S アメリカン・ボンド・インカム
(GS American Bond Income)
【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】 該当事項ありません

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」または「ドル」といいます。）の円貨換算は平成26年9月30日現在の株式会社三菱東京U F J銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.45円）によります。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限りドルをもって行います。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは6月1日に始まり翌年5月31日に終わる1年を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの形態

GS アメリカン・ボンド・インカム (GS American Bond Income) (以下「ファンド」といいます。) は、ルクセンブルグ大公国 (以下「ルクセンブルグ」といいます。) の民法および投資信託に関する2010年12月17日法 (改正済) (以下「ルクセンブルグ投信法」といいます。) の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人 (以下「受益者」といいます。) との間の契約関係を定める約款によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンドはオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付法律 (以下「2013年法」といいます。) の第1(39)条の範囲内におけるオルタナティブ投資ファンドおよびルクセンブルグ投信法パートIIに基づく投資信託としての資格を有しています。ファンド証券は需要に応じて、その時の1口当りの純資産価格 (以下「純資産価格」といいます。) で販売され、また、毎評価日に、受益者の要求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっています。

なお、ファンドは日本国内では税法上「公社債投資信託」に分類されます。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができます。

b. ファンドの目的および基本的性格

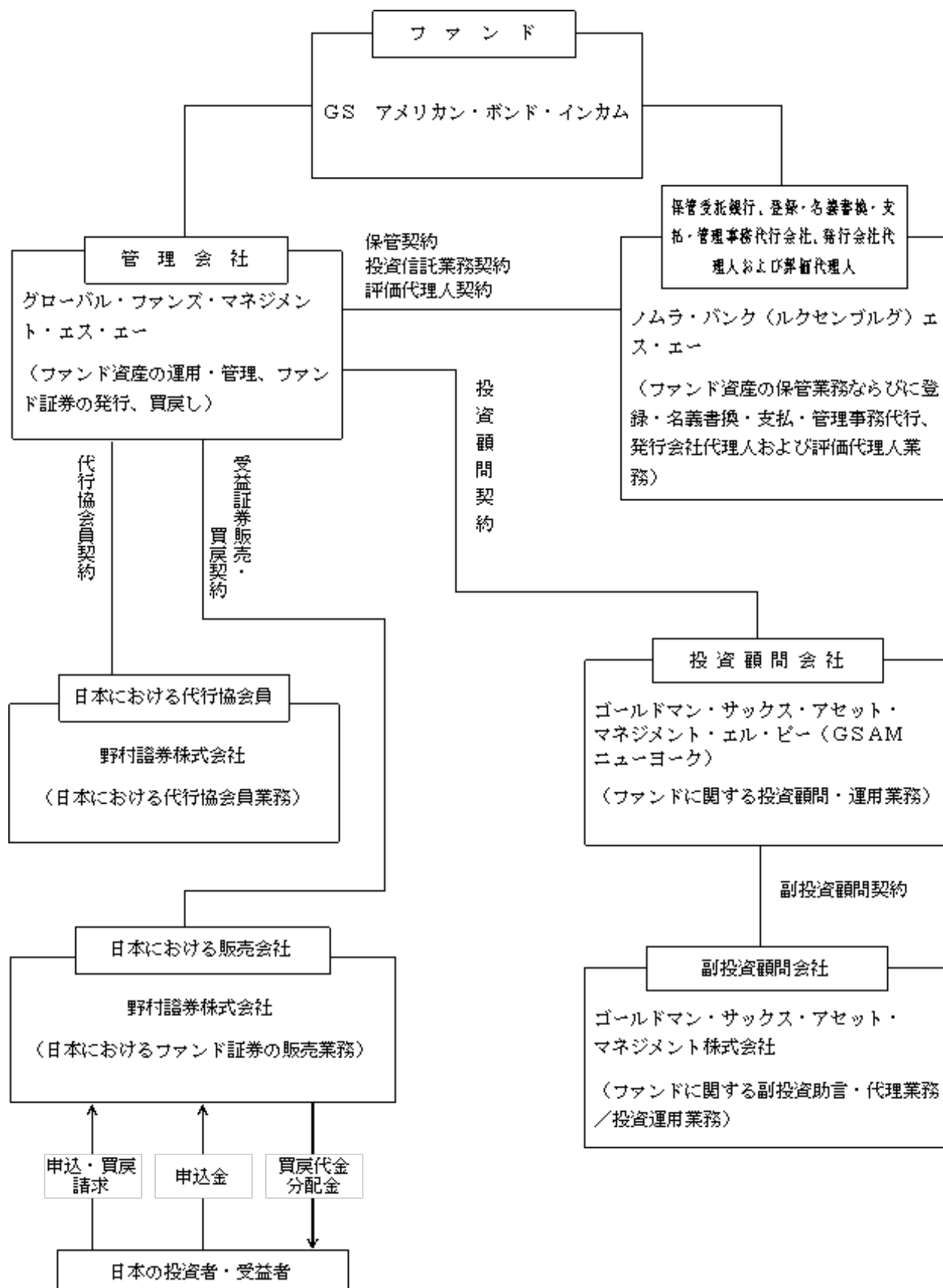
ファンドの投資目的は、投資元本の増大とインカム・ゲインからなる高水準のトータル・リターンを追求することです。ファンドは投資目的の達成のために、管理会社の取締役会が決定する方針およびガイドラインに従い、主に高水準のトータル・リターンおよび分散投資によるリスクの低減をもたらす可能性がある、またはファンドの投資目的に適合すると投資顧問会社またはその関連会社が考える債券へ投資を行います。

（2）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社の設立
1999年4月2日	ファンド約款締結
(1999年4月15日)	ファンド修正約款締結)
1999年5月13日	運用開始
(2002年10月31日)	ファンド修正約款締結)
(2003年1月24日)	ファンド修正約款締結)
(2003年10月31日)	ファンド修正約款締結)
(2007年10月31日)	ファンド修正約款締結)
(2011年2月16日)	ファンド修正約款締結)
(2014年2月18日)	ファンド修正約款締結)

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み ～管理・運用関係～



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	1999年4月2日付（2014年2月28日付で改訂および統合済）でファンド約款を締結。ファンドの管理、ファンド証券の発行および買戻し、純資産価格の決定、分配、関係法人の報酬等について規定しています。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAM ニューヨーク） (Goldman Sachs Asset Management, L.P.)	投資顧問会社	管理会社との間の2014年2月28日付改訂済投資顧問契約 ^(注1) に基づく、ファンドに関する投資顧問・運用業務。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務 代行会社、発行会社代理人 および評価代理人	管理会社との間の2014年2月28日付保管受託契約 ^(注2) に基づく、ファンドの保管および支払業務。 管理会社との間の2014年2月28日付改訂済投資信託業務契約 ^(注3) に基づく、ファンドの登録・名義書換・管理および発行会社代理人業務。 管理会社との間の2014年4月30日付評価代理人契約 ^(注4) に基づく、ファンドの評価代理人業務。
野村證券株式会社	代行協会員	1999年4月2日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約 ^(注5) に基づく、日本における代行業務。

(注1) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに関する投資顧問・運用業務等を行うことを約する契約です。

(注2) 保管受託契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行がファンド資産の保管業務および支払業務を行うことを約する契約です。

(注3) 投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換・支払・管理事務代行会社および発行会社代理人がファンドに関する発行会社代理人業務および登録・名義書換・管理業務等を行うことを約する契約です。

(注4) 評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人がファンド資産の評価代理人業務を行うことを約する契約です。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の送付、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配付等を行うことを約する契約です。

③ 管理会社の概況

(a) 設立準拠法

1915年8月10日商事会社法（改正済）（以下「1915年法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に株式会社として設立されました。

1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、ルクセンブルグ投信法の第16章に従っています。

ルクセンブルグ投信法の第16章のもとで、管理会社として2種類の認可を取得することができます。

- ・ オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）の範囲内におけるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ビークルの運用に責任を負うか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命しているAIFの管理会社として行為するか、または、一定の許容条件の範囲で一もしくは複数のAIFの管理に責任を負う管理会社。

- ・ 外部のAIFMを任命することなくAIFMDの規定に基づくAIFの管理に責任を負う管理会社。

管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されています。

(b) 事業の目的

管理会社は、2013年法第1条第46項に定義されるAIFMです。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ ルクセンブルグ国内外で設立された、A I F M Dで言うところのA I Fに関し2013年法第5条第(2)項および同法別紙Iに基づき、A I Fの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと。
- ・ ルクセンブルグ投信法第125—2条に従い、ルクセンブルグで設立され、A I F M Dで言うところのA I Fとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。

(c) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約5,208万円）で、2014年9月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約347万円）の記名株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2014年9月30日における株式会社三菱東京U F J銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝138.87円）によります。以下、同様です。

(d) 会社の沿革

1991年7月8日設立。

(e) 大株主の状況

（2014年9月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペラン ジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)	15株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

a. 準拠法の名称

ファンドの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、ファンドはルクセンブルグ投信法、勅令、ルクセンブルグの金融監督委員会（Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「金融監督委員会」といいます。）の通達等の規則に準拠し、2013年法に基づくA I Fとしての資格を有しています。

b. 準拠法の内容

① 民法

ファンドは法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体です。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有します。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびルクセンブルグ投信法に従っています。

② ルクセンブルグ投信法

（イ）ルクセンブルグ投信法は、以下の5つのパートにより構成されています。

パートI—譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）（以下「パートI」といいます。）

パートII—その他の投資信託（以下「パートII」といいます。）

パートIII—外国投資信託（以下「パートIII」といいます。）

パートIV—管理会社（以下「パートIV」といいます。）

パートV—譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託およびその他の投資信託に適用される一般規定（以下「パートV」といいます。）

ルクセンブルグ投信法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパートIIが適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っています。

（ロ）ルクセンブルグ投信法のパートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パートI UCITS」）としての適格性を有し、EUのいずれか一つの加盟国内に登録されているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、かかる加盟国で欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達（2009/65/EC）（「UCITS通達」）が立法化されている場合、その株式または受益証券を自由に販売することができます。

（ハ）ルクセンブルグ投信法第2条2項は、同法第3条を前提条件として、パートI UCITSと見做される投資信託を、以下のように定義しています。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または、ルクセンブルグ投信法の第41条(1)に記載される他の流動金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
- 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当すると見做されます。

③ 2013年法

1. 2013年法は主にAIFMを規制しますがさらに、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ビークル（A I F）に関連する多くの規定により構成されています。
2013年法は、A I FMDを施行し、主に（i）ルクセンブルグ投信法、（ii）特殊投資信託（S I F）に関するルクセンブルグ法および（iii）リスク・キャピタルに投資する投資法人（S I C A R）に関するルクセンブルグ法を改訂するもので、A I FMDに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。
2. 2013年法は、A I Fを以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。
 - （i）多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
 - （ii）U C I T S IV通達に基づき認可を必要としない投資信託（即ちU C I T Sとしての資格を有しない投資信託）。
3. 2013年法はさらに、A I Fの販売に関する規定を含みます。A I F Mは2013年法に基づく認可を一度受ければ、当該A I F Mは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、A I Fの株式または受益証券をEUの他の加盟国で販売することができます。
4. 既存の運用会社に適用される経過規定は、2013年法の末尾に記載されています。（i）2013年7月22日現在存続するか、または（ii）2013年7月22日以降2014年7月22日以前に設定された投資信託、S I FおよびS I C A Rに適用される経過措置は、かかる各法律の末尾に記載されています。

（５）【開示制度の概要】

（１）ルクセンブルグにおける開示

（イ）金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければなりません。ファンドの承認された法定監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers Société coopérative）です。さらに、ファンドは、ルクセンブルグ金融庁（現金融監督委員会）の1997年6月13日付通達97/136（08/348通達によって改訂済）に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。ファンドの年次財務書類は、各会計年度末日から4ヶ月以内に受益者に送付されます。

ファンドおよび管理会社に関して公表されるその他の財務情報（ファンドの過去の実績、日々の純資産価格、受益証券の発行・買戻価格およびかかる評価の停止を含む。）は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において入手することができます。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。また、ルクセンブルグ商業および法人登記所において、約款（その変更を含みます。）を閲覧することができ、その写しを入手することができます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲においてルクセンブルグの「メモリアル・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」（以下「メモリアル」といいます。）に公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、英文目論見書および約款に記載されています。

2013年法に従い、および英文目論見書に開示されない範囲について、以下の情報は、ファンドの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、投資家に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社がそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・（1）ファンドのために管理会社が使用することができるレバレッジの上限、（2）その上限の変更、（3）レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、（4）関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証

・ファンドが用いるレバレッジの総額

(2) 日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

① 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができます。

② 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

また、管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

（６）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

（１）登録の届出の受理

（イ）ルクセンブルグに所在するすべての投資信託は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。

（ロ）欧州連合（以下「EU」といいます。）加盟国の監督官庁により認可されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達の2009／65／ECの要件（改正済）に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続に基づきルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）に所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。UCITS所在国の所轄官庁からCSSFに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となります。

ファンドは、ルクセンブルグ投信法上のパートIIの投資信託として設定されており、EU加盟国においては公衆に対する販売は行われません。ルクセンブルグ投信法第88－1条のもとで、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則（以下「AIFM規則」といいます。）ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定される、AIFとしての資格を有しています。

（ハ）外国法に準拠して設立または運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。さらにこれらの投資信託は、CSSFにより、ルクセンブルグ投信法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければなりません。

（ニ）EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFM規則に規定される適用規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

（２）登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令・通達を遵守しない場合、登録が拒絶または取り消されることがあります。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がCSSFにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。また、ルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ個人投資家に対しての販売が中止されます。

（３）目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書は、事前にCSSFに提出されなければなりません。CSSFは、書類が適用される法律、勅令、通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、査定を付してそれを証明します。

（４）財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびCSSFに提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、承認された法定監査人の監査を受けなければなりません。承認された法定監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をCSSFに報告する義務を負います。承認された法定監査人は、CSSFが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含みます。）をCSSFに提出しなければなりません。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの投資目的は、投資元本の増大とインカム・ゲインからなる高水準のトータル・リターンを追求することです。ファンドは投資目的の達成のために、管理会社の取締役会が決定する方針およびガイドラインに従い、主に高水準のトータル・リターンおよび分散投資によるリスクの低減をもたらす可能性がある、またはファンドの投資目的に適合すると投資顧問会社またはその関連会社が考える債券へ投資を行います。

投資目的および方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および／または投資方針に関する重大な変更を行う場合、C S S Fの承認を受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する１ヶ月前までに、受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

（２）【投資対象】

ファンドが投資する証券は以下のとおりです。

- ・米国政府、政府機関、政府関連機関または政府出資先企業が発行または保証する証券（「米国政府証券」）
- ・社債
- ・変動利付または固定利付のモーゲージ・ローンの所有権を表象する、またはこれによって担保された証券（「モーゲージ・バック証券」）およびアセット・バック証券（「アセット・バック証券」）
- ・社債または外国政府もしくは地方公共団体、公的機関、政府機関、政府関連機関または国際機関により発行または保証された証券を含む非米ドル建て証券（ただし、非米ドル建て債券は原則として、全て米ドルに対してフル・ヘッジされます。）
- ・適格担保を供されるレポ取引
- ・譲渡性預金証書、定期預金、銀行債または銀行引受手形を含みこれらに限定されない銀行の債務
- ・ユーロ債およびヤンキー債（以下に定義します。）
- ・米国証券法ルール144A証券およびその他の公開市場で取引されていない証券

ただし、ファンドはハイ・イールド債およびエマージング債への投資ならびにいかなる種類の株式に対する投資または出資も行うことはできません。

また、セクター配分調整等の手段として、大手金融機関を相手方とするトータル・リターン・スワップを利用することがあります。

ファンドの投資が成功し、ファンドの投資目的が達成されるとの保証はありません。ファンドの投資と関連する諸要素の検討については、「3 投資リスク ① リスク要因」をご参照下さい。

投資制限

ファンドは、特定の投資に関して次の制限に従うものとします。

証券の種類	純資産総額に占める上限
社債	50%
アセット・バック証券	40%
アセット・バック証券およびモーゲージ・バック証券	70%
非政府系モーゲージ・バック証券	40%
商業用モーゲージ・バック証券	30%
モーゲージ・バック証券デリバティブ	5%
非米ドル建て証券	10%
公開市場で取引されていない証券	15%
個別業種	20%

投資対象国

ファンドは、以下のOECD諸国（エマージング諸国を除きます）の米ドル建て証券に投資することができます。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国

ファンドの非米ドル建て証券への投資は、以下の諸国に限定されます。

オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、英国、米国

デュレーション（通常時）

最長 7年間

信用格付け

最低格付け：

スタンダード・アンド・プアーズ（「S & P」）のBBB－以上またはムーディーズのBaa3以上

商業用モーゲージ・バック証券の最低格付け：

S & PのAAAまたはムーディーズのAaa

短期金融商品の最低格付け：

S & PのA－2またはムーディーズのP－2

ポートフォリオの平均格付け：

S & PのA－以上またはムーディーズのA3以上

・格付けの付されていない証券については、投資顧問会社が最低信用格付け（BBB－格またはBaa3格）と同等以上と判断したものに限られます。

・平均格付けとはファンドが保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドに係る信用格付けではありません。

証券についての一般的特徴および説明

以下は、ファンドが投資することができる証券の一定の種類について述べたものです。

1 米国政府証券および関連する保管証券

米国政府証券には、米国財務省証券および米国政府機関、政府関連機関もしくは政府出資先企業により発行されまたは保証された証券が含まれます。米国政府証券は、(a)米国財務省の十分な信頼および信用（例えば、政府抵当金庫（「ジニーメイ」））、(b)発行体の米国財務省からの借り入れ権限（例えば、学生ローン・マーケティング協会）、(c)発行体の一定の債務を買い取る米国政府の裁量権限（例えば、連邦抵当金庫（「ファニーメイ」）および連邦住宅金融抵当公社（「フレディマック」））、または(d)発行体の信用のみによって支えられています。米国政府証券はまた、財務省証券、ゼロクーポン債や利息と元本が別個に取り引きされるその他の証券も含みます。

米国政府証券の利息は、元本および利息に関し米国政府、政府機関、政府関連機関、政治部門または公社により発行または保証された一定の中期または長期債の将来の利息の支払い、元本の支払いまたはその両者を受領する証拠となる保管証券の形式でも購入されます。

2 モーゲージ・バック証券

モーゲージ・バック証券は、不動産により担保されたモーゲージ貸付への直接的もしくは間接的な参加権を表象し、またはモーゲージ貸付により担保され、これより支払を受ける証券です。モーゲージ・バック証券は固定利息付きモーゲージ貸付または変動金利型モーゲージ貸付により裏付けられ、政府系または非政府系の法人が発行することができます。民間により発行されたモーゲージ・バック証券は、通常一種または数種の「信用強化」が行われています。しかし、これらの民間によるモーゲージ・バック証券は、典型的には、米国政府保証型モーゲージ・バック証券と同等の信用力を有しません。

非政府系モーゲージ・バック証券は、米国政府機関により保証されていません。オリジネーターは、機関の細目（通常、ローンの規模によりますが、担保の品質および引受基準にもよります。）に合致しないローンのためにエージェンシー証券化に対する非エージェンシー証券化を選択することができます。これらの証券は、一般に、S & P、ムーディーズ、フィッチおよびダフ・アンド・フェルプス等の信用格付会社により格付けされます。信用格付けは、担保の品質、内部的信用補完および外部的信用補完に依拠します。

モーゲージ・バック証券は、モーゲージ担保債務証券（「CMO」）および不動産モーゲージ投資コンデューイト（「レミック」）のパス・スルー証券もしくは参加証券を含む多角的なクラスの証券を含むことができます。CMOは、投資家に対し、裏付けとなるモーゲージまたはその他のモーゲージ・バック証券の集合体のキャッシュ・フローからの特定の利息を提供します。CMOは、多くのクラスで発行されます。多くの場合、元本の支払いは、それぞれの満期の順番にCMOのクラスに割り当てられ、その結果、より早い満期を有する他の全てのクラスが全て支払を受けるま

で、より遅い満期を有するクラスのCMOは元本の支払いを受けることができません。レミックは、1986年改正済み米国内国歳入法典において特別の税制上の取扱を受ける資格を有し、主に不動産上の権利によって担保された一定のモーゲージに投資し、またその他の許可された投資を行うCMOです。

比較的価格変動の小さいCMOは、以下を含みます。

PAC

PACは、特定の償還スケジュールを有するCMOのトランシェです。PACボンドの償還スケジュールは、担保からのキャッシュ・フローを優先させることにより様々な期限前償還から保護されています。PACトランシェの元本償還順位は、他の全てのクラスよりも上位です。PACの償還スケジュールは、PACバンドと呼ばれる一定の範囲内の速度で期限前償還がおきている限り変化しません。

TAC

TACも、特定の償還スケジュールを有するCMOのトランシェです。TACボンドの計画された支払は、担保からのキャッシュ・フローを優先することにより様々な期限前償還から保護されています。TACの元本返済順位は、少なくとも取引における他のいくつかのクラスよりも上位ですが、他にPACが残存している場合、PACよりは劣後します。

シークエンシャル・ボンド

シークエンシャルは、現在償還を受けているトランシェが完全に償還が終わるまで、順序通り元本の償還を受けるCMOです。次いで、次のトランシェにつき完全に償還を受け終わるまで元本の償還が続きます。かかる構成は「プレーン・バニラCMO」としても知られています。

サポート・ボンド

サポートまたはコンパニオン・トランシェは、特定の元本償還スケジュールを有しないCMOです。サポートは、期限前償還についてPACおよびTACより下位であり、期限前償還における変動から上位クラスを保護する働きをします。

フローター・ボンド

フローターは、所定の短期インデックス（LIBORを主に、その他EDCOFI、CMT一年物等）に一定のスプレッドが乗せられ、定期的にクーポンが更改されるCMOです。全てのフローターのクーポンには全期間にわたって上限が定められており、これはキャップと呼ばれます。フローターのパフォーマンスは、（債券の利息を決定します）短期インデックスの水準および動向ならびに（期限前償還に影響を与えます）長期モーゲージ利率の動向に影響されます。

アクリーション・ボンド（Zボンド）

アクリーション・ボンドとは、現金による利払いは受けずに、その相当額が元本に加えられるCMOです。このボンドのファクターは、現金利払いに代わる新債券の受領を反映するように利払い期毎に調整されます。

比較的価格変動の大きいCMOは、一般的に以下を含むモーゲージ・バック証券デリバティブと称されます。

IO

IOは、担保から利息の支払いのみを受け、元本の支払いを受けないモーゲージ・バック証券です。

PO

POは、元本の支払いを受けるが利息の支払いを受けないモーゲージ・バック証券です。これらの証券は、常に額面以下の価格が設定されます。

インバース・フローター

インバース・フローターは、（フローターに類似して）予め定められたインデックスを基礎に定期的にクーポンが更改されるCMOです。インバース・フローターの利率は、インバース・フローターがインデックスとして用いている市場利率とは反対の方向に更改されます。インバース・フローターは、その利率がインデックスの利率変動の大きさを凌ぐ大きさで変動する程度までレバレッジがかけられていると考えることができます。インバース・フローターのレバレッジの程度が大きくなればなるほど、その市場価格の変動率はより高まります。

スーパーフローター

スーパーフローターは、（フローターに類似して）予め定められたインデックスを基礎に定期的に利息が更改されるCMOですが、クーポンは、インデックスの変動の複数倍変動する仕組みになっています。

ファンドは、また商業用モーゲージ・バック証券（「商業用モーゲージ・バック証券」）に投資することもできます。商業用モーゲージ・バック証券は、発行体が商業用モーゲージ貸付債権の集合を信託する際に設定され、その後裏付けとなるモーゲージの利息および元本に裏付けられたクラス証券が発行されます。かかる証券は、オフィス、商業施設、工場、集合住宅およびホテルという主要な5種類の資産によって担保されます。

3 アセット・バック証券

アセット・バック証券は、元利金の支払いが自動車ローン、クレジット・カードの利用代金、賃貸借、割賦金払契約および個人資産などの資産のプールによって担保された証券です。これらの資産は、民間により組成された信託または

特別目的会社を利用して証券化されます。元本および利息の支払いまたは分配は、金融機関が発行する信用状もしくはプール保険証書により一定の期間一定の額まで保証されるか、またはその他の信用強化策が提供されることがあります。

4 社債および銀行債務

社債には、ボンド、ノート、ディベンチャーその他企業が元利金を支払う債務証券が含まれ、銀行その他の金融機関によって発行された証券も含まれます。ファンドは、米国企業により米国内で発行された米ドル建ての証券である米国内社債、米国外に住所を有する企業により米国内で発行かつ登録された米ドル建ての証券である「ヤンキー債」、様々な通貨により米国外に住所を有する企業により世界の市場で発行される社債である「ユーロ債」に投資することができます。

S & PのBBB-以上の格付け、またはムーディーズのBaa3以上の格付けの債務証券は「投資適格証券」とみなされます。かかる格付け機関の少なくとも一つから必要とされる最低格付け限度の格付けを受けた場合、たとえ他の格付け機関の格付けが最低格付け限度を下回っていたとしても証券は格付け要件を満たしたものとみなされ、また、かかる格付け機関による格付けを得ていない場合で、投資顧問会社がそれと同等の特質を有すると判断した場合も同様です。

5 外国為替取引

ファンドは、その投資方針と調和する限りにおいて、キャッシュ・ベースで、または先渡契約を通じて外貨を売買することができます。先渡契約は特定の通貨を将来の特定の日に契約時に設定した価格で売買する義務を伴います。ファンドは、ヘッジ目的および予想される将来の外国為替レートの変動に対する防御のために外国為替取引を行うことができます。

ファンドは、投資顧問会社の判断により、外貨を後日、米ドルに交換する方が有利であると考える場合は、外国証券への投資に関連して受領した外貨を保有することができます。

ファンドの非米ドル建て証券への投資は、前段落を条件として、米ドルに対して原則として、ヘッジされます。

6 仕組み債

ファンドは、それ以外の方法ではその投資目的および方針をみとめることができない場合、仕組み債およびインバース・フローターに投資することができます。仕組み証券は、特定の通貨、金利、商品、インデックスまたはその他の金融指標（「参照項目」）の価値の変動、または関連する複数の参照項目を参照してその価値が定められる証券です。金利、または満期もしくは償還時の支払元本額は、適用される参照項目における変動によって上下することがあります。仕組み証券は、参考項目に対して正または負に指標化されるため、参照項目の騰貴が金利または満期時における証券の価値を増大させることも、減少させることもあり得ます。加えて、金利または満期時における証券の価値の変動は参照項目の価値の変動の数倍のものである場合があります。その結果、仕組み証券は、他の利付証券と比較してより高程度の市場リスクを孕んでおり、より単純な形態の証券よりも、変動性は高く、流動性は低く、そして正確な価格を把握するのが困難といえます。

7 モーゲージ・ドル・ロール

モーゲージ・ドル・ロールでは、まずファンドがその月に受け渡し期限が来る証券を売却します。ファンドは、同時に同一の相手方と（種類、利息及び満期が同一の）類似するが同一ではない証券を将来の特定の日において買い戻す契約を締結します。ロール期間の間、ファンドは売却された証券の元本および利息の支払を受ける権利を失います。しかしながら、ファンドは、(a)売却された証券の代金として受領した代金と(b)将来の購入の際のより低い先渡代金かつ／または手数料収入に売却された証券の手取金について得られる利息収入を加えたものの間の差額の範囲で利益を得ます。財務報告及び税法上の目的のため、ファンドは、モーゲージ・ドル・ロールを証券の購入と、売却という二つの異なる取引として扱います。ファンドは、現在のところ、資金調達手段として計上されるモーゲージ・ドル・ロールを締結する意図はなく、またこれを借り入れとして取り扱っていません。

8 債券オプション、債券指数オプションおよび外国為替オプション

ファンドは、コールオプションおよびプットオプション（ファンドが投資することができるあらゆる証券または、ファンドが投資することができる証券を含むあらゆる証券指数に関するもの）を売買することができます。ファンドはまた、外国為替に関するプットオプションおよびコールオプションを売買することもできます。プットオプションは、オプションの買い手に、オプション期間中に当該証券を売却する権利を与え、オプションの売り手には購入する義務を課します。コールオプションは、オプションの買い手に、オプション期間中に当該証券を購入する権利を与え、オプションの売り手には売却する義務を課します。オプションは、ヘッジもしくはクロスヘッジ目的で、またはトータル・リターンの増加を意図して（この場合、投機目的とみなされます）利用されます。ファンドが売却または購入するオプションは、米国もしくは米国外の取引所、または相対取引において取引するものを含みます。米国外または相対のオプションは、その流動性の低さおよび信用リスクの大きさのため、より大きな損失の可能性を孕んでいます。

9 先物取引および先物オプション取引

先物取引は、特定の証券または通貨を将来の特定時点に特定の価格で売買する取引で、取引所で取り引きされる標準化された契約です。先物オプションは、その買い手に特定の行使価格で特定の期間内に先物取引のポジションを引き受ける権利を（オプションの売り手には同様の債務を）与えます。先物取引は様々な証券（例えば、米国政府証券）、外国為替、証券指数その他の金銭証書ならびに金融指数を基にするものを含みます。ファンドは、米国及び米国外の取引所における先物取引を実行することができます。ファンドは、トータル・リターンの増加を図り、金利、証券価格、もしくはファンドが投資する限りにおいて外国証券、外国為替レートの変動をヘッジし、またはその投資目的及び投資方針と合うようにその金利期間構造、セクター配分およびデュレーションを調整するために先物を売買することができ、また先物プットオプションまたは先物コールオプションを売買することができます。ファンドはまた、かかる契約及びオプションに関して反対売買を行うことができます。ファンドは、米国商品先物取引委員会規則に定義される真正なヘッジ目的またはかかる規則で許容される範囲でのトータル・リターンの増加を図るために先物取引およびそれと関連するオプション取引を締結できます。ファンドは、現存する先物及び関連するオプションにかかる当初証拠金ならびにプレミアムの支払総額がファンド純資産総額の5%を超えることとなる場合、売買のクローズ取引の場合を除き、トータル・リターンの増加を目指す目的で先物契約を売買またはそれと関連するオプションを売買することはできません。

10 レポ取引

レポ取引には、相互に合意した期日並びに価格において売り手が買戻す旨、合意した証券の売買が含まれます。ファンドは、最低でも買戻債務額と等しい価値の担保を提供する米国政府証券のディーラーおよび連邦準備制度加盟銀行との間でレポ取引を行うことができます。ファンドはまた、一定の外国政府証券を含むレポ取引を行うこともできます。レポ取引をすることを検討する際、投資顧問会社は、売り手の信用力を注意深く検討します。レポ取引に基づく収益分配金については、ファンドの受益者に課税されることがあります。

11 金利スワップ、トータル・リターン・スワップ、モーゲージ・スワップ、クレジット・スワップ、通貨スワップおよび金利キャップ、金利フロアー並びに金利カラー

金利スワップは、ファンドと他の当事者との間における金利の相互支払契約（例えば、固定金利の支払いと変動金利の受取りとの交換）を含みます。トータル・リターン・スワップは、ファンドと他の当事者との間における相互支払取引であり、例として、ファンドと他の当事者との間における変動金利および特定の指数のリターンの交換などが挙げられます。モーゲージ・スワップは、金利の相互支払契約という点で金利スワップと類似性があります。しかし、想定元本はモーゲージのローンプールまたはモーゲージプールにより規定されます。クレジット・スワップは、当該証券のデフォルト時の損失を引受ける代償として変動金利もしくは固定金利を支払う契約を含みます。クレジット・スワップは、一定の信用に関連する事象が発生した場合、取引の一方当事者に対して、資産（または資産の集合）を処分しもしくは取得する権利、または他方当事者との間で支払を受ける権利を与えるものです。通貨スワップは、両当事者が特定の通貨での支払、受領を合意する契約を含みます。金利キャップの買い手は金利キャップの売り手から、予め定められた金利を特定のインデックスが上回る場合、想定元本額にその差を掛けた金額の支払いを受ける権利を持ちます。金利フロアーの買い手は、金利フロアーの売り手から、予め定められた金利を特定のインデックスが下回る場合、想定元本にその差を掛けた金額の支払いを受ける権利を持ちます。金利カラーは、キャップとフロアーの組み合わせで予め定められた金利の幅の範囲内で一定の収益を確保する取引です。ファンドは、ヘッジ目的またはトータル・リターンの増加のためにスワップ契約を締結することができます。

12 他の投資信託

「投資制限」に記載されている適用される投資制限にしたがって、ファンドは、他の投資信託の証券に投資する権利を保有します。ファンドが投資を行う他の契約型投資信託には、投資顧問会社であるゴールドマン・サックスまたはその関係会社が、投資顧問会社、管理事務代行会社もしくは販売会社としてサービスを提供するその投資信託が含まれます。ファンドがゴールドマン・サックスまたはその関係会社が投資顧問会社としてサービスを提供する対象たる投資信託に投資する場合、かかる投資につき売買もしくは償還手数料は課されず、またファンドは、その投資する投資信託によって支払われた投資顧問報酬につき持分にに応じて返済を受けます。しかしながら、ファンドはファンドが支払うことができる全ての報酬および手数料に加えて、その投資する投資信託によって支払われたその他の報酬や費用については、その持分に比例して間接的に負担します。投資顧問会社は、その裁量に基づきファンドの受益者の最大の利益となると判断した場合にのみかかる投資を行います。

13 ルール144A証券

ファンドは、改正済米国1933年証券法（「1933年法」）に基づく登録はなされていませんが、1933年法ルール144Aにしたがって適格金融機関に売却することができる公開市場で取引されていない証券を購入することができます。ルール144A証券は、一般公衆にはなく適格機関投資家に対する私募により発行され、それらの投資家の間で取引される証券です。ルール144A証券は、他の方法で売却したい時も、転売に関する一定の法律上または契約上の制限に制約を受けます。ルール144A証券は、「制限された証券」と考えられていますが、必ずしも流動性がないというわけではありません。

（３）【運用体制】

運用体制

ファンドの運用は、投資顧問会社の「グローバル債券・通貨運用グループ」によって行われます。

グローバル債券・通貨運用グループは、専門分野毎の小規模チームに分けられたチーム制による組織作りがなされています。各担当戦略の投資判断材料の選択や分析手法に関する意思決定は各チームの判断に委ねられています。

当ファンドの運営には、主に債券戦略グループ（F I S G）、デュレーション・チーム、セクター配分チーム、国債／政府関係機関債チーム、投資適格社債チーム、MBS／ABSチーム、ポートフォリオ・マネジャーが関わっています。

■ 債券戦略グループ（F I S G）

債券戦略グループ（F I S G）は、世界の経済成長率、インフレ率および金利等の見通しを含む中長期の投資テーマを策定するほか、運用プロセス全般の監督を行う役割を担います。F I S Gは特定の投資戦略における意思決定には関与しませんが、F I S Gが策定する投資テーマは、投資戦略チームが具体的な投資戦略を策定する上でベースとなるマクロ経済見通しとなります。F I S Gは債券・通貨運用について様々な分野の専門性を有する平均経験年数20年超のシニア・メンバーで構成されており、定期的な会議を開催しています。

■ 各投資戦略チーム

投資アイディアは厳密なリサーチを通じ創出されており、トップダウン戦略チームおよびボトムアップ戦略チームは、綿密なファンダメンタルズおよび定量分析を用いて魅力的な投資機会を追求します。

グローバル債券・通貨運用グループでは、調査、分析によって付加価値を創出していますが、分析手法は個々の戦略によって異なります。グローバル債券・通貨運用チームは、デュレーションや国別配分といったトップダウン（マクロ）戦略チームと、投資適格社債等のボトムアップ戦略チームで構成されています。トップダウン戦略の各チームは、マクロ経済の見通しに基づく幅広いポジション構築と迅速な意思決定が求められるため意図的に少人数のチーム構成となっています。一方、ボトムアップ戦略チームは、個別の、より詳細な分析が必要とされる相対的に流動性の低い銘柄を担当するため、多数のリサーチ・アナリストが配置されています。

・ トップダウン戦略

トップダウン戦略には、(1) デュレーション／イールドカーブ、(2) 国別配分、(3) 通貨配分、(4) セクター配分の4つのアクティブ戦略が含まれ、各戦略を担当する投資戦略チームがロンドン、ニューヨーク、東京、メルボルン等の主要拠点に配置されています。各投資戦略チームはそれぞれ、担当戦略に関する独自の見通しを策定し、投資機会を特定します。

ファンダメンタルズに基づくマクロ経済分析が戦略策定プロセスの大半を占め、特に経済活動全体に影響を与える経済指標に注目し、金融政策動向や、インフレ予想、国際資本フロー、および資本市場における一般的なリスク選好度を把握しています。こうした分析は、経済および市場要因に関する詳細な定量分析や、現地市場での目先の需給変動に関する情報によっても補完されます。

・ ボトムアップ戦略

複雑なグローバル債券市場に対応するため、ボトムアップ戦略については、投資適格社債、国債／政府関係機関債、MBS／ABS等の幅広い分野にそれぞれの担当チームを配置しています。各戦略チームには、担当セクターを運用する上で最大の効果が得られるよう、独自の分析手法や情報を選択する権限が与えられています。

個別銘柄および発行体についての厳密な分析、株式アナリストの情報活用、モーゲージ証券市場のモデル化や、エマージング市場の債券に大きく影響する経済および政治的リスクの詳細な把握等、セクターごとに様々な調査や分析手法が用いられています。

投資戦略チームは、ロンドン、ニューヨーク、東京、シンガポール、ならびにメルボルン拠点に配置され、担当セクターにおいて投資見通しの策定を行い、付加価値の最大化に努めます。

■ ポートフォリオ・マネジャー

ポートフォリオ・マネジャーは、顧客口座全般に対する監督と、ポートフォリオのリスク配分を管理する役割を担います。また、顧客と協働し、投資目的や、投資制約、ベンチマーク等を含むポートフォリオの枠組み（リスク・バジェット）の設定を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、個別の投資戦略チームおよび投資顧問会社内の他の債券運用チームと密接に連携し業務を行います。

運用プロセス

ポートフォリオ運用は、徹底的な議論および討議を通じ共同で投資意思決定を行うチーム制により行われます。ファンドの運用プロセスは、債券戦略グループ（F I S G）による投資テーマの策定に始まり、具体的な投資機会の判定からファンドごとの投資目的に応じたポートフォリオ構築に至るまで、大きく3つのステップに分けられます。

ステップ1）リスク・バジェットティング（許容リスク量の設定）

ポートフォリオ・マネジャーは、各ポートフォリオの投資目的、投資制限およびベンチマークを考慮した上で、運用の枠組みとなる「リスク・バジェット」（許容リスク量）を設定します。ここで設定されたリスク・バジェットは、ステップ2：ポートフォリオの構築と実行（各投資戦略チーム）、およびステップ3：リスクおよび寄与のモニタリングの過程とともに適用されます。

リスク・バジェットは、ポートフォリオの付加価値源泉となる複数の戦略に、それぞれの目標超過収益に見合ったリスク量（トラッキング・エラー）を割り当てたもので、ベンチマーク対比で付加価値をどのように得るかを決定します。各ポートフォリオは、それぞれの投資目的、ガイドラインに応じて固有のリスク・バジェットを有しており、割り当てられたリスク・バジェットおよびリスク許容度に従って運用されます。

ステップ2）ポートフォリオ構築と実行

各投資戦略チームは、トップダウン戦略およびボトムアップ戦略のサブ・チームに分けられており、それぞれ担当分野について調査を行い、魅力的な投資機会を特定します。ポートフォリオ構築の過程では、ガイドラインやリスク・パラメータが類似したポートフォリオ間で投資アイディアが適正に配分され、見通しの一貫性が保たれるよう努めます。

ステップ3）リスクおよび寄与のモニタリング

ポートフォリオ・マネジャーは、投資戦略チームが策定した投資戦略が、ファンドの投資目的、ベンチマークおよびガイドラインとの整合性を保ちつつ最大限ポートフォリオに反映されているかを確認する役割を担っています。

なお、管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ファンド資産の運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）に委託しており、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）はその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。投資顧問契約は、投資顧問会社または管理会社の90日以上前の書面による相手方当事者への通知により、または投資顧問契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了します。また、管理会社の取締役会は、関連する契約書に基づきファンドのその他の関係法人に対する管理を行います。

（上記の体制は2014年9月末日現在のものであり、随時変更となる可能性があります。）

（4）【分配方針】

管理会社は、ファンドの利息収入および実現売買益から毎月の分配、場合によっては中間分配も宣言することができますが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドの他の資産からも分配を行うことができます。

管理会社は、毎月10日（以下本書において「分配基準日」といいます。）現在の受益者に対して、主に利息収入から、また年1回、実現売買益から分配を行うことができます。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグ投信法で規定された投資信託の最低額（1,250,000ユーロ）の米ドル相当額を下回る場合には、分配を行うことができません。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

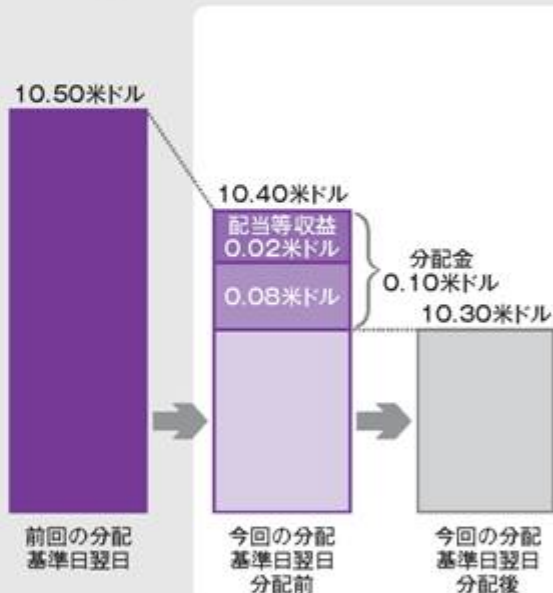
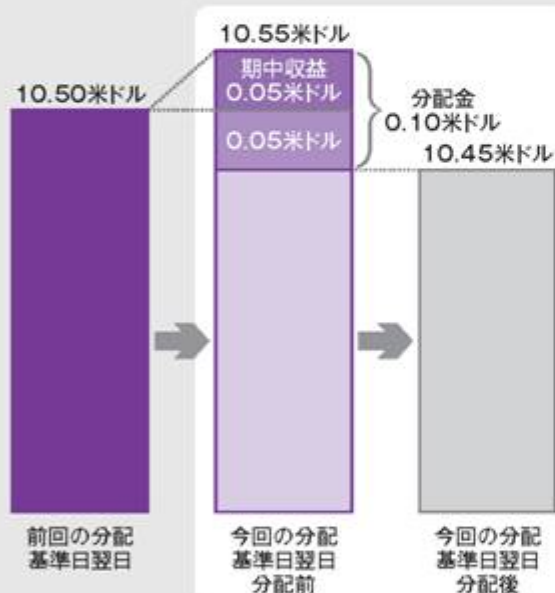


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（５）【投資制限】

ファンド約款（第５条）に従い、管理会社またはその委任を受けた代理人は、ファンド資産の運用にあたり、以下の制限を遵守します。

1. 管理会社は、同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構（「OECD」）加盟国もしくはその地方機関または（地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
2. 管理会社は、ファンドのために、同一の発行体の発行済債務証券の10%を超えて取得することはできません。ただし、かかる制限は関連する債務証券の取得時に適用されるものとし、ファンドによる債務証券の追加的取得の結果以外を理由とするかかる10%制限を超える事後の比率の増加は25%まで是正する必要がありません。かかる25%の上限を超える場合、管理会社はファンドの受益者の利益を考慮しつつ、かかる証券の売却、すなわちかかる状況の是正を優先目的としなければなりません。ただし、本制限は、OECD加盟国またはアメリカ合衆国政府が援助する機関または下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
3. 管理会社は、発行者の経営に重大な影響を及ぼしうることとなるような議決権付証券に投資することはできません。
4. 管理会社は、オープン・エンド型の投資信託の受益証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資をすることができます。

管理会社により運用されている、または共通の経営もしくは管理により、または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、投資信託の受益証券の取得は、特定の地域または経済分野への投資を専門とする投資信託への投資の場合にのみ許されます。その場合、管理会社は、当該受益証券に関する取引に対しいかなる手数料または費用も課してはなりません。管理会社は、ファンドのために、(i)株式に投資する契約型投資信託の受益証券、または(ii)会社型投資信託に投資しません。

5. 管理会社は、不動産を購入してはなりません。
6. 管理会社は、商品、商品取引、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する取引を行なってはいけないので本制限上、かかる商品には、貴金属およびこれらを表象する証書も含まれます。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資または商品を取引する会社の証券を売買することができます。ただし、本制限は、適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融商品、株価指数および外国為替の金融先物取引および先物予約（ならびにこれらに関するオプション）の売買を行うことを妨げるものではありません。
7. 管理会社は、証券を信用買いしません（ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。）。また、証券の空売りを行いません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約（ならびにこれに関するオプション）に関し、当初および継続証拠金を預託することができます。
8. 管理会社が借入れを行う場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。
9. 管理会社は、上記8. 記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドのために所有または保有される証券に担保権、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しないものとします。ただし、将来発行時または後日引渡約定による証券の売買、およびオプションの売り、または先物予約もしくは先物取引の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされません。
10. 公認の証券取引所または定期的に取引が行われ、一般に認められかつ開かれている他の規制市場（「規制ある市場」）で取引されていない証券にファンドの純資産総額の15%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関または（地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国連邦政府により援助された機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
11. 管理会社は、ファンドの資産をもって証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。
12. 管理会社は、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができます。ただし、この技法と手段は、効率的な組入証券の運用の目的で使用される場合に限りです。
 - a) オプションに関し、管理会社は、以下の場合を除いて、証券のプット・オプションまたはコール・オプションを購入することはできません。
 - i) 当該オプションが証券取引所に上場されているか、または規制のある市場で取引されている場合で、かつ
 - ii) 当該オプションの取得価格（プレミアム）が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。

b) 管理会社は、ファンドに代わり、当該証券がすでに保有されているか、ファンドが同等のコール・オプションまたはかかる契約から生じる責任を十分にカバーすることを確保できるワラント等の他の手段を有している場合、証券のコール・オプションを発行することができます。

13. 管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、為替の予約・先物取引を行い、コール・オプションを売り、プット・オプションを買うことができます。ただし、一通貨に関する取引は、ヘッジされる通貨建のファンドの証券およびその他の資産の総評価額を超えてはならず、また当該資産が保有される期間を超えてはなりません。管理会社は、当該コストがファンドにとり有利である場合（同一の取引相手方との契約により）クロス取引を通じ関係通貨を買いまたは通貨スワップ契約を締結することができます。これらの取引または為替は、証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されているもののみを対象として行うものとします。ただし、管理会社は、これらの取引に専門化している格付けの高い金融機関と為替予約またはスワップ契約を行うことができます。
14. 管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行いません。ただし、ファンドは、組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入証券の対応部分の資産価格変動のリスクに対応する範囲内で金融先物取引に関する残高を保有することができます。管理会社は、ファンドのために、ファンドのポートフォリオの金利エクスポージャーを調整する目的で金融先物取引を行うことができます。
15. ルクセンブルグの適用法令（ルクセンブルグ投信法、2013年法、および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、通達、C S S Fの解釈、並びに具体的には、投資信託が利用する譲渡性証券や短期金融商品に係る手法および商品に適用されるC S S F通達08/356の規定（これらの法令が随時改正または代替される新法令））により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レポ契約・逆レポ契約の取引を行うことができる。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記のC S S F通達のセクションI. C. a)に記載される規定に従い、(a) 日々純資産価額を計算し、かつA A Aまたはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(b) 短期性銀行預金、(c) 2008年2月8日付のルクセンブルグ規制で定義される短期金融商品、(d) E U加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治体、または地域的もしくは世界的規模のE Uに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、(e) 十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f) 逆レポ契約取引に対し、ファンドの投資目的と相容れる方法で再投資することができる。

16. 管理会社は、ファンドのためにいかなる種類の株式に対する投資または出資も行ないません。

また、管理会社はファンドのために高い格付けを有し当該取引に専門化している金融機関とレポ契約および逆レポ契約を締結することができます。管理会社は、レポ契約の期間中ファンドのために取引の相手方が証券の買戻しを実行する前か買戻期間が終了する前に当該契約の対象である証券を売却することができません。さらに、ファンドは当該証券をその所有者の請求により購入または買戻す義務を履行できるよう常に確保しなければなりません。

管理会社は、ファンドのために、上記14. にいう取引を行うことができますが、これらの取引は、定期的に取引が行われ、公認かつ公開の規制ある市場で取引されている契約を対象とする場合に限り行うものとします。上記12. および13. にいうオプションに関しては、管理会社は、ファンドのために、当該取引がファンドにとってより有利である場合または必要とされる性質のオプションが取引されていない場合、この種の取引に参加している信用力のある金融機関とO T Cオプション取引を行なうことができます。

管理会社は、ファンド資産の一部である証券に付随する新株等引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社の不可抗力により、または新株等引受権の行使の結果、上記の比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、ファンドの受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させます。

約款上、上記の投資制限はアセット・バック証券に対しては、プールごとではなくスポンサーごとに適用され、その結果、ある主体がアセット・バック証券の複数のプールのスポンサーである場合、投資制限は、これらのプールがすべてスポンサーの一つのクラスの証券に統合されたように適用されます。アセット・バック証券は、保有制限を適用する場合にはすべて債務証券として取扱われます。

保有制限の適合性判断においては、レポ契約は、担保として機能する裏付証券への投資対象とのみみなされます。

上記10.、12.、13. および14. に従った債務証券または証書の取得による場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行ないまたは第三者のために保証人となることはできません。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課すことができます。

3【投資リスク】

① リスク要因

一般的に、ファンドには債券保有に関連して生じるリスクがあります。このリスクには、金利リスク、信用リスクおよび期限前償還／償還延長リスクが含まれますが、これに限定されるものではありません。従って、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、ファンド証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。さらに、ファンド資産は外貨建てとなっていますので、日本円から投資する場合はその投資価値はその時々、の為替レートにも左右されます。ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの純資産価格は金利および為替レートの変動に応じて変動します。為替レートの変動の影響の部分を除き、金利リスクは金利が低下すると債券の市場価値が上昇し、反対に、金利が上昇すると債券の市場価値は下落するというリスクです。長期債は通常、短期債よりこの金利リスクによる価格変動の影響を大きく受けます。ある特定の通貨建ての債券のパフォーマンスは、当該通貨を発行している国の金利の状況にも影響を受けます。ファンドの純資産価格はその基準通貨（米ドル）によって計算されるため、米ドル以外の通貨による投資対象のパフォーマンスは、当該通貨の米ドルに対する強さと当該通貨を発行している国の金利の状況にも影響を受けます。一般的に、米ドル以外の通貨建て証券の価値に影響する為替レート以外の事項（政治環境または発行者の信用状態の変化等）に変化がない場合、当該通貨の価値が上昇すると、ファンドの当該通貨による投資対象の米ドルに換算した価値が上昇し、金利が上昇するか、または米ドル以外の通貨が米ドルと比較して価値が減少すると、ファンドの米ドル以外の通貨建て投資の価値が減少します。

信用リスクは、ファンドが保有する債券の発行者（低い信用格付を有する可能性があります。）が元利金の支払義務を履行できず、ファンドがその投資を回収できないリスクです。

期限前償還リスクは、ファンドが保有する債券（モーゲージ・バック証券等）について発行者が予定より早く元本を返済する権利を行使するリスクです。これは金利が低下する際に起こりやすく、この場合にはファンドは当初の投資の全額は回収できない可能性があり、かつ、より利回りの低い証券に再投資せざるを得ない可能性があります。償還延長リスクは、ファンドが保有する債券（モーゲージ・バック証券等）について発行者が予定より遅く元本を返済する権利を行使するリスクです。これは金利が上昇する際に起こりやすく、この場合には、当該債券の価値は減少し、ファンドはより利回りの高い証券に再投資することが不可能になる可能性があります。期限前償還および償還延長リスクは、通常、変動利付モーゲージ貸付（「ARM」）、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に生じます。例えば、住宅ローンの借り手にはローンを期限前に返済する権利があります。したがって、住宅ローンにより裏付けられている証券のデュレーションは、短縮される（期限前償還リスク）または延長される（償還延長リスク）可能性があります。一般的に、新しい住宅ローン金利が、既存の未払い住宅ローン金利より十分低くなった場合には期限前償還の比率が上昇する傾向があります。反対に新しい住宅ローン金利が、既存の未払い住宅ローン金利より高くなった場合には期限前償還の比率が低下する傾向があります。いずれの場合であっても期限前償還のスピードが変化することによって投資家への損失が生じる可能性があります。

デリバティブ取引のリスク オプション、先物、先物オプション、スワップ、金利キャップ、金利フロアー、金利カラー、仕組み債、逆変動利付証券、通貨フォワード取引を含む通貨取引によるファンドの取引（もしあれば）は、追加的損失を被るリスクを伴っています。デリバティブ商品とヘッジ対象のポートフォリオ資産（もしあれば）の価値の変化の相関関係の欠如、デリバティブ商品市場の流動性欠如または証拠金の必要性およびかかる取引に伴う関連するレバレッジ要素から生ずるリスクによって、損失が生じる可能性があります。これらの運用手法を使用する場合には、投資顧問会社が証券の価格、金利、通貨価値の変動予想を誤った場合に損失を被るリスクも伴っています。

モーゲージ・デリバティブ（PO、IOまたはインバース・フローター）には、特に期限前償還および償還延長のリスクがあります。期限前償還のわずかな変化であってもかかる証券のキャッシュフローおよび市場価値に重大な影響を与える場合があります。一般に、予想されたより早く償還されるリスクは、IO、スーパー・フローターおよびオーバーバーのモーゲージ・バック証券に悪影響を与えます。予想より遅く償還されるリスクは、一般にPO、金利キャップ付変動利付証券、サポート・トランシェ、アンダーバーのモーゲージ・バック証券に悪影響を与えます。さらに、特定のデリバティブ証券の中には、金利の影響（すなわち、価格感応度）および／または期限前償還のリスクへのエクスポージャー（すなわち価格感応度）が増幅されるようレバレッジを掛けられるものもあります。

変動利付デリバティブの中には、デリバティブのリスクおよび金利リスクが複雑に組み合わせられる可能性があるものもあります。例えば、レンジ・フローターは、指定された金利が特定された金利バンドまたは金利カラーの枠外に出た場合には、クーポンが市場レート以下まで低下するリスクにさらされています。デュアル・インデックスまたはイールドカーブ・フローターは、2つの指定された金利のかい離幅が不利に変化した場合には、価値が下がるおそれがあります。

米国政府証券のリスク 米国政府は、法律で義務づけられていない限り、米国政府機関、関連機関その他の政府出資先企業に経済援助を提供しないというリスクがあります。

企業および銀行債務のリスク 上記制約に従い、ファンドは事業法人および銀行が発行または保証する債務に投資することがあります。銀行は、貸付の額、種類および適用利率の両方を制限することのできる政府の広範かつ異った規則に従わ

なければなりません。さらに、銀行業界の利益は、現状の金融市場状況の下での資金調達および貸付を行うための資金の調達しやすさおよびコストに大きく依存しています。借主の資金繰りの困難から発生する信用上の損失と同様に、経済全般の環境が、この業界の運営において重要な役割を果たしています。

グローバル投資のリスク 様々な国の発行者が発行し、様々な通貨建ての証券への投資は、単一国の発行体の証券への投資だけでは得られない潜在的利益を提供する一方、単一国の発行体による証券への投資には伴わない重大なリスクも含んでいます。グローバル投資は、為替レートの変動、かかる投資に適用される法律または規制の変更、為替規制（例えば、通貨取引制限）の変更によっても影響を受けます。投資対象証券の建値通貨の為替レートがファンドの基準通貨に対して下落した場合には、ポートフォリオ証券の価値が減少する傾向があります。さらに、ファンドが配当、利息またはその他の支払を受ける通貨が、かかる収入が分配金として受益者に支払われる前またはかかる基準通貨に換金される前にファンドの基準通貨に対してその価値を下げた場合に、ファンドはかかる分配金の支払に必要な現金を得るためにポートフォリオ証券を売却しなければならない可能性があります。

発行体は、一般に、世界中の国々の様々な会計、監査、財務報告基準に従っています。発行体の取引量、価格の変動率、流動性は、各国の市場ごとに異なります。さらに、証券取引所、証券ディーラー、上場もしくは非上場企業についての政府による監督の程度および規制は、世界中で異なります。国によっては、法律でこれらの国に所在する一定の発行体の証券に投資する権限を制限していることもあります。

市場によって資金決済の方法も異なります。資金決済が遅れるとファンドの資産の一部が投資されないままになり、利益も得られない期間が一時的に発生する可能性があります。決済上の問題により、ファンドが意図した証券を購入することができず、魅力ある投資の機会を失う原因となるおそれもあります。決済の問題により投資対象証券の処分ができないことによって、投資対象証券の価値が減少することによりファンドに損失を発生させるか、またはその証券を売却する契約を締結していた場合、購入者に対する損害賠償を発生させる結果となる可能性があります。

国によっては、公用徴収、没収税、配当や利息の支払いに対する源泉徴収税の賦課、資金もしくはその他のファンド資産の移動の制限、これらの国における投資に影響する政治的、社会的に不安定な状況、外交上の変化が存在する可能性があります。証券の発行体の所在地が証券の通貨単位としている国以外である可能性もあります。異なる国の証券市場における投資の評価および関連する投資収益、付随するリスクは、それぞれ無関係に変化することが予想されます。

ファンドによるソブリン債への投資は、社債には存在しないリスクを含んでいます。債券の発行体、債券の弁済を規制する政府機関は、その債券の条項に従って弁済期に元本または利息を支払うことができないまたは支払を遅る可能性があります。経済が不安定な期間には、ソブリン債の市場価格およびこれに伴いファンドの純資産価格の変動をもたらす可能性があります。ソブリン債の債務者が元本および利息を期限に支払う意思および能力があるかは、とりわけ、キャッシュフローの状況、外貨準備高、弁済期日における十分な外国為替負担能力、経済全体に対する債務負担の相対的規模、そのソブリン債債務者の国際的な貸主に対する理念およびソブリン債債務者が服している政治的制約に影響される可能性があります。

1999年1月1日に、ヨーロッパ経済通貨同盟の参加国が、単一通貨であるユーロを導入しましたが、これは、1999年1月1日以降も存続するユーロ以外の現存通貨を単位とする金融上の契約に対する法的処理、ユーロに変更される通貨の為替レートの設定および維持、1999年1月1日から2001年12月31日までの移行期間およびそれ以後のユーロ以外の通貨に対するユーロの変動、ユーロに参加するヨーロッパ諸国の金利、税金、労働制度が時間が経つにつれて相互に近接するか、現在または将来ヨーロッパ連合（「EU」）の加盟国になる国の通貨を変更することがユーロに影響を与えるかといった問題を含む独自の不安定要因となります。政治的及び経済的リスクを含むこれらまたはその他の要因は、市場混乱の原因となる可能性があり、ファンドが保有する証券の価値に不利に影響する可能性があります。

モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券のリスク モーゲージ・バック証券およびアセット・バック担保証券の大部分は、元本が期限前に返済されることがあり、金利が低下している局面ではこれが加速することが予想されます。かかる期限前返済は、その時点での市場の実勢利回りより低い利回りでの再投資しかできないのが通常です。アセット・バック証券は、裏付けとなる貸付の元本支払をパス・スルーすることの結果として、予定返済期より早期に支払われることが頻繁にあります。金利が低下している局面では、アセット・バック証券の裏付けとなる貸付の期限前返済は加速されることが予想されます。したがって、ファンドがかかる証券のポジションを維持する能力は、期限前返済によって生じるその証券の元本額の減少によって影響を受け、また、ファンドが、同等の利回りで償還元本を再投資する能力は、その時点における実勢金利に服するのが通常です。アセット・バック証券は、モーゲージ・バック証券にはない信用リスクを有しています。これは、アセット・バック証券が、担保権の利益を有していないのが通常であるからです。場合によっては、担保物が回復してもこれらの証券に対して支払をするのに不十分である可能性があります。債務不履行の場合には、担保物をただちに売却し、ファンドが負担している額を受領できないとファンドが損失を被るおそれがあります。

転換証券のリスク 転換証券は、株式のリスクおよび債券リスクの両方の性質のリスクを有しています。全ての債券と同様、転換証券の価値は金利変動に起因する市場の損失リスクの影響を受けやすいのです。一般的には、転換証券の市場価値は金利が上昇すれば下落し、逆に金利が下落すれば上昇する傾向があります。しかし、転換証券の裏付けとなる普通株式の市場価格が、転換証券の転換価格を上回った場合には、転換証券は裏付けとなる普通株式の市場価格を反映する傾向

があります。転換証券の裏付けとなる普通株式の市場価格が下落した場合には、転換証券は、債券と同様、金利動向に影響される傾向が増加するため、裏付けとなる普通株式と同程度までは価格が下落しない可能性があります。

外国為替取引のリスク 様々な国籍の発行体に対する投資は、様々な国の通貨が含まれるのが通常であるため、米ドルで評価されるファンドの資産価値は、証券投資のパフォーマンスとは別に、外国為替レートの変動による影響を受ける可能性があります。外国為替レートは短期間に大きく変動する可能性があり、その他の要因と相まって、ファンドの純資産価格が変動する結果となります（ファンドの純資産価格が変動するときは、受益証券の価値も上昇または下落します。）。外国為替レートは通常、国際的視野から見受けられる、外国為替市場の需要と供給、異なる国への投資の優劣、実際または予想される金利の変化やその他の複雑な要因によって決定されます。為替レートは、また、政府または中央銀行の介入、または介入の失敗、通貨管理またはグローバルな政治的情勢によって、予期せぬ影響を受ける可能性があります。ファンドの総資産の相当部分が、通貨取引調整後のネットポジションにおいて、特定の国の通貨に偏っている場合には、ファンドはこれらの国における経済的、政治的後退のリスクの影響を受けやすくなります。

為替先物、通貨スワップその他相対に取引された為替取引は、取引所で取引される為替取引と比べ、他方相手方が取引上の義務を履行せず損失を被るリスクにさらされます。かかる契約は、契約の相手方が債務不履行に陥る危険を孕んでいます。直物、先物契約または店頭オプション取引は、取引所または決済機関の保証を受けていないため、契約不履行により、ファンドから通貨ヘッジによってもたらされている未実現収益、取引費用、利益が喪失される可能性があります。ファンドが実際の市場価格において売買義務（もしあれば）に対する反対取引を行うことを余儀なくされる可能性があります。ファンドは、他方相手方の無担保普通債務の信用状況または支払能力が投資顧問会社によって投資適格であると判断されない限り、かかる取引を締結してはなりません。ファンドの通貨リスクはその純資産額を超えないものとします。ただし、ファンドが通貨ポジションを維持しつつ証券に全額投資する範囲では、より大きな複合リスクにさらされる可能性があります。通貨取引の活用は、通常の証券運用とは異なる投資技術およびリスクを伴った高度に専門化した取引であります。もし市場価値および為替レートの予想を投資顧問会社が誤った場合には、ファンドの投資実績は、かかる投資技術が使われていなかった場合の状況と比べてより不利なものとなるでしょう。

仕組証券およびインバース・フローターのリスク 仕組証券は他の債券より大きな市場リスクにさらされるおそれがあり、他の複雑でない証券と比べて、より不安定で流動性が低く、また正確に価値を評価するのがより困難です。インバース・フローターは、その金利の変動が、指標金利の変動幅を超えて変動する範囲でレバレッジを掛けられたとみなされます。インバース・フローターのレバレッジの割合が高いほど、その市場価値の変動は大きくなります。

モーゲージ・ドル・ロールのリスク ロールの一部として売却された証券が実現していたであろう利息、値上がり益そしてモーゲージ期限前返済による損益を上回る利益がモーゲージ・ロールによってもたらされない限り、当該手法の利用はファンドの実績を減少させます。モーゲージ証券のドル・ロールの利用を成功させることが出来るかは、投資顧問会社が金利およびモーゲージの期限前返済を正確に予測する能力にかかっています。投資顧問会社が予測を誤った場合には、ファンドは損失を被る可能性があります。

証券、証券指数および外国為替オプションのリスク オプションの売却および購入は特別の投資リスクを含んだ高度に専門化された活動です。オプションはヘッジまたはクロス・ヘッジのいずれかの目的、又運用リターンの向上（投機的な活動と考えられています。）のために利用されることがあります。オプションの利用を成功させることが出来るかは、投資顧問会社が先物価格の変動とオプション市場および証券（または通貨）市場との間の相関関係の度合いを管理する能力に依存する部分があります。投資顧問会社が市場価格の変動の予測を誤ったり、オプションが売却または購入される証券または指標とファンドのポートフォリオの証券との間の相関関係の決定を誤った場合には、ファンドはオプションを使用しなければ被らないであろう損失を被る可能性があります。オプションの利用によりファンドの取引費用が増加する可能性もあります。外国および店頭市場のオプションは、その流動性の低さおよび信用リスクの大きさのため、損失の可能性も大きいのです。

先物および先物オプションのリスク

先物および関連するオプションには以下のリスクがあります。

- ・ファンドは先物および先物オプションを利用することによって利益を享受できる可能性がある一方で、金利、証券価格または為替レートに予期せぬ変化が起こることによって、全体の実績が、先物またはオプション取引を行わなかった場合よりも劣る可能性があります。
- ・先物のポジションとヘッジされるはずのポートフォリオのポジションとの間に完全な相関関係がある保証はないために、期待されるヘッジがなされずファンドがさらに損失を被る可能性があります。
- ・ファンドが先物取引を行い、先物のコールオプションを発行することによって被る損失は潜在的に無限大のものであり、受領したプレミアムを超える可能性があります。
- ・先物市場は変動性が大きく、先物取引を利用することによってファンドの純資産価値の不安定性を増大させる可能性があります。
- ・先物取引で通常要求される証拠金額が低い結果、先物契約の比較的小さな価格変動によってもファンドに重大な損失を生じさせる可能性があります。

- ・先物契約および先物オプションは流動性が欠如する可能性があり、取引所は1日の先物契約価格の変動幅を制限する可能性があります。
- ・外国取引所は、米国取引所と同様の保護を提供しない可能性があります。

レポ取引のリスク 他方当事者または「売り手」が債務不履行に陥った場合、ファンドはファンドの保有する証券および他の担保物の売却手取金が、レポ買戻価格を下回る範囲でレポ契約の遅れ又執行に関わるコストの範囲で損失を被るおそれがあります。また、売り手が倒産した場合には、ファンドの担保物が執行できないものであると裁判所が判断したときは、ファンドはさらに損失を被るおそれがあります。

金利スワップ、トータル・リターン・スワップ、モーゲージ・スワップ、クレジット・スワップ、通貨スワップおよび金利キャップ、金利フロアー、金利カラーのリスク 金利スワップ、トータル・リターン・スワップ、モーゲージ・スワップ、クレジット・スワップ、通貨スワップさらには金利キャップ、金利フロアー、金利カラーを利用することは、通常のポートフォリオ証券の取引と異なる投資手法およびリスクを伴う高度に専門的な活動です。投資顧問会社が、市場価値、金利および為替レートの予測を誤った場合には、ファンドの投資実績はかかる投資手法を利用しなかった場合より悪化する可能性があります。

運用リスク 投資顧問会社が使用する戦略が意図した結果をもたらさないリスクがあります。

流動性リスク 異常な市場環境、または異常に多い買戻し等その他の理由により、ファンドが本書に規定された期間内に買戻金額を支払うことができないリスクがあります。

公開取引がなされていない証券に関するリスク 公開取引がなされていない証券（ルール144A証券を含みます。）は、営業上および財務上高度のリスクを有する可能性があり、重大な損失をもたらすおそれがあります。かかる証券は公開市場で取引引きされている証券より流動性が低く、ファンドがそのポジションを処分するのに公開市場で取引引きされている証券の場合より長くかかる可能性があります。これらの証券は私的取引においては転売できる可能性はありますが、かかる取引において実現される売却価格はファンドが当初支払った価格より低い可能性があります。さらに、証券が公開市場で取引引きされていない会社は、証券が公開市場で取引引きされている会社に適用される開示その他の投資家保護の要求に服していない可能性があります。

証券貸付、買戻取引権の売買およびレポ・逆レポ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については本項の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為する逆レポ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付き、(ii) 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレポ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは期間の取引における投資持分の焦付き、(ii) 売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

証券貸付取引に関しては、投資家は、(A) ファンドにより貸し付けられる証券の借り手が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保物件が、当該担保物件の不適正な価格付け、当該担保物件の価格の不利な市場動向、当該担保物件の発行体の信用格付の悪化、または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかを問わず、貸し出された証券の価格を下回る価格で換金されることになり得るというリスク、(B) 現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、(i) 相応のリスクを伴ったレバレッジおよび損失リスクやボラティリティ・リスクを生み出すことがあり、(ii) ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあり、または(iii) 回収額が担保物件の金額を下回るというリスク、また(C) 貸付証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限するというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

管理会社は、リスク管理システムを用い、さらにファンドのリスク監視を可能にするリスク管理手法およびプロセスを有しています。

ファンドのリスク特性

ポートフォリオに含まれる固定利付商品（例えばアセット・バック証券、モーゲージ・バック証券）の価格は、裏付け債権の金利の変化および期限前償還により変動します。こうした価格変動によりファンドは、マーケット（金利）・リスクにさらされます。しかしながら、投資顧問会社のデュレーション管理手法（目標デュレーションを7年以内に維持）および分散投資により、リスクは限定されます。

ファンドは多大な（高い）クレジット・リスクを伴います。クレジット商品（アセット・バック証券、商業用モーゲージ・バック証券、モーゲージ・バック証券）によって、ファンドは高い集中投資リスクを伴うことがある裏付セクターおよびローンのエクスポージャーを保有することになります。しかし、投資顧問会社が選択する投資対象の信用度によってリスクは軽減されます。

ノン・シニア・トランシェはシニア・トランシェよりも元利金返済が劣後するため、これらのトランシェへの投資は、デフォルト・リスク（即ち、元本および利息の不払い）を増大させます。しかし、カウンターパーティ・リスクは投資対象の性質上、限定されます。

ファンドの投資対象は性質上、市場が逼迫した場合に高い流動性リスクにさらされます。アセット・バック証券、モーゲージ・バック証券、商業用モーゲージ・バック証券へのエクスポージャーは、原資産（例えば、返済不能な巨額ローン）の流動性の欠如が原因で、過去において流動性を欠いたことがあります。

クレジット商品における評価パラメーター（例えば、金利の変化）は、有価証券の価格に影響を与え、評価リスクを発生させることがあります。

レバレッジ

委員会委任規則（EU）第231/13号（以下「委員会委任規則」といいます。）および2013年法に従い、「レバレッジ」は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法によるかを問わず、AIFMの管理するAIFのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」および委員会委任規則第8条に定める「コミットメント法」の2種類の計算方法に基づいてAIFMがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法においても、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、ファンドの純資産総額に対する割合として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市場価格（絶対値で表示）により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙IIに定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、AIFのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引が考慮されるものとします。

- a) ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスクが相殺されていること。
- b) AIFのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。
- c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク（もしあれば）が相殺されていること。
- d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。
- e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデリバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の300%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の300%を超えないものとします。

ファンドのレバレッジを計算する目的において、

- ーコミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、デリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネットティングおよびヘッジ取引を適用し、借入れ（これがエクスポージャーを増加させ、レバレッジを生み出すその他の取引を含む場合）の再投資により生じるエクスポージャーを計算します（以下「コミットメント法」といいます。）。
- ーグロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、デリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、借入れ（これがエクスポージャーを増加させ、レバレッジを生み出すその他の取引を含む場合）の再投資により生じるエクスポージャーを計算しますが、ネットティングおよびヘッジ取引は考慮せず、ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物は除外します（以下「グロス法」といいます。）。

グロス法は、ファンドの純資産総額（NAV）と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するのに対し、コミットメント法は、投資運用会社が用いるヘッジおよびネットティングの技法の見方を提供します。受益者は、レバレッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスクを意味するものではなく、逆に、低いレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに関する情報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク／リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、委員会委任規則およびルクセンブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き続き約款に定められた投資制限を遵守して管理されます。

利益相反

投資顧問会社および／または副投資顧問会社および／または保管受託銀行および管理事務代行会社（各々の取締役、役員、従業員を含む）に利益相反が生じることがあります。つまり、投資顧問会社および／または副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、ファンドのためにのみ、その役務を行うのではなく、ファンドの受益者と相反する利害を有するその他第三者のためにも行うことがあります。かかる場合、投資顧問会社および／または副投資顧問会社は、とりわけ投資目的、投資戦略、投資制限、および各関係者の投資に充当可能な資金を勘案して合理的かつ公正であるとみなす方法で、彼らが助言または運用を行う各関係者間に投資の機会を配分します。

利益相反は、ファンドが(i) 投資顧問会社および／または副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社と関係のある会社が運用、助言、または支配する企業に關係する投資を行うことがあるという事実、または(ii) 投資顧問会社および／または副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社によって運用、助言、または支配される第三者に対しファンドの保有資産を売却することがあるという事実によっても発生することがあります。かかる場合、各々は、ファンドに関連してその当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常時配慮します。特に、利益相反が生じ得る取引または投資を行う際には、受益者にとって可能な限り最善の利益を求めるという義務を限定することなく、各々は、かかる利益相反が通常の商取引ベースで公正に解決されるように努めます。

投資顧問会社および／または副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、特にルクセンブルグの法律（2013年法を含みます。）に基づき通知が必要な場合、ファンドの投資行動に関連して利益相反の発生をもたらす、彼ら自身またはその関連会社が関わる取引行動についてファンドに通知します。

投資顧問会社および／または副投資顧問会社は、そのすべての時間または大半の時間をファンドの業務に費やすことを要求されるのではなく、投資顧問契約および副投資顧問契約に基づくその義務の遂行に関連して適正に努力することのみを要求されます。

諸規制やファンドの投資方針により、投資顧問会社および／または副投資顧問会社により運用される他の運用口座または投資ビークルに提供される投資の機会への参加を、ファンドが禁じられることがあります。

利益相反は、さらに保管受託銀行と評価代理人が同一の事業体であることによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されますが、保管受託銀行および評価代理人の業務は、2013年法の規定を遵守し、また、当該利益相反の公正かつ対等な立場での解決を目指します。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に従い管理および監視し、要求される範囲において2013年法に従い受益者に開示します。

② リスクに対する管理体制

ファンドは、投資顧問会社に設置されたマーケット・リスク分析部門により、多角的に運用のリスク管理が行われています。マーケット・リスク分析部門は、運用部門とは独立した組織として、客観的な視点からポートフォリオのリスクを監視します。具体的には、ポートフォリオが十分に分散されているか否かにつきモニターするほか、トラッキング・エラーが事前に定められた許容範囲にとどまっているか否か等を監視します。

2014年9月末現在マーケット・リスク分析部門は米国、欧州、アジアに約20名が配置されています。

マーケット・リスク分析部門の基本的な機能は主に3つあり、①全ポートフォリオにおけるリスク・モニタリング（絶対的及び相対的なリスク量）、②リスク管理手法の向上、③独自のリスク管理に関する調査が挙げられます。各ポートフォリオでモニタリングされたリスク実績およびエラー・レポート等は、投資運用部門のシニア・ビジネス・マネジャーの間で毎月討議されます。

（上記の体制は2014年9月末日現在のものであり、随時変更となる可能性があります。）

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

純資産価格の３％以下です。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはなりません。

b. 日本における申込手数料

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
500口以上 8,000口未満	申込金額の2.16%（税込）
8,000口以上 80,000口未満	申込金額の1.08%（税込）
80,000口以上	申込金額の0.54%（税込）

（２）【買戻し手数料】

a. 海外における買戻し手数料

海外において買戻し手数料は徴収されません。

b. 日本における買戻し手数料

日本において買戻し手数料は徴収されません。

（３）【管理報酬等】

① 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、ファンド会計年度の四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.02%の管理報酬をファンドから各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。投資顧問会社は、ファンド会計年度の四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の以下の年率の投資顧問報酬を各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

10億ドルまでの部分	0.400%
10億ドル超20億ドルまでの部分	0.375%
20億ドル超の部分	0.350%

ファンドは、ファンド資産から、2014年5月31日に終了した会計年度に69,207ドルの管理報酬を、また1,384,135ドルの投資顧問報酬を支払いました。

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、随時合意する報酬を支払います。

② 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの資産から、ファンド会計年度の四半期中のファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.07%の保管報酬（年間最低額20,000米ドル）を各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担します。

ファンドは、ファンド資産から、2014年5月31日に終了した会計年度に、246,789ドルの保管報酬を支払いました。

③ 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、ファンド会計年度の四半期中のファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.05%の管理事務代行報酬（年間最低額10,000米ドル）を各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

ファンドは、ファンド資産から、2014年5月31日に終了した会計年度に、190,394ドルの管理事務代行報酬を支払いました。

④ 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンド会計年度の四半期中の日々の純資産総額の平均額の年率0.10%の代行協会員報酬を各四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

ファンドは、ファンド資産から、2014年5月31日に終了した会計年度に、345,833ドルの代行協会員報酬を支払いました。

⑤ 販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、販売会社が販売し関連する四半期中に買い戻されなかったファンド証券についてのファンド会計年度の四半期中の日々の純資産総額の平均額の以下の年率の販売会社報酬を各四半期毎に後払で受領する権利を有します。

10億ドルまでの部分	0.200%
10億ドル超20億ドルまでの部分	0.225%
20億ドル超の部分	0.250%

ファンドは、ファンド資産から、2014年5月31日に終了した会計年度に、691,578ドルの販売会社報酬を支払いました。

⑥ 評価代理報酬

評価代理人はその役割について報酬を受領しません。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは、次の費用を負担します。

- (イ) ファンド資産および収益に課せられる一切の税金（純資産総額の年率0.05%のルクセンブルグの資本税を含む。）。
- (ロ) ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- (ハ) 登録・名義書換・発行会社代理人および支払事務代行会社に対する報酬および合理的な額の実費。
- (ニ) 保管受託銀行および管理事務代行会社が負担する報酬および合理的な額の実費（電話、テレックス、ケーブルおよび郵便料金を含むがそれらに限定されません。）およびファンドの資産の保管が委託された銀行および金融機関の保管料金。
- (ホ) 代行協会員が負担した合理的な額の実費。
- (ヘ) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法律関係費用。
- (ト) その他、次の費用を含む管理費用。

・券面印刷費

・ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含みます。）への約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。

・上記監督当局の所管する適用法令のもので要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質上の受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用。

・会計、記帳および毎日の純資産価格計算に要する費用。

・受益者への通知・公告を作成しかつ配付する費用。

・弁護士および監査人の報酬。

・以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、ファンド証券の募集または販売に関して直接生じた一切の広告宣伝費およびその他の費用は除きます。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。ファンドの設定および当初募集の費用は、ファンドが負担し、5年を超えない期間にわたって償却されます。

ファンドは、2014年5月31日に終了した会計年度に、698,876ドルのその他の費用を支払いました。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- ① ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- ② 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、分離課税となり、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合、支払調書は提出されません。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315% ^(注)	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

(注) 復興特別所得税を含みます。以下同じです。

- ③ 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

- ④ 法人の益金不算入の適用は認められません。
- ⑤ ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。
- ⑥ 償還益については、表示通貨ベースの償還価額が元本相当額（管理会社が算出します。）を上回る額は利子所得とされ、分配金と同じ扱いとなります。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）

（2014年9月末日現在）

資産の種類	国名（発行地）	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
固定利付債	アメリカ合衆国	97,206,585	29.24
	イギリス	676,648	0.20
	小計	97,883,233	29.45
米国財務省証券	アメリカ合衆国	89,760,636	27.00
モーゲージ・バック証券	アメリカ合衆国	38,747,765	11.66
商業用モーゲージ・バック証券	アメリカ合衆国	32,038,900	9.64
	イギリス	354,859	0.11
	小計	32,393,759	9.75
モーゲージ担保債務証券	アメリカ合衆国	23,473,498	7.06
	イギリス	1,072,098	0.32
	イタリア	559,701	0.17
	小計	25,105,298	7.55
事後告知取引	アメリカ合衆国	15,579,559	4.69
変動利付債	アメリカ合衆国	7,081,096	2.13
	イギリス	2,509,065	0.75
	小計	9,590,161	2.89
アセット・バック証券	アメリカ合衆国	4,699,245	1.41
	オーストラリア	249,457	0.08
	小計	4,948,701	1.49
国債	アメリカ合衆国	3,921,142	1.18
ステップ・アップ／ダウン債	アメリカ合衆国	900,346	0.27
小計		318,830,600	95.92
現金その他の資産（負債控除後）		13,576,202	4.08
総計（純資産総額）		332,406,802 (約36,382百万円)	100.000

（注１）投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。以下同じです。

（注２）事後告知取引は、MBSの取引形態の一つです。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2014年９月末日現在）

順位	銘柄	種類	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	額面金額 (米ドル)	簿価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
1	US TREAS NOTE 1.625% 31/08/19	米国財務省証券	1.625	2019/ 8 /31	13,800,000.00	13,783,440.28	13,707,954.00	4.12
2	FNCL 30YR TBA 4.5% 13/11/14	事後告知取引	4.500	2014/11/13	10,000,000.00	10,755,000.00	10,767,031.00	3.24
3	US TREAS NOTE 1.625% 31/03/19	米国財務省証券	1.625	2019/ 3 /31	10,400,000.00	10,356,630.10	10,373,376.00	3.12
4	FNCL 30YR 3.5% 14/10/14	事後告知取引	3.500	2014/10/14	9,000,000.00	9,163,806.15	9,207,423.00	2.77
5	US TREAS NOTE 1.75% 30/09/19	米国財務省証券	1.750	2019/ 9 /30	8,900,000.00	8,878,812.84	8,889,943.00	2.67
6	US TREAS NOTE 3.75% 15/11/43	米国財務省証券	3.750	2043/11/15	7,700,000.00	7,539,443.24	8,555,701.00	2.57
7	FHMS K701 A2 3.882% 25/11/17	モーゲージ担保 債務証券	3.882	2017/11/25	6,100,000.00	6,160,926.80	6,508,230.30	1.96
8	JPMCC 06-CB16 A4 5.552% 12/05/45	商業用モーゲー ジ・バック証券	5.552	2045/ 5 /12	5,658,730.00	6,185,301.51	5,812,826.53	1.75
9	US TREAS NOTE 2.25% 30/04/21	米国財務省証券	2.250	2021/ 4 /30	5,000,000.00	4,977,560.68	5,028,450.00	1.51
10	US TREAS NOTE 3.625% 15/02/44	米国財務省証券	3.625	2044/ 2 /15	4,500,000.00	4,517,394.56	4,889,700.00	1.47
11	US TREAS NOTE 3.375% 15/05/44	米国財務省証券	3.375	2044/ 5 /15	4,400,000.00	4,365,657.10	4,567,288.00	1.37
12	US TREAS NOTE 3% 15/05/42	米国財務省証券	3.000	2042/ 5 /15	4,150,000.00	4,107,274.15	4,028,737.00	1.21
13	US TREAS NOTE 2.125% 30/09/21	米国財務省証券	2.125	2021/ 9 /30	4,000,000.00	3,971,634.60	3,977,200.00	1.20
14	US TREAS NOTE 2.125% 31/01/21	米国財務省証券	2.125	2021/ 1 /31	3,900,000.00	3,883,631.00	3,902,457.00	1.17
15	US TREAS NOTE 3.125% 15/02/42	米国財務省証券	3.125	2042/ 2 /15	3,600,000.00	3,709,281.61	3,583,692.00	1.08
16	VERIZON COMM 5.15% 15/09/23	固定利付債	5.150	2023/ 9 /15	3,075,000.00	3,065,037.00	3,399,403.28	1.02
17	LBCMT 07-C3 A1A FRN 15/07/44	商業用モーゲー ジ・バック証券	5.85832	2044/ 7 /15	4,800,000.00	3,361,842.20	3,330,720.17	1.00
18	MLCFC 06-2 A1A FRN 12/06/46	商業用モーゲー ジ・バック証券	5.87043	2046/ 6 /12	3,600,000.00	3,422,949.69	3,315,699.70	1.00
19	CSMC 07-C2 A1A 5.526% 15/01/49	商業用モーゲー ジ・バック証券	5.526	2049/ 1 /15	3,600,000.00	3,271,093.15	3,236,554.97	0.97
20	TENN VALLEY AUTH 4.375% 15/06/15	固定利付債	4.375	2015/ 6 /15	3,000,000.00	3,174,900.00	3,089,376.00	0.93
21	CGCMT 08-C7 A1A FRN 10/12/49	商業用モーゲー ジ・バック証券	6.047272	2049/12/10	3,100,000.00	3,107,967.89	3,038,809.54	0.91
22	MLCFC 06-4 A1A 5.166% 12/12/49	商業用モーゲー ジ・バック証券	5.166	2049/12/12	3,200,000.00	3,136,479.88	3,035,967.46	0.91
23	US TREAS NOTE 1.625% 30/06/19	米国財務省証券	1.625	2019/ 6 /30	3,000,000.00	2,993,549.91	2,985,030.00	0.90
24	INTL FINANCE CORP 0.875% 15/6/18	固定利付債	0.875	2018/ 6 /15	3,000,000.00	2,989,860.00	2,932,185.00	0.88
25	US TREAS NOTE 1.5% 31/05/19	米国財務省証券	1.500	2019/ 5 /31	2,600,000.00	2,597,880.46	2,573,740.00	0.77
26	TENN VALLEY AUTH 5.25% 15/09/39	固定利付債	5.250	2039/ 9 /15	2,100,000.00	2,076,522.00	2,571,996.00	0.77
27	FHMS K005 A2 4.317% 25/11/19	モーゲージ担保 債務証券	4.317	2019/11/25	2,200,000.00	2,478,953.13	2,411,334.20	0.73
28	VERIZON COMM 4.5% 15/09/20	固定利付債	4.500	2020/ 9 /15	2,200,000.00	2,282,016.50	2,373,300.60	0.71
29	MSC 07-HQ11 A1A 5.422% 12/02/44	商業用モーゲー ジ・バック証券	5.422	2044/ 2 /12	5,000,000.00	2,361,998.84	2,295,745.82	0.69
30	KINGDOM OF JORDAN 2.503% 30/10/20	国債	2.503	2020/10/30	2,200,000.00	2,200,000.00	2,217,421.80	0.67

②【投資不動産物件】

該当ありません（2014年9月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません（2014年9月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2013年10月から2014年９月までの期間における各月末および下記各会計年度末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	千円ドル	百万円	米ドル	円
第６会計年度末 (2005年５月末日)	2,780,052	304,277	10.24	1,121
第７会計年度末 (2006年５月末日)	1,856,327	203,175	9.76	1,068
第８会計年度末 (2007年５月末日)	1,310,376	143,421	9.85	1,078
第９会計年度末 (2008年５月末日)	941,353	103,031	9.54	1,044
第10会計年度末 (2009年５月末日)	703,104	76,955	8.53	934
第11会計年度末 (2010年５月末日)	643,677	70,450	9.51	1,041
第12会計年度末 (2011年５月末日)	518,874	56,791	9.65	1,056
第13会計年度末 (2012年５月末日)	433,087	47,401	9.77	1,069
第14会計年度末 (2013年５月末日)	374,519	40,991	9.44	1,033
第15会計年度末 (2014年５月末日)	332,553	36,398	9.12	998
2013年10月末日	349,874	38,294	9.18	1,005
11月末日	344,510	37,707	9.12	998
12月末日	338,040	36,998	9.01	986
2014年１月末日	339,975	37,210	9.09	995
２月末日	340,037	37,217	9.11	997
３月末日	336,936	36,878	9.06	992
４月末日	332,898	36,436	9.06	992
５月末日	332,553	36,398	9.12	998
６月末日	330,813	36,207	9.08	994
７月末日	332,639	36,407	9.04	989
８月末日	332,600	36,403	9.06	992
９月末日	332,407	36,382	8.97	982

②【分配の推移】

1口当りの分配金

	2004年		2005年		2006年		2007年	
	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円
1月	0.040	4.38	0.038	4.16	0.040	4.38	0.040	4.38
2月	0.040	4.38	0.038	4.16	0.040	4.38	0.040	4.38
3月	0.040	4.38	0.038	4.16	0.040	4.38	0.040	4.38
4月	0.040	4.38	0.038	4.16	0.040	4.38	0.040	4.38
5月	0.040	4.38	0.038	4.16	0.040	4.38	0.040	4.38
6月	0.040	4.38	0.038	4.16	0.040	4.38	0.040	4.38
7月	0.042	4.60	0.038	4.16	0.040	4.38	0.042	4.60
8月	0.042	4.60	0.038	4.16	0.040	4.38	0.042	4.60
9月	0.042	4.60	0.038	4.16	0.040	4.38	0.042	4.60
10月	0.040	4.38	0.038	4.16	0.040	4.38	0.040	4.38
11月	0.040	4.38	0.040	4.38	0.040	4.38	0.040	4.38
12月	0.040	4.38	0.040	4.38	0.040	4.38	0.040	4.38

	2008年		2009年		2010年		2011年	
	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円
1月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
2月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
3月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
4月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
5月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
6月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
7月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
8月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
9月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
10月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
11月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
12月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60

	2012年		2013年		2014年	
	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円
1月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
2月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
3月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
4月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
5月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
6月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
7月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
8月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
9月	0.042	4.60	0.042	4.60	0.042	4.60
10月	0.042	4.60	0.042	4.60		
11月	0.042	4.60	0.042	4.60		
12月	0.042	4.60	0.042	4.60		

設定来累計（2014年9月末日現在）：7.713米ドル

③【収益率の推移】

会計年度	収益率（％）
第6会計年度	5.99
第7会計年度	-0.10
第8会計年度	5.84
第9会計年度	1.89
第10会計年度	-5.30
第11会計年度	17.40
第12会計年度	6.77
第13会計年度	6.47
第14会計年度	1.78
第15会計年度	1.95

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当りの純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当りの純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（％）
2005年	2.44
2006年	3.89
2007年	5.29
2008年	－9.58
2009年	15.31
2010年	7.66
2011年	6.86
2012年	5.93
2013年	-2.42
2014年	3.75

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2014年については9月末日）の1口当りの純資産価格（当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額）

b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当りの純資産価格（分配落の額）

分配金に対する税金は考慮されておりません。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

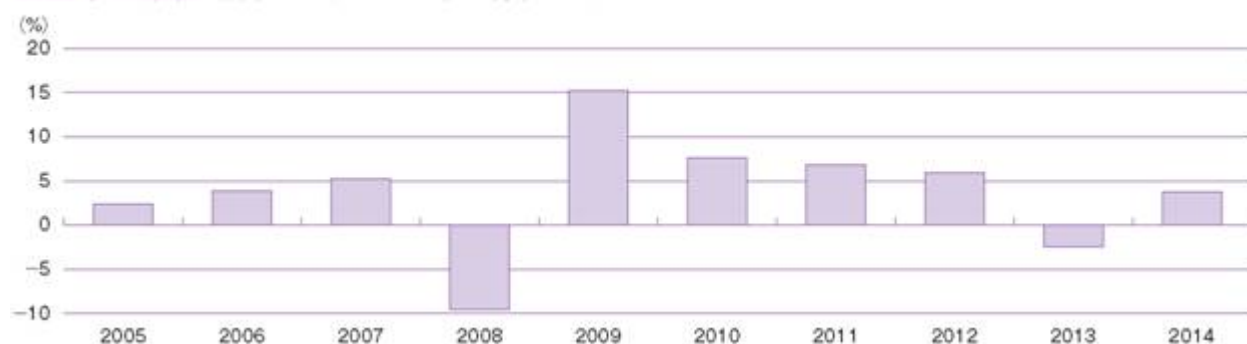
<参考情報>

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

純資産総額 332百万米ドル／ 1口当たり純資産価格 8.97米ドル(2014年9月末日現在)



収益率の推移（暦年ベース）※2014年は9月末日まで



（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 6 会計年度	72,105,473 (72,105,473)	47,421,180 (47,421,180)	271,474,089 (271,474,089)
第 7 会計年度	15,267,128 (15,267,128)	96,558,963 (96,558,963)	190,182,254 (190,182,254)
第 8 会計年度	5,587,886 (5,587,886)	62,713,071 (62,713,071)	133,057,069 (133,057,069)
第 9 会計年度	5,151,941 (5,151,941)	39,545,477 (39,545,477)	98,663,533 (98,663,533)
第10会計年度	4,462,071 (4,462,071)	20,730,896 (20,730,896)	82,394,708 (82,394,708)
第11会計年度	4,954,253 (4,954,253)	19,633,026 (19,633,026)	67,715,935 (67,715,935)
第12会計年度	3,224,311 (3,224,311)	17,162,034 (17,162,034)	53,778,212 (53,778,212)
第13会計年度	1,851,863 (1,851,863)	11,303,814 (11,303,814)	44,326,261 (44,326,261)
第14会計年度	1,790,674 (1,790,674)	6,448,647 (6,448,647)	39,668,288 (39,668,288)
第15会計年度	1,622,007 (1,622,007)	4,824,520 (4,824,520)	36,465,775 (36,465,775)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(i) 海外における申込（販売）手続等

日本国外に居住する投資者によるファンド証券の購入申込みは、管理会社によって受諾されます。

ファンド証券は、本書に記載する管理会社の裁量により当該発行の一時停止を行う管理会社の権利を条件として、ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークにおける銀行営業日でニューヨーク証券取引所の取引日（毎年12月24日を除きます。）（「評価日」）に管理会社によって発行されます。

管理会社またはその代理人は、記名式でのみファンド証券を発行します。

券面の請求がない場合、投資者は、ファンド証券について券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が交付されます。券面（発行された場合）には、管理会社またはその代理人および保管受託銀行の署名が記載されますが、当該両署名は複写によることができます。

ファンド証券の券面または確認書は管理会社またはその代理人から取得者またはその取引銀行に、受益者のリスクにおいて、支払日から7ルクセンブルグ銀行営業日以内に郵送されます。

1口当たりの販売価格は、管理会社がファンド証券の申し込みを（ルクセンブルグ時間午後4時までに）受領した評価日に計算された1口当たりの純資産価格です。そして、当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3%を上限とする販売手数料が加算されます。

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受諾された日から起算し5評価日以内にドルで行うものとします。第5評価日目にドル送金の決済ができない場合、ドル送金決済の可能な直後の日に支払いを行うことができます。

購入単位は500口以上1口単位です。

日本以外の国の居住者の申込は、購入日のルクセンブルグ時間午後4時までに管理会社が受領した場合、申込が受諾されたものとみなされます。午後4時以降に受領されたものは、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

管理会社は、その自由裁量によりいつでも、国・地域を問わず個人・団体に対し受益証券の販売を中止、制限または受益証券の発行全般を制限できます。管理会社はまた、ファンドおよび受益者の利益のためと判断した場合、特定の個人あるいは団体に対し販売を行わないことができます。

ファンド証券の公衆に対する販売は、EU域内においては行われません。

管理会社は、(a) ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、(b) ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買戻すことができます。

ファンド証券はアメリカ合衆国1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づく登録はなされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法に基づく登録もされていません。ファンド証券は、直接または間接に、アメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除くアメリカ合衆国人（証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して募集、販売、移転または交付することはできません。ファンド証券またはファンド証券上の権利は他のアメリカ合衆国人により実質的に所有されることはできません。アメリカ合衆国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社が証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社はアメリカ合衆国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、またアメリカ合衆国人への移転の登録を拒絶することができます。

(ii) 日本における申込（販売）手続等

日本においては、有価証券届出書第一部証券情報、(7) 申込期間に記載される期間中、評価日にかつ日本における販売会社の営業日に第一部証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。評価日の午後3時までに申込が行われ、かつ販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。販売の単位は、500口以上1口単位です。

ファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した日の1口当たりの純資産価格です。日本における約定日は販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、当該払込期日までに、手数料を支払わなくてはなりません。

買付代金の支払は、円貨の場合、米ドルとの換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売取扱会社が決定します。また米ドルで支払うこともできます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則中に規定される「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社、管理事務代行会社および／または販売会社は時間外取引に従事する者からの買付注文を受け付けず、ファンドの他の投資家を保護するため適切な措置を講じる権利を有します。さらに、管理会社および／または管理事務代行会社は、マーケット・タイミング（不公正な裁定取引）を疑われる投資家によるファンド証券の買付注文を拒絶する権利を有します。

2【買戻し手続等】

（i）海外における買戻し手続等

受益者は、いつでも、評価日に書面によりファンド証券の買戻しを請求できます。

ファンド証券1口当たり買戻し価格は、管理会社がルクセンブルグ時間午後4時までに買戻し請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の1口当たり純資産価格です。午後4時以降に受領された買戻し請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻し請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

買戻し代金は、買戻し日の純資産価格によって、投資者の買付代金を上回る場合も下回る場合もあります。

買戻し代金の支払は、保管受託銀行またはその代理人により、買戻し請求が受諾（券面が発行されている場合、ファンド証券の券面の受領を含みます。）された日から起算して5評価日目までにドルで行われます。

米ドルによる決済が、当該5評価日目に行うことができない場合、支払は、当該決済の可能な直後の日において行われます。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、ファンドのため、管理会社が受益者からの買戻し請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保しています。

（ii）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、評価日にかつ日本における販売会社の営業日に、販売取扱会社を通じ、管理会社に対し、ファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、手数料なしで、各評価日にかつ日本における営業日に行うことができます。評価日の午後3時までに申込が行われ、かつ販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

ファンド証券1口当たりの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した日に計算される1口当たりの純資産価格とし、支払金額が円貨の場合、米ドルとの換算レートは、販売取扱会社が買戻しの注文の成立を確認した日（「約定日」（通常、申込を受け付けた翌営業日）となります。）の東京外国為替市場の相場に基づいて販売取扱会社が決定します。また米ドルで受け取ることもできます。ファンド証券の買戻しは1口単位とします。

買戻し代金は、約定日から起算して日本の4営業日目からの支払となります。

（iii）純資産価格の決定及び販売・買戻しの停止

管理会社は、以下の場合において純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止することができます。

イ）ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。

ロ）政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。

ハ）ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。

ニ）為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

当該停止は、発行または買戻しを申し込んだ受益者の登録された住所宛に通知され、ルクセンブルグ法に従い、メモリアルに公告されます。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関してルクセンブルグの法令および通達（2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法（改正済）を含むが、これに限られません。）に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、投資信託をマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されています。かかる規定の制定により、ルクセンブルグ籍の投資信託の登録事務代行会社は、ルクセンブルグの法令および通達に従い、購入者の身元確認を行わなければなりません。登録事務代行会社は、購入者に対し、かかる身元確認を実施するために必要とみなす文書の提出を要求することができます。

申請者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入（または、適宜、買戻し）の申請は受諾されません。管理会社および管理事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負いません。

受益者は、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・デリジェンス要件に基づき、随時、追加または最新の身元確認書類の提出を要求されることがあります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

純資産価格の計算

ファンドの受益証券の1口当り純資産価格、発行価格および買戻価格（「純資産価格」）は、評価日毎にドルにより決定されます。

1口当り純資産価格は、ドルで表示され、評価日毎にファンドの資産から負債（管理会社はその積立を必要または適切であると判断する準備金を含みます。）を控除した額を純資産価格の決定時における発行済ファンド証券の総口数で除することにより、管理会社により決定されます。可能な限りにおいて、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含みます。）が日割りで計算されます。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされます。

- (a) すべての手持現金または預金およびそれらの発生済利息。
- (b) すべての手形・小切手および未収金（売却後引渡未了の証券の売却代金も含みます。）。
- (c) ファンドのために所有または購入契約済みのすべての債券、確定日払約束手形、株式、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、オプション、先物契約ならびにその他の投資資産および証券。
- (d) ファンドが受領すべきすべての株式、株式配当、現金配当および分配金。（ただし、管理会社は、ファンドのために、配当落ち、権利落ちでの取引、その他類似の実務による証券の市場価格の変動に関し調整することができます。）
- (e) 利息が当該証券の元本金額に含まれているか反映されている場合を除き、ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。
- (f) すべての為替予約取引または他のヘッジ取引。
- (g) 未償却のファンドの設立費。
- (h) 前払費用を含むあらゆる種類・性質のその他のすべての資産。

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされます。

- (a) すべての借入金、未払手形および未払金。
- (b) すべての発生済みまたは未払管理費。（管理会社報酬、投資顧問報酬、販売報酬、保管報酬、代行協会員報酬、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社・発行会社代理人報酬、源泉税およびその他の諸税を含みます。）
- (c) 請求済、未請求のいかににかかわらず現金または財産の支払義務を負う契約上のすべての期限到来済債務を含むすべての知れたる債務。（評価日が分配金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドに代わって宣言した分配金の未払額を含みます。）
- (d) 管理会社が随時決定する評価日における総資産および収益に基づく適切な納税引当金および管理会社の取締役会の授権および承認あるときはその他の準備金。
- (e) ファンドの受益証券により表象される負債を除くあらゆる種類・性質のファンドのその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的性質の管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等割当金額を計上することができます。

上記ファンド資産は、以下の方法によって評価されます。

- ① 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価されます。有価証券が数ヵ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の取引値により評価されます。

- ② 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価されます。
- ③ 相場価格が入手できないか、または上記①および／または②に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価されます。
- ④ 現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生利息を加えた価額で評価されます。
- ⑤ ドル以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売買相場の仲値でドルに換算されます。異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されています。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管されます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した日本の投資者のファンド証券またはその確認書は、保管受託銀行に販売会社名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は2019年5月31日までです。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算日は、毎年5月31日とします。

(5) 【その他】

(i) ファンドの償還

ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、信託期間の満了前に償還することも、また信託期間を延長することもできます。ファンドは、さらにルクセンブルグの法律が規定する強制清算の場合にも償還されます。ファンドの償還を、受益者、または受益者の相続人もしくは実質的受益者が要求することはできません。償還通知は、ルクセンブルグの「メモリアル」および管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されるものとします。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。償還の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に鑑みファンド資産を換金し、保管受託銀行は、管理会社が発する指示に基づき、受益者にその保有ファンド証券数に応じて純清算手取金（すべての償還費用控除後）を分配します。ルクセンブルグの法律に規定されるとおり、清算終了時に払い戻しのため提出されなかったファンド証券に対応する清算手取金は、規定期間を経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管されます。ファンドの償還の原因となる事由が発生した場合、ただちに、管理会社によるファンド証券の発行は停止されます。ファンド証券の買戻しは、受益者間の平等な取扱いが確保されている場合、可能です。

受益者への償還金の支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

(ii) 約款

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。変更は、約款変更関連書類に別段の規定がない場合、ルクセンブルグ商業および法人登記所への変更に関する預託通知が、ルクセンブルグの「メモリアル」に公告された5日後に発効します。

(iii) 関係法人との契約の改更等に関する手続き**投資顧問契約**

投資顧問契約は、同契約の第22条に従い他方当事者に90日以上前の書面による通知をもって、管理会社または投資顧問会社のいずれかにより、違約金なしで解約することができます。管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者の最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

保管受託契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、同契約を解約することができます。管理会社または保管受託銀行は、保管受託銀行または管理会社が重大な違反を犯しているか、同契約書の条項（同契約書の表明および保証を含みます。）またはルクセンブルグ投信法または2013年法を継続的に違反し、他方当事者による違反是正の要求通知交付後30暦日以内にかかる違反を是正しなかった場合、即時または後に効力を発する通知をもって、同契約を直ちに終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、同契約を終了することができます。ただし、一方当事者が同契約に関し違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者の最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

評価代理人契約

評価代理人契約は、各当事者が60日以上前までに書面による通知を相手方当事者に行うことで、いつでも終了させることができ、評価代理人契約に基づき通知を正当に送達した日から60日後に終了するものとします。

さらに相手方当事者が、評価代理人契約の条項に関し重大な違反を犯しており、当該違反の是正を要求する通知の送達後30日以内に当該違反を是正しないなどの場合、各当事者は評価代理人契約に基づき相手方当事者に正当に送達した書面による通知により即時に評価代理人契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

代行協会員契約

同契約は、他の契約当事者に対し、同契約書記載の住所宛に、3ヶ月前の書面による終了通知がなされるまで有効とします。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社のための日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されます。

受益証券販売・買戻契約

同契約は一方の当事者が他の当事者に対し、同契約書記載の住所宛に書面による通知を3ヶ月前になすことによりこれを解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が受益権をファンドに対し直接行使するためには、ファンド証券名義人として登録されていなければなりません。従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

① 分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

② 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

③ 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に失効します。

業務提供業者に対する受益者の権利

受益者は、投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行、管理・登録・名義書換代行会社および発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、ファンドの監査人、もしくは管理会社により随時任命されたファンドまたは管理会社の他の業務提供業者に対する直接の契約上の権利は一切ありません。ルクセンブルグ投信法および2013年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われます。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後３ヶ月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができます。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

① 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

② 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2014年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.45円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【2014年５月31日終了年度】

①【貸借対照表】

G S アメリカン・ボンド・インカム

純資産計算書

2014年５月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券一時価 （取得価額：304,925,680米ドル）	2	311,148,773	34,055,233
銀行預金		51,981,741	5,689,402
金利スワップ契約に係る未実現利益	13	998,401	109,275
先物契約に係る未実現利益	12	15,118	1,655
先渡為替契約に係る未実現利益	11	14,328	1,568
クレジット・デフォルト・スワップ契約に係る 未実現利益	14	55,925	6,121
先物契約に係る未取証拠金		1,126,825	123,331
金利スワップ契約に係る未取利息純額	13	47,981	5,252
受益証券発行未収金		72,710	7,958
ブローカーからの未収金		40,771,851	4,462,479
未収収益		1,807,374	197,817
資産合計		408,041,027	44,660,090
負債			
投資有価証券ショート・ポジション一時価 （取得価額：15,100,000米ドル）		15,207,656	1,664,478
当座借越		54,735	5,991
金利スワップ契約に係る未実現損失	13	802,459	87,829
先物契約に係る未実現損失	12	503,049	55,059
先渡為替契約に係る未実現損失	11	4,260	466
クレジット・デフォルト・スワップ契約に係る 未実現損失	14	61,765	6,760
受益証券買戻未払金		735,977	80,553
ブローカーへの未払金		57,304,956	6,272,027
未払費用	8	812,853	88,967
負債合計		75,487,710	8,262,130
純資産		332,553,317	36,397,961
発行済受益証券数			
発行済受益証券数		36,465,775口	
１口当り純資産価格		9.12米ドル	998円

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

運用計算書

2014年5月31日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
銀行口座利息		546	60
証券利息		11,081,747	1,212,897
金利スワップ契約に係る受領利息		261,763	28,650
その他の収益		12,540	1,373
収益合計		11,356,596	1,242,979
費用			
投資顧問報酬	3	1,384,135	151,494
販売報酬および代行協会員報酬	5、6	1,037,411	113,545
管理事務代行報酬	7	190,394	20,839
保管報酬	4	246,789	27,011
金利スワップ契約に係る支払利息		262,665	28,749
当座借越に係る支払利息		2,039	223
コルレス銀行報酬		64,774	7,090
管理報酬	3	69,207	7,575
法務報酬		17,813	1,950
海外登録費用		36,000	3,940
現金支出費		69,136	7,567
専門家報酬		57,007	6,239
年次税	10	170,808	18,695
その他の費用		18,634	2,039
費用合計		3,626,812	396,955
純投資収益		7,729,784	846,025
投資有価証券に係る実現純損失		(1,769,535)	(193,676)
先物契約に係る実現純損失		(816,367)	(89,351)
外貨および先渡為替契約に係る実現純損失		(455,039)	(49,804)
金利スワップ契約に係る実現純利益		1,543,420	168,927
クレジット・デフォルト・スワップ契約に係る実現純利益		10,922	1,195
当期実現純損失		(1,486,599)	(162,708)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動		1,184,676	129,663
先物契約に係る未実現純損益の変動		97,946	10,720
金利スワップ契約に係る未実現純損益の変動		(1,148,174)	(125,668)
クレジット・デフォルト・スワップ契約に係る未実現純損益の変動		(5,840)	(639)
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		18,123	1,984
当期末実現純利益		146,731	16,060
運用の結果による純資産の純増加		6,389,916	699,376

添付の注記は当財務書類の一部である。

純資産変動計算書

2014年5月31日に終了した年度

（米ドルで表示）

	注記	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産		374,519,331	40,991,141
純投資収益		7,729,784	846,025
当期実現純損失		(1,486,599)	(162,708)
当期末実現純利益		146,731	16,060
運用の結果による純資産の純増加		6,389,916	699,376
受益証券の発行手取金		14,790,848	1,618,858
受益証券の買戻支払金		(44,013,030)	(4,817,226)
		(29,222,182)	(3,198,368)
受益者への支払分配金	9	(19,133,748)	(2,094,189)
期末現在純資産		332,553,317	36,397,961

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2014年5月31日に終了した年度
（無監査）

	（口）
期首現在発行済受益証券数	39,668,288
発行受益証券数	1,622,007
買戻受益証券数	(4,824,520)
期末現在発行済受益証券数	36,465,775

統計情報
2014年5月31日現在
（無監査）
（米ドルで表示）

	2014年	2013年	2012年
期末現在純資産	332,553,317	374,519,331	433,086,857
期末現在1口当り純資産価格	9.12	9.44	9.77

G S アメリカン・ボンド・インカム

財務書類に対する注記

2014年5月31日現在

注1－ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*fonds commun de placement*）としてルクセンブルグにおいて設定されたG S アメリカン・ボンド・インカム（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて1991年7月8日に設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国エスペランジュに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券その他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

ファンドの受益証券の所有権は、ファンドが保有する広範囲にわたる有価証券に投資する機会を受益者に与える。すべての受益証券は、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。約款は受益者集会について規定していない。受益証券の所持人は通常、適用される純資産価格で評価日にいつでも受益証券の全部または一部の買戻しを請求できる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（「2010年法」）のパートIIの下で適格性を有しており、また2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（「2013年法」）の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

ファンドは、2019年5月31日までの存続期間で設定されている。ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも存続期間の満了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドの投資目的は、元本の増大とインカム・ゲインからなる高水準のトータル・リターンを追求することである。ファンドは投資目的の達成のために、管理会社の取締役会が決定する方針およびガイドラインに従い、主に高水準のトータル・リターンおよび分散投資によるリスクの低減をもたらす可能性がある、またはファンドの投資目的に適合すると投資顧問会社またはその関連会社が考える債券へ投資を行う。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。有価証券が数ヵ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の取引値が使用される。
- 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- 相場価格が入手できないか、または上記a）および／またはb）に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- 現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生利息を加えた価額で評価される。

異常な事態により上記のような評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、年度末現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建の収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建の投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現・未実現純損益に計上される。

2014年5月31日現在の為替レート

1米ドル = 1.07250 豪ドル

1米ドル = 0.73524 ユーロ

1米ドル = 0.59762 英ポンド

モーゲージ・アセット・バック証券

モーゲージ・アセット・バック証券は、既知のペイダウン・ファクターの基準で会計処理される。当該ファクターは、証券の価格に適用される。ファクターは、資産の対象プールからの償還（「ペイダウン」）に関して適用される割引率を表す。

ペイダウンが行われる時はいつでも、ファクターはそれに応じて調整され、収益に関する変動の割合は、運用計算書に計上される。

証券に関する市場価格実績の変動は、運用計算書の未実現損益として計上される。

「事後告知（TBA）」証券は、購入または売却されたモーゲージ・アセット・バック証券で、その一般的特徴（クーポン、公正価額、価格および決済日）は取引日に知られているが、特定プールおよびその対象資産が未だ定められていないものである。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現利益は資産として、また未実現損失は負債として純資産計算書に計上される。ファンドは契約終結時に、開始時の契約価額と終結時の評価額との差額に等しい実現損益を計上する。

金利スワップ契約

年度末現在の未決済金利スワップ契約の評価は、予測される将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいている。評価によって生じた未実現損益は、運用計算書に金利スワップ契約に係る未実現利益または未実現損失として計上される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約（CDSおよびCDX）は、公正価額で表示される。クレジット・デフォルト・スワップ契約が未決済の期間は、未実現利益は資産として、また未実現損失は負債として純資産計算書に計上される。この評価によって生じた未実現損益の変動は、運用計算書に計上される。クレジット・デフォルト・スワップ契約で支払うおよび受領したプレミアムは、クレジット・デフォルト・スワップ契約に係る実現純損益の一部として運用計算書に計上される。クレジット・デフォルト・スワップ契約の終了時に、プレミアムとクレジット・デフォルト・スワップ契約の決済による手取金との差額がクレジット・デフォルト・スワップ契約に係る実現純損益として運用計算書に計上される。

注3－管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.02%の管理報酬をファンドの純資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、投資顧問・運用業務について、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産総額の以下の年率の報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する。

10億米ドルまでの部分	0.400%
10億米ドル超20億米ドルまでの部分	0.375%
20億米ドル超の部分	0.350%

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、随時当事者間で合意される報酬を支払う。

注４－保管報酬

保管受託銀行は、当該四半期中のファンド資産の日々の平均純資産額の年率0.07%の保管報酬（年間最低額20,000米ドル）をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、ファンドが負担する。

注５－代行協会員報酬

代行協会員は、当該四半期中の日々の平均純資産総額の年率0.10%の報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注６－販売報酬

日本における各販売会社は、当該四半期中に日本のかかる販売会社が販売し買戻されなかったファンド証券についての日々の平均純資産総額の以下の年率の報酬をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

10億米ドルまでの部分	0.200%
10億米ドル超20億米ドルまでの部分	0.225%
20億米ドル超の部分	0.250%

注７－管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、当該四半期中のファンド資産の日々の平均純資産額の年率0.05%の管理事務代行報酬（年間最低額10,000米ドル）をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注８－未払費用

	(米ドル)
投資顧問報酬	335,514
販売報酬および代行協会員報酬	251,469
管理事務代行報酬	41,917
保管報酬	58,722
管理報酬	16,776
海外登録費用	31,732
現金支出費	16,759
専門家報酬	32,741
年次税	27,223
未払費用	812,853

注９－分配

管理会社は、利息収入および実現売買益から毎月の分配、場合によっては中間分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、主に利息収入から、また年1回実現売買益から分配を行う意向である。

分配の結果、ファンドの純資産総額が2010年法に規定された最低額の米ドル相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2014年5月31日に終了した年度に、ファンドは総額19,133,748米ドルの分配を行った。

分配落日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
------	-----	-------------------	----------------

2013年6月11日	2013年6月17日	0.042	1,666,778
2013年7月11日	2013年7月17日	0.042	1,639,146
2013年8月12日	2013年8月19日	0.042	1,624,858
2013年9月11日	2013年9月17日	0.042	1,614,419
2013年10月11日	2013年10月18日	0.042	1,608,241
2013年11月12日	2013年11月18日	0.042	1,597,353
2013年12月11日	2013年12月17日	0.042	1,575,913
2014年1月13日	2014年1月17日	0.042	1,574,209
2014年2月11日	2014年2月18日	0.042	1,568,879
2014年3月11日	2014年3月17日	0.042	1,565,950
2014年4月11日	2014年4月17日	0.042	1,560,412
2014年5月12日	2014年5月16日	0.042	1,537,590
			19,133,748

注10－税金

ファンドは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。現行法によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11－先渡為替契約

2014年5月31日現在、ファンドは以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （米ドル）
米ドル	682,104	ユーロ	493,142	2014年6月17日	11,406
米ドル	557,218	英ポンド	331,276	2014年6月6日	2,922
米ドル	456,870	豪ドル	496,049	2014年7月11日	(4,260)
					10,068

注12－未決済先物契約

2014年5月31日現在、ファンドは以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	約定数	銘柄	満期日	市場価格 (米ドル)	未実現(損)益 (米ドル)
ロング・ポジション（買持高）					
米ドル	40	20年FUT US LONG BD 6%	2014年9月	5,507,500	14,086
米ドル	51	2年FUT US NOTE 6%	2014年9月	11,209,641	1,032
				16,717,141	15,118
ショート・ポジション（売持高）					
米ドル	(16)	10年FUT US NOTE 6%	2014年9月	(2,010,000)	(250)
米ドル	(47)	5年FUT US NOTE 6%	2014年9月	(5,631,188)	(5,680)
米ドル	(59)	30年FUT US ULTRA BOND 6%	2014年9月	(8,877,655)	(36,655)
米ドル	(200)	90日FUT EURODOLLAR	2016年12月	(49,067,500)	(209,613)
米ドル	(203)	90日FUT EURODOLLAR	2016年6月	(50,062,338)	(78,638)
米ドル	(132)	90日FUT EURODOLLAR	2017年3月	(32,315,250)	(90,750)
米ドル	(98)	90日FUT EURODOLLAR	2016年9月	(24,104,325)	(81,463)
				(172,068,256)	(503,049)
					(487,931)

注13－未決済金利スワップ契約

2014年5月31日現在、ファンドは以下の未決済金利スワップ契約を有していた。

通貨	額面価額	受領／支払金利	満期日	純未収利息 (米ドル)	未実現(損)益 (米ドル)
米ドル	5,200,000	3.50%/米ドルLIBOR 3ヶ月	2029年3月19日	33,456	353,777
米ドル	5,900,000	2.56011%/米ドルLIBOR 3ヶ月	2020年10月20日	14,525	222,332
米ドル	11,000,000	4.252%/米ドルLIBOR 3ヶ月	2024年1月30日	0	308,667
米ドル	3,700,000	米ドルLIBOR 3ヶ月/4.37%	2039年1月31日	0	(253,549)
米ドル	3,800,000	米ドルLIBOR 3ヶ月/1.625%	2017年2月1日	0	(16,483)
米ドル	4,300,000	2.50%/米ドルLIBOR 3ヶ月	2021年6月18日	0	113,625
米ドル	28,300,000	米ドルLIBOR 3ヶ月/2.00%	2019年6月18日	0	(532,427)
	62,200,000			47,981	195,942

注14－クレジット・デフォルト・スワップ契約

2014年5月31日現在、ファンドは以下の未決済クレジット・デフォルト・スワップ契約を有していた。

通貨	額面価額	銘柄	満期日	純未収利息 (米ドル)	未実現(損)益 (米ドル)
ユーロ	2,200,000	CDX ITRAX EUR 5年S20 VI 1%	2018年12月20日	5,901	55,925
米ドル	3,025,000	CDX NA IG 21 5年1%	2018年12月20日	(5,966)	(61,765)
				(65)	(5,840)
				(65)	(5,840)

注15－取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2014年5月31日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

③【投資有価証券明細表等】

G S アメリカン・ボンド・インカム

投資有価証券明細表

2014年5月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション					
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
バミューダ					
固定利付債					
USD	520,000	WEATHERFORD INTL 9.625% 01/03/19	671,835	688,242	0.21
			671,835	688,242	0.21
		バミューダ合計	671,835	688,242	0.21
オランダ					
固定利付債					
USD	300,000	SHELL INTL FINANCE 4.55% 12/08/43	297,960	318,463	0.10
			297,960	318,463	0.10
		オランダ合計	297,960	318,463	0.10
スイス					
固定利付債					
USD	1,050,000	CREDIT SUISSE NY 2.3% 28/05/19	1,047,837	1,054,800	0.32
			1,047,837	1,054,800	0.32
		スイス合計	1,047,837	1,054,800	0.32
イギリス					
モーゲージ担保債務証券					
USD	550,000	AIREM 06-1A 1A FRN 20/09/66	292,409	305,973	0.09
EUR	400,000	LEEK 17X A2C FRN 21/12/37	190,748	194,407	0.06
GBP	200,000	LEEK 17X A2A FRN 21/12/37	113,188	119,520	0.04
			596,345	619,900	0.19
変動利付債					
USD	950,000	BG ENERGY CAP PLC FRN 30/11/72	1,016,500	1,050,938	0.31
USD	300,000	RBS FRN 16/3/22	338,875	352,575	0.11
			1,355,375	1,403,513	0.42
固定利付債					
USD	850,000	BARCLAYS BANK PLC 2.5% 20/02/19	849,958	865,452	0.25
USD	800,000	RBS PLC 2.55% 18/09/15	799,544	817,135	0.25
USD	697,000	WPP FINANCE UK 8% 15/09/14	794,050	711,542	0.21
USD	475,000	LLOYDS BANK 2.3% 27/11/18	474,240	484,718	0.15
			2,917,792	2,878,847	0.86
		イギリス合計	4,869,512	4,902,260	1.47

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
ロング・ポジション（続き）					
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国					
モーゲージ担保債務証券					
USD	1,275,000	FHR 4273 PD 6.5% 15/11/43	1,206,185	1,205,424	0.37
USD	1,200,000	AIREM 05-IX 2A3 FRN 20/09/66	761,627	778,363	0.23
			1,967,812	1,983,787	0.60
固定利付債					
USD	3,075,000	VERIZON COMM 5.15% 15/09/23	3,065,036	3,461,926	1.04
USD	3,000,000	TENN VALLEY AUTH 4.375% 15/06/15	3,174,900	3,129,128	0.94
USD	3,000,000	INTL FINANCE CORP 0.875% 15/6/18	2,989,860	2,951,918	0.89
USD	2,200,000	VERIZON COMM 4.5% 15/09/20	2,282,017	2,433,717	0.73
USD	1,251,000	TIME WARNER CABLE 7.3% 01/07/38	1,560,479	1,685,160	0.51
USD	1,375,000	VERIZON COMM 3.65% 14/09/18	1,374,945	1,474,463	0.44
USD	1,275,000	BK OF AMERICA CORP 2.65% 01/04/19	1,274,643	1,296,275	0.39
USD	900,000	REGIONS BANK 7.5% 15/05/18	1,074,656	1,071,576	0.32
USD	950,000	CAMDEN PROPERTY TRUST 5.7% 15/05/17	1,080,619	1,070,369	0.32
USD	880,000	CITIGROUP INC 6.125% 21/11/17	981,653	1,007,434	0.30
USD	950,000	WALGREEN CO 1.8% 15/09/17	948,391	962,841	0.29
USD	825,000	ARIZONA PUBLIC SVCS 5.05% 01/09/41	928,620	934,816	0.28
USD	750,000	GECC 5.875% 14/01/38	845,400	906,094	0.27
USD	725,000	HEWLETT PACK 3% 15/09/16	723,434	757,844	0.23
USD	650,000	MORGAN STANLEY 6.25% 28/08/17	699,422	743,442	0.22
USD	700,000	BK OF AMERICA CORP 4% 01/04/24	697,375	716,758	0.22
USD	625,000	CAPITAL ONE FINICIAL 1% 06/11/15	623,069	627,758	0.19
USD	575,000	MDC HOLDINGS INC 5.625% 01/02/20	638,250	619,563	0.19
USD	600,000	BIOMED REALTY 2.625% 01/05/19	596,448	604,131	0.18
USD	525,000	MERRILL LYNCH & CO 6.05% 16/05/16	535,274	573,373	0.17
USD	525,000	COMPASS BANK OF ALABAMA 5.5% 1/4/20	542,372	571,159	0.17
USD	425,000	VERIZON COMM 6.55% 15/09/43	424,503	537,895	0.16
USD	458,000	COVENTRY HEALTH 6.3% 15/08/14	501,171	463,433	0.14
USD	375,000	AMERICAN INTL GRP 5.85% 16/1/18	427,545	428,926	0.13
USD	375,000	CELGENE CORP 2.25% 15/05/19	374,066	377,231	0.11
USD	250,000	JUNIPER NETWORKS 4.5% 15/03/24	249,618	262,364	0.08
USD	125,000	TIME WARNER CABLE 6.55% 01/05/37	144,199	155,745	0.05
USD	50,000	GENWORTH FINANCIAL 7.625% 24/09/21	59,950	62,850	0.02
			28,817,915	29,888,189	8.98
米国財務省証券					
USD	1,600,000	US TREAS NOTE 0.125% 15/01/22	1,632,427	1,685,892	0.51
			1,632,427	1,685,892	0.51
		アメリカ合衆国合計	32,418,154	33,557,868	10.09
		公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計	39,305,298	40,521,633	12.19

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション（続き）					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
アセット・バック証券					
AUD	600,000	REDSE 13-1 A FRN 18/03/19	340,188	321,847	0.10
			340,188	321,847	0.10
		オーストラリア合計	340,188	321,847	0.10
カナダ					
変動利付債					
USD	450,000	TRANS-CANADA PIPE FRN 15/05/67	477,000	468,000	0.14
			477,000	468,000	0.14
		カナダ合計	477,000	468,000	0.14
ケイマン諸島					
変動利付債					
USD	1,425,000	RESONA PFD GLB FRN 31/12/49	1,433,749	1,501,570	0.45
			1,433,749	1,501,570	0.45
固定利付債					
USD	800,000	TRANSOCEAN INC 6.5% 15/11/20	868,868	918,932	0.28
USD	275,000	TRANSOCEAN INC 6.8% 15/03/38	301,359	308,192	0.09
			1,170,227	1,227,124	0.37
		ケイマン諸島合計	2,603,976	2,728,694	0.82
イスラエル					
国債					
USD	700,000	AID-ISRAEL 5.5% 18/09/23	934,831	858,025	0.26
USD	400,000	AID-ISRAEL 5.5% 26/04/24	535,140	490,198	0.15
USD	300,000	AID-ISRAEL 5.5% 04/12/23	367,618	366,707	0.11
			1,837,589	1,714,930	0.52
		イスラエル合計	1,837,589	1,714,930	0.52
イタリア					
モーゲージ担保債務証券					
EUR	800,000	QUADF 2011-1 A1 FRN 25/07/60	641,424	633,542	0.19
			641,424	633,542	0.19
固定利付債					
USD	1,575,000	INTESA SANPAOLO SPA 3.875% 16/1/18	1,588,818	1,655,690	0.50
USD	700,000	INTESA SANPAOLO SPA 3.125% 15/1/16	704,800	719,465	0.22
USD	375,000	INTESA SANPAOLO 2.375% 13/01/17	373,635	379,923	0.11
			2,667,253	2,755,078	0.83
		イタリア合計	3,308,677	3,388,620	1.02

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション（続き）					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
ヨルダン					
国債					
USD	2,200,000	KINGDOM OF JORDAN 2.503% 30/10/20	2,200,000	2,244,640	0.67
			2,200,000	2,244,640	0.67
		ヨルダン合計	2,200,000	2,244,640	0.67
オランダ					
固定利付債					
USD	650,000	LYONDELLBASELL IND 5% 15/04/19	728,501	728,662	0.22
			728,501	728,662	0.22
		オランダ合計	728,501	728,662	0.22
スペイン					
固定利付債					
USD	700,000	TELEFONICA EMIS 3.192% 27/04/18	700,000	730,004	0.22
USD	375,000	TELEFONICA EMIS 5.462% 16/02/21	387,563	425,664	0.13
			1,087,563	1,155,668	0.35
		スペイン合計	1,087,563	1,155,668	0.35
イギリス					
モーゲージ担保債務証券					
USD	1,300,000	LEEK 18X A2B FRN 21/09/38	673,503	690,153	0.21
EUR	200,000	LEEK 18X A2B FRN 21/09/38	143,222	144,598	0.04
			816,725	834,751	0.25
商業用モーゲージ・バック証券					
GBP	250,000	THRON 13-1 A FRN 20/07/44	367,041	380,124	0.11
			367,041	380,124	0.11
固定利付債					
USD	1,300,000	NORTHERN ROCK 5.625% 22/06/17	1,519,614	1,468,479	0.45
			1,519,614	1,468,479	0.45
		イギリス合計	2,703,380	2,683,354	0.81
アメリカ合衆国					
モーゲージ担保債務証券					
USD	6,100,000	FHMS K701 A2 3.882% 25/11/17	6,160,926	6,588,189	1.97
USD	2,200,000	FHMS K005 A2 4.317% 25/11/19	2,478,952	2,455,361	0.74
USD	2,300,000	NGN 10-C1 APT 2.65% 29/10/20	1,887,745	1,952,212	0.59
USD	1,350,000	FNR 2011-99 DB 5% 25/10/41	1,468,336	1,495,755	0.45
USD	7,272,000	FNR 96-64 PG 7% 18/01/27	1,345,157	1,385,091	0.42
USD	6,000,000	FHR 2019 Z 6.5% 15/12/27	1,014,578	1,150,120	0.35
USD	900,000	FHMS K023 A2 2.307% 25/08/22	917,955	874,528	0.26
USD	6,920,000	FHR 2257 Z 7% 15/09/30	775,885	869,538	0.26
USD	10,000,000	SEMT 04-12 1A2 FRN 20/01/35	777,625	722,177	0.22
USD	4,745,000	FNR 97-15 Z 7.5% 18/04/27	642,198	705,484	0.21
USD	900,000	FNR 2012-153 B 7% 25/07/42	641,386	638,831	0.19

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国(続き)					
モーゲージ担保債務証券(続き)					
USD	3,000,000	FHR 1416 Z 7% 15/11/22	428,270	475,943	0.14
USD	27,000,000	CMLTI 04-OPT1 A2 FRN 25/10/34	354,951	354,081	0.11
USD	300,000	FNR 2012-111 B 7% 25/10/42	194,509	193,631	0.06
USD	1,000,000	FNR 97-13 Z 7% 18/04/27	118,874	131,571	0.04
USD	1,575,000	FNR 12-11 GS IO FRN 25/05/40	103,524	119,855	0.04
USD	600,000	NGN 2010-R1 2A 1.84% 07/10/20	117,700	118,933	0.04
USD	3,250,000	FNR 10-129 SM FRN IO 25/11/40	87,459	96,779	0.03
USD	4,000,000	SARM 04-1 3A3 FRN 25/02/34	92,806	90,903	0.03
USD	1,764,706	GNR 02-13 SB FRN 16/02/32	61,675	82,186	0.02
USD	3,250,000	FNR 05-92 SC FRN IO 25/10/35	57,450	58,318	0.02
USD	700,000	FHR 1760 ZA FRN 15/04/24	26,867	31,670	0.01
USD	470,588	GNR 01-48 SA FRN 16/10/31	17,222	25,488	0.01
USD	235,294	GNR 01-51 SB FRN 16/10/31	8,472	12,580	0.00
USD	187,500	GNR 01-51 SA FRN 16/10/31	6,833	9,962	0.00
USD	12,000,000	AHM 04-3 1A FRN 25/10/34	4,207	4,188	0.00
			19,791,562	20,643,374	6.21
アセット・バック証券					
USD	1,900,000	NSLT 12-5A A FRN 27/10/36	1,579,754	1,590,806	0.48
USD	15,200,000	MDST 4 A 8.33% 01/04/30	823,546	767,641	0.23
USD	6,288,000	SABR 04 OP2 A2 FRN 25/08/34	44,695	43,872	0.01
			2,447,995	2,402,319	0.72
商業用モーゲージ・バック証券					
USD	5,658,730	JPMCC 06-CB16 A4 5.552% 12/05/45	6,204,995	5,929,300	1.78
USD	4,700,000	CSMC 07-C2 A1A 5.526% 15/01/49	4,538,900	4,522,001	1.36
USD	4,800,000	LBCMT 07-C3 A1A FRN 15/07/44	4,355,123	4,323,677	1.30
USD	3,600,000	MLCFC 06-2 A1A FRN 12/06/46	3,440,917	3,392,480	1.02
USD	3,200,000	MLCFC 06-4 A1A 5.166% 12/12/49	3,212,679	3,166,755	0.95
USD	3,100,000	CGCMT 08-C7 A1A FRN 10/12/49	3,124,780	3,112,373	0.94
USD	5,000,000	MSC 07-HQ11 A1A 5.422% 12/02/44	2,371,814	2,338,050	0.70
USD	1,800,000	COMM 12-CR3 A3 2.822% 15/11/45	1,844,907	1,770,988	0.53
USD	1,700,000	MSC 07 T25 A1A 5.509% 12/11/49	1,636,724	1,618,238	0.49
USD	1,100,000	WFRBS 11-C2 A4 4.869% 15/02/44	1,269,684	1,240,160	0.37
USD	900,000	FHMS K714 A2 3.097% 25/10/20	917,967	942,377	0.28
USD	800,000	FHMS K028 A2 3.111% 25/02/23	811,570	821,207	0.25
USD	700,000	FHMS K020 A2 2.373% 25/05/22	713,990	685,663	0.21
USD	400,000	FHMS K035 A2 3.458% 25/08/23	402,531	419,122	0.13
USD	300,000	FNA 2012-M8 ASQ2 1.52042% 25/12/19	303,000	301,681	0.09
USD	300,000	FNA 2012-M8 ASQ3 1.80057% 25/12/19	303,000	298,777	0.09
USD	300,000	FNA 2012-M8 A2 2.34939% 25/05/22	303,000	290,727	0.09
USD	200,000	FHMS KSMC A2 2.615% 25/01/23	199,984	197,009	0.06
			35,955,565	35,370,585	10.64

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション（続き）					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
変動利付債					
USD	1,350,000	ENTREPRISE PRODUCTS FRN 01/08/66	1,498,812	1,525,500	0.46
USD	1,100,000	CBA FRN 29/03/49	1,106,678	1,159,125	0.35
USD	325,000	ENTERPRISE PROD FRN 15/01/68	365,125	368,469	0.11
USD	251,000	PUGET ENERGY INC FRN 01/06/67	265,845	261,073	0.08
			3,236,460	3,314,167	1.00
モーゲージ・バック証券－プール					
USD	64,738,121	FNCL POOL 995245 5% 01/01/39	7,630,001	7,734,229	2.33
USD	7,687,000	FNARM POOL 888503 FRN 01/08/33	1,573,608	1,719,625	0.52
USD	15,000,000	FNARM POOL 735199 FRN 01/01/35	1,558,783	1,667,333	0.50
USD	1,200,000	FN POOL AL2293 4.375% 01/06/21	1,354,054	1,311,092	0.39
USD	7,729,852	FNCL POOL AB0109 5% 01/02/35	1,278,846	1,302,839	0.39
USD	79,489,664	FNCL POOL 555211 7% 01/08/32	1,063,358	1,181,488	0.36
USD	9,079,997	FNCL POOL 256596 5% 01/02/37	1,086,294	1,097,515	0.33
USD	2,858,047	FNCL POOL AC5131 5% 01/11/39	1,018,626	1,031,639	0.31
USD	38,426,584	FNCL POOL 622547 7% 01/09/31	873,651	963,724	0.29
USD	1,644,917	FNCL POOL AL3365 6% 01/05/41	922,544	944,446	0.28
USD	5,876,999	FGCI POOL B12866 5.5% 01/03/19	854,403	866,786	0.26
USD	1,962,541	FGLMC POOL A96616 5% 01/02/41	812,027	837,230	0.25
USD	842,238	FNCL POOL AB9820 3% 01/07/43	782,278	810,934	0.24
USD	8,026,771	FGLMC POOL G04448 5.5% 01/07/38	763,323	784,186	0.24
USD	4,564,000	FNARM POOL 888514 FRN 01/03/35	705,814	753,276	0.23
USD	793,439	FNCL POOL AB9021 3% 01/04/43	707,245	739,102	0.22
USD	800,000	FGLMC POOL G07505 7% 15/10/38	711,445	725,401	0.22
USD	2,100,000	FNCL POOL AD0965 5.5% 01/12/39	611,048	623,078	0.19
USD	25,716,455	FNCL POOL 545994 7% 01/10/32	568,489	621,025	0.19
USD	907,877	FNCL POOL AL3652 6% 01/10/40	607,777	619,451	0.19
USD	1,071,201	FNCL POOL AD0586 4.5% 01/12/39	548,486	594,789	0.18
USD	625,923	FNCL POOL AB8704 3% 01/03/43	556,833	581,915	0.17
USD	6,404,942	FNCL POOL 727124 5% 01/09/33	557,298	567,508	0.17
USD	4,833,456	FGTW POOL D96291 4.5% 01/09/23	497,142	560,453	0.17
USD	4,005,288	FGCI POOL B12867 5.5% 01/03/19	521,958	529,642	0.16
USD	8,352,793	FNKL POOL 596687 7% 01/11/31	483,103	527,164	0.16
USD	5,759,481	FNCL POOL 889579 6% 01/05/38	510,823	516,361	0.16
USD	20,000,000	FNCT POOL 254231 6% 01/03/22	460,475	508,332	0.15
USD	539,970	FNCL POOL AB6206 3% 01/09/42	469,771	484,656	0.15
USD	3,613,808	FNCT POOL 257007 6% 01/12/27	475,466	484,613	0.15
USD	600,000	GNSF POOL 752842 3.95% 15/07/25	445,796	466,659	0.14
USD	500,000	FNCL POOL AL4316 7% 15/10/38	442,907	451,372	0.14
USD	465,346	FNCL POOL AB9344 3% 01/05/43	423,819	442,910	0.13
USD	2,000,000	FNCL POOL AD0336 5% 01/02/24	389,478	399,797	0.12
USD	3,770,038	FNCL POOL 966584 6% 01/01/38	379,676	382,009	0.11
USD	2,969,980	FGCI POOL B12788 5.5% 01/03/19	369,876	375,236	0.11

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国(続き)					
モーゲージ・バック証券プール(続き)					
USD	392,337	FNCL POOL AB9174 3% 01/05/43	352,717	368,605	0.11
USD	400,328	FNCL POOL AB5919 3% 01/08/42	345,480	356,152	0.11
USD	5,024,195	FNARM POOL 825823 FRN 01/09/35	316,236	333,972	0.10
USD	350,053	FNCL POOL AB7424 3% 01/12/42	311,405	321,024	0.10
USD	2,752,811	FNCL POOL 940387 6% 01/06/37	312,721	318,124	0.10
USD	342,131	FNCL POOL AB7573 3% 01/01/43	306,492	316,203	0.10
USD	2,140,910	FNCL POOL AE0652 6% 01/12/38	305,825	307,920	0.09
USD	331,219	FNCL POOL AB7460 3% 01/01/43	296,379	305,770	0.09
USD	327,419	FNCL POOL AB7456 3% 01/01/43	296,494	305,652	0.09
USD	5,717,000	FNARM POOL 555566 FRN 01/04/33	299,148	305,577	0.09
USD	334,161	FNCL POOL AB7269 3% 01/12/42	295,571	304,700	0.09
USD	328,965	FNCL POOL AB7763 3% 01/02/43	294,876	303,983	0.09
USD	330,329	FNCL POOL AB7122 3% 01/12/42	293,918	303,231	0.09
USD	329,187	FNCL POOL AB7268 3% 01/12/42	292,064	301,086	0.09
USD	2,530,898	FGLMC POOL G02759 5% 01/04/37	287,969	296,676	0.09
USD	4,306,617	FNCI POOL 656567 5.5% 01/04/18	285,142	290,151	0.09
USD	7,558,497	FNCL POOL 254622 7% 01/01/33	251,269	279,768	0.08
USD	2,435,887	FGLMC POOL C01796 5% 01/03/34	258,419	267,271	0.08
USD	1,065,866	FNCL POOL AI0909 5% 01/04/41	241,041	244,719	0.07
USD	264,256	FNCL POOL AB7770 3% 01/02/43	233,242	240,632	0.07
USD	258,173	FNCL POOL AB5923 3% 01/08/42	225,290	232,428	0.07
USD	253,967	FNCL POOL AR1153 3% 01/01/43	225,230	232,188	0.07
USD	1,342,063	FGCI POOL B12868 5.5% 01/03/19	221,886	224,880	0.07
USD	1,874,337	FGCI POOL B12802 5.5% 01/03/19	213,043	215,918	0.06
USD	1,431,429	FGLMC POOL C68941 7% 01/07/32	188,493	204,826	0.06
USD	215,868	FNCL POOL AB7428 3% 01/12/42	193,673	199,810	0.06
USD	860,000	FNCL POOL AD0114 5% 01/07/37	193,603	197,604	0.06
USD	999,561	FGLMC POOL C74252 7% 01/12/32	171,865	185,141	0.06
USD	196,502	FNCL POOL AB8832 3% 01/03/43	176,503	184,455	0.06
USD	1,000,000	FGLMC POOL C74435 7% 01/11/32	168,201	180,140	0.05
USD	198,463	FNCL POOL AQ7935 3% 01/12/42	173,197	178,546	0.05
USD	193,334	FNCL POOL AR1997 3% 01/02/43	168,337	175,919	0.05
USD	224,929	FNCL POOL AI8842 4.5% 01/08/41	169,650	172,573	0.05
USD	185,135	FNCL POOL AR6746 3% 01/03/43	166,397	171,669	0.05
USD	5,000,000	FNKL POOL 254360 7% 01/05/32	154,319	168,284	0.05
USD	166,409	FNCL POOL AB7769 3% 01/02/43	147,191	151,855	0.05
USD	163,768	FNCL POOL AB7121 3% 01/12/42	146,397	150,919	0.05
USD	1,446,052	FNCI POOL 747821 5% 01/11/18	134,925	148,269	0.04
USD	207,489	FNCL POOL AL3679 6% 01/09/39	142,786	146,330	0.04
USD	4,000,000	FNKL POOL 254107 7% 01/11/31	132,634	144,500	0.04
USD	141,616	FNCL POOL AR1156 3% 01/01/43	128,984	133,071	0.04
USD	7,000,000	FGTW POOL C90568 7% 01/06/22	123,378	129,975	0.04

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国(続き)					
モーゲージ・バック証券プール(続き)					
USD	136,583	FNCL POOL AT0654 3% 01/04/43	125,547	129,525	0.04
USD	142,091	FNCL POOL AB7274 3% 01/12/42	122,093	125,962	0.04
USD	136,831	FNCL POOL AQ9317 3% 01/01/43	120,656	124,480	0.04
USD	134,474	FNCL POOL AQ8484 3% 01/01/43	119,320	123,007	0.04
USD	127,906	FNCL POOL AQ5342 3% 01/12/42	113,587	117,095	0.04
USD	127,031	FNCL POOL AQ5402 3% 01/12/42	112,330	115,800	0.03
USD	1,549,000	FGCI POOL B12952 5.5% 01/03/19	113,953	115,490	0.03
USD	124,473	FNCL POOL AL2966 3% 01/12/42	110,365	113,775	0.03
USD	860,595	FNCL POOL 781629 5.5% 01/12/34	102,407	111,102	0.03
USD	113,032	FNCL POOL AT1751 3% 01/04/43	102,929	106,190	0.03
USD	112,313	FNCL POOL AT2009 3% 01/04/43	101,566	106,141	0.03
USD	115,013	FNCL POOL AQ6758 3% 01/12/42	102,527	105,694	0.03
USD	115,219	FNCL POOL AR2425 3% 01/01/43	102,061	105,294	0.03
USD	499,000	FNARM POOL 888509 FRN 01/06/33	95,071	101,268	0.03
USD	100,549	FNCL POOL AQ8657 3% 01/12/42	91,488	94,315	0.03
USD	102,334	FNCL POOL AR1079 3% 01/01/43	91,411	94,235	0.03
USD	683,150	FNCL POOL AD0095 6% 01/11/38	90,754	93,012	0.03
USD	96,967	FNCL POOL AB7278 3% 01/12/42	86,559	89,233	0.03
USD	97,572	FNCL POOL AQ5152 3% 01/11/42	85,990	88,648	0.03
USD	96,235	FNCL POOL AQ4656 3% 01/11/42	84,198	86,866	0.03
USD	91,758	FNCL POOL Ar1078 3% 01/01/43	83,311	85,951	0.03
USD	93,547	FNCL POOL AQ6761 3% 01/12/42	83,281	85,920	0.03
USD	93,570	FNCL POOL AT4000 3% 01/05/43	81,145	84,800	0.03
USD	94,066	FNCL POOL AQ5047 3% 01/12/42	81,237	83,748	0.03
USD	89,020	FNCL POOL AI0292 3% 01/03/43	79,969	83,572	0.03
USD	135,450	FNCL POOL AL3350 6% 01/05/41	76,115	78,101	0.02
USD	81,282	FNCL POOL AQ7938 3% 01/12/42	72,367	74,660	0.02
USD	1,643,000	FGLMC POOL C74553 7% 01/12/32	66,783	74,556	0.02
USD	78,137	FNCL POOL AL3089 3% 01/01/43	70,398	72,629	0.02
USD	77,228	FNCL POOL AR6071 3% 01/04/43	69,672	71,881	0.02
USD	297,868	FNCL POOL AL0100 6% 01/10/39	69,514	71,441	0.02
USD	1,000,000	FGLMC POOL C74552 7% 01/12/32	64,220	70,730	0.02
USD	355,244	FNCL POOL AE0371 6% 01/09/39	67,446	69,120	0.02
USD	98,125	FNCL POOL AC2861 4.5% 01/08/39	58,982	64,136	0.02
USD	66,829	FNCL POOL AB7593 3% 01/01/43	61,431	63,377	0.02
USD	67,432	FNCL POOL AR3392 3% 01/01/43	60,822	62,750	0.02
USD	66,112	FNCL POOL AQ4055 3% 01/04/43	60,212	62,120	0.02
USD	66,491	FNCL POOL AQ5341 3% 01/12/42	59,907	61,806	0.02
USD	63,983	FNCL POOL AQ8483 3% 01/01/43	58,639	60,497	0.02
USD	63,917	FNCL POOL AQ7146 3% 01/01/43	55,232	56,982	0.02
USD	61,069	FNCL POOL AQ5401 3% 01/12/42	54,922	56,662	0.02
USD	114,450	FNCL POOL AL2617 6% 01/10/40	52,204	53,505	0.02

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
ロング・ポジション（続き）					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
モーゲージ・バック証券プール（続き）					
USD	56,231	FNCL POOL AT7610 3% 01/06/43	50,463	52,312	0.02
USD	55,976	FNCL POOL AQ5046 3% 01/12/42	50,152	51,742	0.02
USD	515,084	FGLMC POOL A41947 5.5% 01/01/36	46,693	50,710	0.02
USD	52,893	FNCL POOL AQ5804 3% 01/11/42	46,674	48,153	0.01
USD	1,737,812	FGCI POOL E89059 6.5% 01/04/17	47,257	47,722	0.01
USD	50,412	FNCL POOL AQ8656 3% 01/12/42	45,511	46,954	0.01
USD	1,406,004	FGLMC POOL C68942 7% 01/07/32	43,594	46,219	0.01
USD	55,934	FNCL POOL AJ3146 4.5% 01/10/41	44,901	45,675	0.01
USD	50,279	FNCL POOL AQ9584 3% 01/12/42	44,141	45,540	0.01
USD	48,768	FNCL POOL AQ7310 3% 01/01/43	43,236	44,606	0.01
USD	45,171	FNCL POOL AT8407 3% 01/06/43	42,428	43,983	0.01
USD	45,919	FNCL POOL AB7281 3% 01/12/42	41,384	42,695	0.01
USD	46,309	FNCL POOL AB9352 3% 01/05/43	40,067	41,872	0.01
USD	45,875	FNCL POOL AQ8379 3% 01/12/42	39,191	40,432	0.01
USD	44,935	FNCL POOL AQ9501 3% 01/12/42	39,165	40,406	0.01
USD	44,130	FNCL POOL AI3173 3% 01/05/43	38,364	40,093	0.01
USD	41,001	FNCL POOL AR4499 3% 01/04/43	38,227	39,438	0.01
USD	40,745	FNCL POOL AP3815 3% 01/09/42	36,779	37,915	0.01
USD	550,000	FNCL POOL 992030 5% 01/10/38	37,110	37,525	0.01
USD	669,920	FNCL POOL 974384 5% 01/04/38	36,921	37,334	0.01
USD	40,863	FNCL POOL AQ1254 3% 01/01/43	35,828	36,963	0.01
USD	1,999,800	FNKL POOL 253974 7% 01/08/31	31,257	34,764	0.01
USD	36,859	FNCL POOL AR9653 3% 01/04/43	33,158	34,209	0.01
USD	35,872	FNCL POOL AQ0665 3% 01/11/42	31,474	32,472	0.01
USD	34,300	FNCL POOL A02313 3% 01/12/42	30,624	31,570	0.01
USD	33,578	FNCL POOL AR6313 3% 01/04/43	30,471	31,436	0.01
USD	34,090	FNCL POOL AQ6132 3% 01/11/42	30,157	31,113	0.01
USD	69,506	FNCL POOL AA4221 4.5% 01/04/39	26,895	29,155	0.01
USD	200,000	FNCL POOL 995429 5.5% 01/01/24	27,308	28,942	0.01
USD	4,587,156	FGTW POOL D94554 6.5% 01/03/21	26,179	28,330	0.01
USD	31,810	FNCL POOL AQ2895 3% 01/12/42	27,335	28,201	0.01
USD	31,356	FNCL POOL AQ3166 3% 01/10/42	26,857	27,708	0.01
USD	134,280	FNCL POOL 889989 5.5% 01/04/38	25,415	27,645	0.01
USD	29,915	FNCL POOL AR1981 3% 01/01/43	26,481	27,451	0.01
USD	29,206	FNCL POOL AR2920 3% 01/01/43	26,105	26,933	0.01
USD	27,162	FNCL POOL AT9647 3% 01/07/43	25,569	26,506	0.01
USD	3,191,687	FGCI POOL E86369 6.5% 01/11/16	26,019	26,364	0.01
USD	248,215	FGCI POOL E99763 4.5% 01/09/18	23,898	26,298	0.01
USD	29,023	FNCL POOL AP8261 3% 01/10/42	25,305	26,107	0.01
USD	100,000	FNCL POOL 995432 5.5% 01/01/24	24,656	26,093	0.01
USD	27,605	FNCL POOL AQ9691 3% 01/01/43	25,260	26,060	0.01
USD	28,669	FNCL POOL AP4264 3% 01/08/42	25,063	25,837	0.01

[次へ](#)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
ロング・ポジション (続き)					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券 (続き)					
アメリカ合衆国 (続き)					
モーゲージ・バック証券プール (続き)					
USD	27,762	FNCL POOL AP3814 3% 01/09/42	25,009	25,802	0.01
USD	27,554	FNCL POOL AQ7250 3% 01/12/42	24,663	25,444	0.01
USD	243,807	FGCI POOL E99764 4.5% 01/09/18	22,025	24,237	0.01
USD	28,801	FNCL POOL AQ2102 3% 01/12/42	23,379	24,101	0.01
USD	25,092	FNCL POOL AR2407 3% 01/01/43	22,995	23,705	0.01
USD	1,425,821	FGCI POOL E89489 6.5% 01/04/17	23,968	23,481	0.01
USD	25,138	FNCL POOL AP8887 3% 01/10/42	22,682	23,401	0.01
USD	25,245	FNCL POOL AQ8746 3% 01/12/42	22,663	23,363	0.01
USD	231,067	FGLMC POOL A23606 5% 01/06/34	22,401	23,123	0.01
USD	84,769	FNCL POOL 838452 5.5% 01/09/35	20,774	22,618	0.01
USD	26,063	FNCL POOL AQ8381 3% 01/12/42	21,883	22,559	0.01
USD	231,435	FNCL POOL 727181 5% 01/08/33	20,255	22,106	0.01
USD	3,321,090	FGTW POOL D94489 6.5% 01/03/20	20,585	21,593	0.01
USD	155,000	FGLMC POOL A47333 5% 01/10/35	20,433	21,214	0.01
USD	90,647	FNCL POOL 911582 5.5% 01/04/37	18,918	20,588	0.01
USD	698,635	FGLMC POOL C68979 7% 01/06/32	20,248	20,294	0.01
USD	150,877	FGLMC POOL G01840 5% 01/07/35	17,952	18,406	0.01
USD	100,000	FNCL POOL 995430 5.5% 01/01/24	17,320	18,355	0.01
USD	100,364	FNCL POOL 766197 5.5% 01/02/34	16,099	17,474	0.01
USD	32,950	FGLMC POOL A93463 5% 01/08/40	16,433	16,826	0.01
USD	46,211	FGLMC POOL Q01536 5% 01/06/41	16,158	16,561	0.00
USD	88,606	FGLMC POOL G01981 5% 01/12/35	14,442	16,461	0.00
USD	165,265	FGLMC POOL C68943 7% 01/07/32	14,661	15,824	0.00
USD	27,150	FNCL POOL AA4666 4.5% 01/05/39	12,888	13,989	0.00
USD	198,899	FGLMC POOL A14237 5% 01/10/33	13,449	13,805	0.00
USD	25,936	FGLMC POOL A97944 5% 01/04/41	12,868	13,194	0.00
USD	71,974	FNCL POOL 741862 5.5% 01/09/33	11,977	13,019	0.00
USD	172,014	FNCL POOL 994903 5.5% 01/09/33	12,436	12,830	0.00
USD	98,021	FNCL POOL 820242 5% 01/07/35	10,895	11,766	0.00
USD	67,962	FNCL POOL 730727 5% 01/08/33	9,930	10,817	0.00
USD	51,387	FNCL POOL AA0606 5.5% 01/02/39	8,977	9,780	0.00
USD	41,838	FNCL POOL 995939 5.5% 01/06/39	8,373	8,642	0.00
USD	25,134	FGLMC POOL A49840 6% 01/06/36	7,903	8,424	0.00
USD	37,914	FNCL POOL 929427 5.5% 01/05/38	7,284	7,925	0.00
USD	34,855	FNCL POOL AD0497 5.5% 01/11/39	7,495	7,742	0.00
USD	26,309	FNCL POOL 923135 6% 01/01/37	6,935	7,505	0.00
USD	40,530	FNCL POOL 850761 6% 01/12/35	6,819	7,395	0.00
USD	77,868	FNCL POOL 725946 5.5% 01/11/34	7,096	7,311	0.00
USD	50,642	FNCL POOL 880125 6% 01/04/36	6,777	7,308	0.00
USD	44,281	FGLMC POOL G05250 5% 01/03/38	6,931	7,080	0.00
USD	26,714	FNCL POOL 745563 5.5% 01/08/34	5,429	5,966	0.00
USD	137,211	FGLMC POOL C68980 7% 01/06/32	5,211	5,420	0.00

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
ロング・ポジション（続き）					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
モーゲージ・バック証券プール（続き）					
USD	46,471	FNCL POOL 781603 5.5% 01/10/34	5,138	5,280	0.00
USD	81,285	FNCL POOL 713985 5% 01/07/33	5,050	5,141	0.00
USD	50,000	FNCT POOL 254908 5% 01/09/23	4,354	4,399	0.00
USD	17,752	FNCL POOL 985108 5.5% 01/07/38	3,970	4,316	0.00
USD	74,740	FGLMC POOL G04594 5.5% 01/01/36	3,677	3,997	0.00
USD	16,654	FNCL POOL 968371 5.5% 01/09/38	3,350	3,640	0.00
USD	20,530	FNCL POOL 973159 5.5% 01/03/38	3,253	3,538	0.00
USD	16,965	FNCL POOL 970131 5.5% 01/03/38	3,180	3,454	0.00
USD	25,156	FNCL POOL 728954 5% 01/08/33	2,972	3,229	0.00
USD	10,863	FNCL POOL 981313 5.5% 01/06/38	2,974	3,209	0.00
USD	2,000,000	FGCI POOL G11026 8% 01/07/15	3,238	3,179	0.00
USD	187,538	FNCL POOL 678263 6% 01/01/33	3,119	3,160	0.00
USD	25,300	FGLMC POOL G01838 5% 01/07/35	2,874	2,946	0.00
USD	12,795	FNCL POOL 776974 5.5% 01/04/34	2,670	2,928	0.00
USD	25,000	FNCT POOL 255360 5% 01/08/24	2,836	2,865	0.00
USD	16,197	FNCL POOL 899119 5.5% 01/04/37	2,528	2,740	0.00
USD	9,947	FNCL POOL 889839 5.5% 01/12/35	2,454	2,689	0.00
USD	16,012	FNCL POOL 938488 5.5% 01/05/37	2,293	2,488	0.00
USD	16,178	FNCL POOL 987032 5.5% 01/08/38	1,865	2,027	0.00
USD	9,998	FNCL POOL 964930 5.5% 01/08/38	1,626	1,758	0.00
USD	6,965	FNCL POOL 962122 5.5% 01/03/38	1,555	1,690	0.00
USD	6,026	FNCL POOL 966608 5.5% 01/02/38	1,468	1,595	0.00
USD	10,934	FNCL POOL 928062 5.5% 01/02/37	1,364	1,483	0.00
USD	8,360	FNCL POOL 993050 5.5% 01/12/38	1,325	1,438	0.00
USD	6,865	FNCL POOL 963607 5.5% 01/06/38	1,250	1,356	0.00
USD	6,651	FNCL POOL 983003 5.5% 01/05/38	1,085	1,179	0.00
USD	6,844	FNCL POOL 939493 5.5% 01/06/37	963	1,046	0.00
USD	2,475	FNCL POOL 987414 5.5% 01/07/38	756	820	0.00
USD	21,189	FNCL POOL 481512 5.5% 01/01/29	769	816	0.00
USD	2,886	FNCL POOL 829220 5.5% 01/08/35	531	581	0.00
USD	3,054	FNCL POOL 984346 5.5% 01/05/38	511	554	0.00
USD	3,000	FGCI POOL B12906 5.5% 01/03/19	494	500	0.00
USD	3,402	FNCL POOL 966403 5.5% 01/12/37	445	482	0.00
USD	2,474	FNCL POOL 865171 5.5% 01/02/36	373	405	0.00
USD	2,679	FNCL POOL 911576 5.5% 01/04/07	356	387	0.00
USD	1,435	FNCL POOL 826453 5.5% 01/07/35	317	347	0.00
USD	1,332	FNCL POOL 981517 5.5% 01/07/38	302	326	0.00
USD	2,120	FNCL POOL 796100 5.5% 01/10/34	260	285	0.00
USD	1,484	FNCL POOL 987815 5.5% 01/09/38	240	261	0.00
USD	1,217	FNCL POOL 940841 5.5% 01/08/37	69	75	0.00
			48,398,577	50,175,953	15.08

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
ロング・ポジション（続き）					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
ステップアップ／ダウン債					
USD	875,000	ING US INC 2.9% 15/02/18	873,460	908,886	0.27
			873,460	908,886	0.27
固定利付債					
USD	2,100,000	TENN VALLEY AUTH 5.25% 15/09/39	2,076,521	2,521,069	0.77
USD	2,200,000	FHLMC 2.375% 13/01/22	2,243,742	2,202,886	0.66
USD	1,975,000	ABBVIE INC 1.75% 06/11/17	1,997,954	1,992,915	0.60
USD	1,375,000	TENNESSEE GAS PIPE 8.375% 15/06/32	1,678,709	1,923,670	0.58
USD	1,850,000	BANK OF AMERICA 4.125% 22/01/24	1,848,649	1,909,137	0.57
USD	1,700,000	TENN VALLEY AUTH 3.875% 15/02/21	1,847,344	1,881,735	0.57
USD	1,555,000	DEVELOPERS DIV 7.5% 01/04/17	1,644,078	1,792,777	0.54
USD	1,500,000	MORGAN STANLEY 5.95% 28/12/17	1,695,792	1,711,388	0.51
USD	1,300,000	UNION BANK NA 2.125% 16/06/17	1,296,087	1,332,322	0.40
USD	1,275,000	GENERAL ELEC CAP 3.1% 09/01/23	1,272,603	1,277,213	0.38
USD	1,100,000	FHLB 5% 28/09/29	1,117,028	1,274,056	0.38
USD	1,175,000	INTL LEASE FIN CORP 5.75% 15/05/16	1,175,750	1,260,188	0.38
USD	1,200,000	FHLB 3% 10/09/21	1,228,339	1,254,184	0.38
USD	900,000	FANNIE MAE 6.25% 15/05/29	1,296,673	1,222,110	0.37
USD	1,175,000	HEALTH CARE REIT 2.25% 15/03/18	1,174,295	1,197,734	0.36
USD	975,000	FORD MOTOR CO 5.875% 02/08/21	1,117,942	1,142,338	0.34
USD	1,050,000	FORD MOTOR CREDIT 4.207% 15/04/16	1,050,000	1,113,756	0.33
USD	950,000	HCP INC 6% 30/01/17	983,568	1,067,411	0.32
USD	975,000	PROGRESS ENERGY 5.625% 15/01/16	974,347	1,051,751	0.32
USD	925,000	KILROY REALTY CORP 5% 03/11/15	924,436	979,636	0.29
USD	900,000	NCUA GTD NOTES 3% 12/06/19	899,046	956,295	0.29
USD	900,000	FED HOME LOAN BK 3.25% 09/06/23	905,864	943,162	0.28
USD	725,000	SOVEREIGN BK 8.75% 30/05/18	849,033	883,697	0.27
USD	800,000	ECOLAB INC 1.45% 08/12/17	799,352	801,167	0.24
USD	850,000	KIMBERLY CLARK 3.7% 01/06/43	811,240	795,015	0.24
USD	700,000	AVON PRODUCTS INC 5% 15/03/23	701,072	707,056	0.21
USD	700,000	IADB 1% 27/02/18	693,210	678,902	0.20
USD	550,000	NV ENERGY INC 6.25% 15/11/20	672,031	654,369	0.20
USD	600,000	FHLB 1.875% 13/03/20	584,742	597,148	0.18
USD	574,000	FLORIDA POWER & LIGHT 4.125% 1/2/42	588,689	581,804	0.17
USD	488,000	LIFE TECHNOLOGIES 6% 01/03/20	561,863	573,345	0.17
USD	550,000	CITIGROUP INC 5% 15/09/14	536,188	556,822	0.17
USD	500,000	CBL & ASSOCIATES LP 5.25% 01/12/23	494,860	531,370	0.16
USD	525,000	SOUTHERN CAL EDISON 4.05% 15/03/42	535,411	522,143	0.16
USD	500,000	HEWLETT-PACKARD 2.75% 14/01/19	499,770	512,602	0.15
USD	450,000	AMERICAN TOWER 4.7% 15/03/22	499,712	478,396	0.14
USD	450,000	SENIOR HOUSING 3.25% 01/05/19	449,667	457,558	0.14
USD	425,000	HEWLETT PACKARD CO 2.6% 15/09/17	424,753	440,510	0.13
USD	400,000	SANTANDER HLDGS 4.625% 19/04/16	398,236	426,994	0.13

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
ロング・ポジション (続き)					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券 (続き)					
アメリカ合衆国 (続き)					
固定利付債 (続き)					
USD	425,000	HCP INC 2.625% 01/02/20	423,848	426,570	0.13
USD	400,000	TENN VALLEY AUTH 4.625% 15/09/60	394,772	423,146	0.13
USD	400,000	REGIONS FIN CORP 5.75% 15/06/15	431,000	419,612	0.13
USD	400,000	KILROY REALTY CORP 3.8% 15/01/23	399,868	403,815	0.12
USD	330,000	LIFE TECHNOLOGIES CORP 5% 15/01/21	357,832	371,723	0.11
USD	400,000	MDC HOLDINGS INC 6% 15/01/43	400,000	365,333	0.11
USD	325,000	MDC HOLDINGS INC 5.5% 15/01/24	334,344	334,574	0.10
USD	325,000	AMERICAN INTL GP 2.375% 24/08/15	324,701	331,233	0.10
USD	325,000	AMERICAN TOWER 3.5% 31/01/23	318,364	319,344	0.10
USD	300,000	FED HOME LOAN BK 3.375% 08/12/23	298,830	315,201	0.09
USD	300,000	AVON PRODUCTS INC 4.6% 15/03/20	308,036	310,564	0.09
USD	225,000	GENWORTH FINANCIAL 8.625% 15/12/16	272,531	264,467	0.08
USD	225,000	TIME WARNER CABLE 5.875% 15/11/40	242,777	260,955	0.08
USD	200,000	GENWORTH FINANCIAL 7.2% 15/02/21	234,063	243,486	0.07
USD	175,000	TIME WARNER CABLE 5.5% 01/09/41	178,888	194,964	0.06
USD	75,000	DEVELOPERS DIV 9.625% 15/03/16	92,227	86,058	0.03
			45,560,677	47,277,676	14.21
T B A (事後告知)					
USD	7,000,000	FNCL 30YR TBA 4.5% 12/06/14	7,548,297	7,563,282	2.28
USD	7,000,000	FNCL 30YR TBA 3.5% 12/06/14	7,178,496	7,218,750	2.17
USD	7,000,000	FNCL 30YR TBA 3.5% 14/07/14	7,200,625	7,192,500	2.16
USD	1,000,000	FNCL 30YR TBA 6% 12/06/14	1,117,500	1,121,875	0.34
			23,044,918	23,096,407	6.95
米国財務省証券					
USD	10,400,000	US TREAS NOTE 1.625% 31/03/19	10,356,629	10,477,376	3.16
USD	7,700,000	US TREAS NOTE 3.75% 15/11/43	7,539,442	8,369,900	2.52
USD	5,000,000	US TREAS NOTE 2.25% 30/04/21	4,977,561	5,079,701	1.53
USD	4,500,000	US TREAS NOTE 3.625% 15/02/44	4,517,395	4,782,150	1.44
USD	3,900,000	US TREAS NOTE 2.125% 31/01/21	3,883,631	3,940,365	1.18
USD	4,150,000	US TREAS NOTE 3% 15/05/42	4,107,274	3,940,342	1.18
USD	3,600,000	US TREAS NOTE 3.125% 15/02/42	3,709,282	3,506,652	1.05
USD	3,300,000	US TREAS NOTE 1.5% 31/05/19	3,297,942	3,297,822	0.99
USD	3,000,000	US TREAS NOTE 2% 31/05/21	2,998,048	2,994,390	0.90
USD	2,090,000	US TREAS NOTE 0.625% 15/01/24	2,172,927	2,203,592	0.66
USD	2,100,000	US TREAS NOTE 1.625% 30/04/19	2,089,282	2,113,230	0.64
USD	1,800,000	US TREAS NOTE 3.375% 15/05/44	1,778,213	1,824,390	0.55
USD	1,050,000	US TREAS NOTE 2.5% 15/01/29	1,427,162	1,469,182	0.44
USD	1,300,000	US TREAS NOTE 3.125% 15/11/41	1,336,563	1,268,124	0.38
USD	800,000	US TREAS NOTE 2.5% 15/05/24	792,625	803,688	0.24
USD	600,000	US TREAS NOTE 1.375% 15/02/44	595,752	669,455	0.20

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
ロング・ポジション（続き）					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
アメリカ合衆国（続き）					
米国財務省証券（続き）					
USD	50,000	US TREAS NOTE 3.125% 15/02/43	43,941	48,458	0.01
			55,623,669	56,788,817	17.07
		アメリカ合衆国合計	234,932,883	239,978,184	72.15
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	250,219,757	255,412,599	76.80
最近発行された譲渡性のある証券					
オーストラリア					
固定利付債					
USD	850,000	AUST&NZ BANKING 4.5% 19/03/24	848,844	868,431	0.26
			848,844	868,431	0.26
		オーストラリア合計	848,844	868,431	0.26
フランス					
固定利付債					
USD	1,800,000	PERNOD RICARD 4.45% 15/01/22	1,814,757	1,925,005	0.58
USD	725,000	LVMH MET HENN 1.625% 29/06/17	722,919	735,864	0.22
			2,537,676	2,660,869	0.80
		フランス合計	2,537,676	2,660,869	0.80
日本					
固定利付債					
USD	950,000	三井住友フィナンシャルグループ 4.436% 2/4/24	950,000	986,292	0.30
			950,000	986,292	0.30
		日本合計	950,000	986,292	0.30
オランダ					
固定利付債					
USD	1,275,000	ING BANK NV 2% 25/09/15	1,271,315	1,296,957	0.39
			1,271,315	1,296,957	0.39
		オランダ合計	1,271,315	1,296,957	0.39
ノルウェー					
固定利付債					
USD	900,000	KOMMUNALBANKEN AS 1% 26/09/17	896,895	895,383	0.27
			896,895	895,383	0.27
		ノルウェー合計	896,895	895,383	0.27

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
ロング・ポジション（続き）					
最近発行された譲渡性のある証券（続き）					
イギリス					
固定利付債					
USD	350,000	SANTANDER UK PLC 5% 07/11/23	348,884	376,212	0.11
			348,884	376,212	0.11
		イギリス合計	348,884	376,212	0.11
アメリカ合衆国					
固定利付債					
USD	825,000	PENSKE TRUCK LEAS 3.125% 11/5/15	824,607	844,329	0.25
USD	625,000	NORTHWESTERN MU 6.063% 30/3/40	625,000	779,621	0.23
USD	600,000	PENSKE TRUCK LEAS 2.5% 15/3/16	599,112	618,149	0.19
USD	525,000	WRIGLEY WM JR CO 3.7% 30/06/14	524,459	526,241	0.16
USD	500,000	RELIANCE STAND 2.5% 24/04/19	498,835	504,303	0.15
			3,072,013	3,272,643	0.98
		アメリカ合衆国合計	3,072,013	3,272,643	0.98
		最近発行された譲渡性のある証券合計	9,925,627	10,356,787	3.11
その他の譲渡性のある証券					
アメリカ合衆国					
モーゲージ担保債務証券					
USD	700,000	AIREM 07-1A 2A1 FRN 20/09/66	564,160	583,124	0.18
USD	3,000,000	JPMMT 07-A1 2A2 FRN 25/07/35	550,182	536,324	0.16
USD	2,000,000	CWALT 05-38 A1 FRN 25/09/35	407,818	337,927	0.10
USD	10,100,000	CSFB 03-AR9 2A2 FRN 25/03/33	252,236	240,947	0.07
USD	30,900,000	CSFB 03-AR18 2X IO FRN 25/07/33	13,641	0	0.00
			1,788,037	1,698,322	0.51
アセット・バック証券					
USD	52,500,000	CWHEL 04-I A FRN 15/02/34	2,786,369	2,405,726	0.72
USD	15,000,000	INDX 04-AR4 1A FRN 25/08/34	514,678	416,216	0.13
USD	24,250,000	GPHE 04-1 A FRN 25/07/29	180,506	171,564	0.05
USD	2,000,000	IMM 04-10 2A FRN 25/03/35	205,408	165,926	0.05
			3,686,961	3,159,432	0.95
		アメリカ合衆国合計	5,474,998	4,857,754	1.46
		その他の譲渡性のある証券合計	5,474,998	4,857,754	1.46
		ロング・ポジション合計	304,925,680	311,148,773	93.56

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
ショート・ポジション					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
アメリカ合衆国					
T B A（事後告知）					
USD	(12,000,000)	FNCL 30YR TBA 3% 12/06/14	(11,791,992)	(11,895,000)	(3.57)
USD	(3,000,000)	FNCL 30YR TBA 5% 12/06/14	(3,308,008)	(3,312,656)	(1.00)
			(15,100,000)	(15,207,656)	(4.57)
		アメリカ合衆国合計	(15,100,000)	(15,207,656)	(4.57)
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	(15,100,000)	(15,207,656)	(4.57)
		ショート・ポジション合計	(15,100,000)	(15,207,656)	(4.57)

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

通貨のUSDは米ドル、AUDは豪ドル、EURはユーロおよびGBPは英ポンドを表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2014年5月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
オーストラリア	
金融	0.36
	0.36
バミューダ	
エネルギー	0.21
	0.21
カナダ	
公益事業	0.14
	0.14
ケイマン諸島	
金融	0.45
エネルギー	0.37
	0.82
フランス	
生活必需品	0.58
一般消費財・サービス	0.22
	0.80
イスラエル	
中央、州、地方政府	0.52
	0.52
イタリア	
金融	1.02
	1.02
日本	
金融	0.30
	0.30
ヨルダン	
中央、州、地方政府	0.67
	0.67
オランダ	
金融	0.49
資本財・サービス	0.22
	0.71
ノルウェー	
金融	0.27
	0.27
スペイン	
電気通信サービス	0.35
	0.35
スイス	
金融	0.32
	0.32

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
イギリス	
金融	2.08
公益事業	0.31
	<u>2.39</u>
アメリカ合衆国	
金融	42.49
中央、州、地方政府	24.88
電気通信サービス	3.17
非営利団体	2.41
一般消費財・サービス	1.72
公益事業	1.59
ヘルスケア	1.13
国際機関	1.09
素材	0.88
情報技術	0.59
生活必需品	0.16
	<u>80.11</u>
投資合計	<u><u>88.99</u></u>

[次へ](#)

GS American Bond Income

Statement of Net Assets

as at May 31, 2014

(expressed in US Dollars)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: USD 304,925,680)	2	311,148,773
Cash at banks		51,981,741
Unrealised gain on interest rate swap contracts	13	998,401
Unrealised gain on future contracts	12	15,118
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	11	14,328
Unrealised gain on credit default swap contracts	14	55,925
Margin receivable on future contracts		1,126,825
Net interest receivable on interest rate swap contracts	13	47,981
Receivable from subscriptions		72,710
Due from brokers		40,771,851
Accrued income		1,807,374
Total Assets		408,041,027
LIABILITIES		
Short portfolio at market value (at cost: USD 15,100,000)		15,207,656
Bank overdraft		54,735
Unrealised loss on interest rate swap contracts	13	802,459
Unrealised loss on future contracts	12	503,049
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	11	4,260
Unrealised loss on credit default swap contracts	14	61,765
Payable for repurchases		735,977
Payable to brokers		57,304,956
Accrued expenses	8	812,853
Total Liabilities		75,487,710
NET ASSETS		332,553,317
Number of Units Outstanding		36,465,775
Net Asset Value per Unit		9.12

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GS American Bond Income

Statement of Operations
for the year ended May 31, 2014
(expressed in US Dollars)

Notes

INCOME

Interest on bank accounts		546
Interest on securities		11,081,747
Interest received on interest rate swap contracts		261,763
Other income		12,540
Total Income		<u>11,356,596</u>

EXPENSES

Investment Manager fees	3	1,384,135
Distributor and Agent Company fees	5, 6	1,037,411
Administration fees	7	190,394
Depositary fees	4	246,789
Interest paid on interest rate swap contracts		262,665
Interest paid on bank overdraft		2,039
Correspondent bank fees		64,774
Management Company fees	3	69,207
Legal fees		17,813
Overseas registration fees		36,000
Out-of-pocket expenses		69,136
Professional fees		57,007
Subscription tax	10	170,808
Other expenses		18,634
Total Expenses		<u>3,626,812</u>

NET INVESTMENT INCOME

7,729,784

Net realised loss on investments	(1,769,535)
Net realised loss on future contracts	(816,367)
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts	(455,039)
Net realised profit on interest rate swap contracts	1,543,420
Net realised profit on credit default swap contracts	10,922
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR	<u>(1,486,599)</u>

Change in net unrealised result on investments	1,184,676
Change in net unrealised result on future contracts	97,946
Change in net unrealised result on interest rate swap contracts	(1,148,174)
Change in net unrealised result on credit default swap contracts	(5,840)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts	18,123
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR	<u>146,731</u>

NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS

6,389,916

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GS American Bond Income

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended May 31, 2014
(expressed in US Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		374,519,331
NET INVESTMENT INCOME		7,729,784
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(1,486,599)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		146,731
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		6,389,916
Proceeds from subscriptions of units		14,790,848
Payments for repurchase of units		(44,013,030)
		(29,222,182)
Dividend paid to unitholders	9	(19,133,748)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		332,553,317

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GS American Bond Income

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended May 31, 2014
(Unaudited)

Number of units outstanding at the beginning of the year	39,668,288
Number of units issued	1,622,007
Number of units repurchased	(4,824,520)
Number of units outstanding at the end of the year	36,465,775

Statistical Information
as at May 31, 2014
(Unaudited)
(expressed in US Dollars)

	2014	2013	2012
Net Assets at the end of the year	332,553,317	374,519,331	433,086,857
Net Asset Value per unit at the end of the year	9.12	9.44	9.77

GS American Bond Income

Notes to the Financial Statements as at May 31, 2014

Note 1 - The Fund

GS American Bond Income (hereinafter referred to as the “Fund”) organized in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated co-proprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a société anonyme incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The ownership of a Unit in the Fund affords the Unitholder the opportunity of having its investment spread over the whole range of securities held by the Fund. All Units have equal rights as to dividend, repurchase, and proceeds in a liquidation. The Management Regulations do not provide for meetings of Unitholders. Holders of Units may normally request repurchase of all or part of their Units at any time on any Valuation Day at their applicable net asset value.

The Fund is organised in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualified under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the “Law of 2010”), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the July 12, 2013 law on alternative investment funds manager (the “2013 Law”).

The Fund has been established for a period expiring on May 31, 2019. The Fund may be dissolved at any time prior to the end of its life or may be extended for a further period by mutual agreement between the Management Company and the Depositary.

The Fund's investment objective is to seek a high level of total return consisting of capital appreciation and income. The Fund will seek to achieve its objective, in accordance with the policies and guidelines established by the Board of Directors of the Management Company, by investing primarily in fixed-income transferable securities that are considered by the Investment Manager or its affiliates to have the potential to provide a high level of total return and diversification to reduce overall risks or otherwise to meet the Fund's investment objective.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- a) Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such security is used;
- b) Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price;
- c) Securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (a) and/or (b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;
- d) Cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at May 31, 2014:

1 USD	=	1.07250	AUD
1 USD	=	0.73524	EUR
1 USD	=	0.59762	GBP

MORTGAGE ASSET BACKED SECURITIES

Mortgage Asset Backed Securities are accounted for on the basis of known paydown factors. This factor is applied to the price of the security. The factor represents the discount that is applied for the repayments from the underlying pool of assets (the "paydown").

Whenever paydowns are made, the factor is adjusted accordingly and the proportions of the change relating to income are recorded in the Statements of Operations.

Change in market price results for the securities are recorded as unrealised gains or losses in the Statement of Operations.

"To be announced" securities ("TBA") are mortgage asset backed securities that have been purchased, or sold, and for which the general characteristics coupon, fair value, price and settlement date are known at the time of the trade, but for which the specific pool, and its underlying assets, have not yet been defined.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Unrealised gains are reported as an asset and unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are

recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

INTEREST RATE SWAP CONTRACTS

The valuation of the interest rate swap contracts open at year-end is based on the present value of its anticipated future cash flows. The unrealised gains and losses resulting from the valuations are recorded as unrealised gains or losses on interest rate swap contracts in the Statement of Operations.

CREDIT DEFAULT SWAP CONTRACTS

Credit default swap contracts (CDS and CDX) are stated at fair value. During the period for which the credit default swap contracts are open, the unrealised profits are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. The change in unrealised profits or losses resulting from this valuation is recognised in the Statement of Operations. Premiums paid and received on the credit default swap contracts are recognised in the Statement of Operations as incurred as part of the net realised profit or loss on the credit default swap contracts. When credit default swap contract is terminated, the difference between the premium and the proceeds from the settlement of the credit default swap contract is recognised in the Statement of Operations as net realised profit or loss on the credit default swap contracts.

Note 3 - Management Company and Investment Manager fees

The Management Company is entitled to a Management fee, payable out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.02% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

The Investment Manager receives for its management and advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets during the relevant quarter.

For a portion up to USD 1 billion	0.400%
For a portion over USD 1 billion up to USD 2 billion	0.375%
For a portion over USD 2 billion	0.350%

The Investment Manager pays to the Investment Advisor, a fee as from time to time agreed between themselves.

Note 4 - Depositary fees

The Depositary is entitled to a depositary fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.07% of the average daily net asset value of the assets of the Fund during the relevant quarter with a minimum fee of USD 20,000 p.a.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to be paid out of assets of the Fund at the end of each quarter at an annual rate of 0.10% of the average daily total net assets during the relevant quarter.

Note 6 - Distributor fees

Each Distributor in Japan is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets distributed by such Distributor in Japan and not repurchased during the relevant quarter.

For a portion up to USD 1 billion	0.200%
For a portion over USD 1 billion up to USD 2 billion	0.225%
For a portion over USD 2 billion	0.250%

Note 7 - Administration fees

The Administrator is entitled to an administration fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.05% of the average daily net asset value of the assets of the Fund during the relevant quarter with a minimum fee of USD 10,000 p.a.

Note 8 - Accrued expenses

	USD
Investment Manager fees	335,514
Distributor and Agent Company fees	251,469
Administration fees	41,917
Depositary fees	58,722
Management Company fees	16,776
Overseas registration fees	31,732
Out-of-pocket expenses	16,759
Professional fees	32,741
Subscription tax	27,223
Accrued expenses	<u>812,853</u>

Note 9 - Distributions

The Management Company may declare monthly or other interim distributions of net investment income and net realised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of dividends, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make distributions to Unitholders mainly from net investment income as of the 10th day of each month and from net realized capital gains once a year.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in USD of the minimum provided by the Law of 2010.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund.

For the year ended May 31, 2014, the Fund distributed a total amount of USD 19,133,748.

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
June 11, 2013	June 17, 2013	0.042	1,666,778
July 11, 2013	July 17, 2013	0.042	1,639,146
August 12, 2013	August 19, 2013	0.042	1,624,858
September 11, 2013	September 17, 2013	0.042	1,614,419
October 11, 2013	October 18, 2013	0.042	1,608,241
November 12, 2013	November 18, 2013	0.042	1,597,353
December 11, 2013	December 17, 2013	0.042	1,575,913
January 13, 2014	January 17, 2014	0.042	1,574,209
February 11, 2014	February 18, 2014	0.042	1,568,879
March 11, 2014	March 17, 2014	0.042	1,565,950
April 11, 2014	April 17, 2014	0.042	1,560,412
May 12, 2014	May 16, 2014	0.042	1,537,590
			<u>19,133,748</u>

Note 10 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (taxe d'abonnement) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except people or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 11 - Forward Foreign Exchange Contracts

As at May 31, 2014, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
USD	682,104	EUR	493,142	June 17, 2014	11,406
USD	557,218	GBP	331,276	June 06, 2014	2,922
USD	456,870	AUD	496,049	July 11, 2014	(4,260)
					<u>10,068</u>

Note 12 - Open Future Contracts

As at May 31, 2014, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in USD	Unrealised Gain / (Loss) in USD
Long Positions					
USD	40	FUT US LONG BD 20YR 6%	Sep 2014	5,507,500	14,086
USD	51	FUT US 2YR NOTE 6%	Sep 2014	11,209,641	1,032
				<u>16,717,141</u>	<u>15,118</u>
Short Positions					
USD	(16)	FUT US NOTE 10YR 6%	Sep 2014	(2,010,000)	(250)
USD	(47)	FUT US NOTE 5YR 6%	Sep 2014	(5,631,188)	(5,680)
USD	(59)	FUT US ULTRA BOND 30YR 6%	Sep 2014	(8,877,655)	(36,655)
USD	(200)	FUT 90 DAY EURODOLLAR	Dec 2016	(49,067,500)	(209,613)
USD	(203)	FUT 90 DAY EURODOLLAR	Jun 2016	(50,062,338)	(78,638)
USD	(132)	FUT 90 DAY EURODOLLAR	Mar 2017	(32,315,250)	(90,750)
USD	(98)	FUT 90 DAY EURODOLLAR	Sep 2016	(24,104,325)	(81,463)
				<u>(172,068,256)</u>	<u>(503,049)</u>
					<u><u>(487,931)</u></u>

Note 13 - Open Interest Rate Swap Contracts

As at May 31, 2014, the Fund had the following open interest rate swap contracts:

Currency	Face Value	Interest received / paid	Maturity date	Net accrued Interest in USD	Unrealised Gain / (Loss) in USD
USD	5,200,000	3.50% / USD LIBOR 3 M	March 19, 2029	33,456	353,777
USD	5,900,000	2.56011% / USD LIBOR 3 M	October 20, 2020	14,525	222,332
USD	11,000,000	4.252% / USD LIBOR 3 M	January 30, 2024	0	308,667
USD	3,700,000	USD LIBOR 3 M / 4.37%	January 31, 2039	0	(253,549)
USD	3,800,000	USD LIBOR 3 M / 1.625%	February 01, 2017	0	(16,483)
USD	4,300,000	2.50% / USD LIBOR 3 M	June 18, 2021	0	113,625
USD	28,300,000	USD LIBOR 3 M / 2.00%	June 18, 2019	0	(532,427)
	<u>62,200,000</u>			<u>47,981</u>	<u>195,942</u>

Note 14 - Credit Default Swap Contracts

As at May 31, 2014, the Fund had the following open credit default swap contracts:

Currency	Face Value	Description	Maturity date	Net accrued Interest in USD	Unrealised Gain / (Loss) in USD
EUR	2,200,000	CDX ITRAX EUR 5Y S20 V1 1%	December 20, 2018	5,901	55,925
USD	3,025,000	CDX NA IG 21 5Y 1%	December 20, 2018	(5,966)	(61,765)
				<u>(65)</u>	<u>(5,840)</u>
				<u>(65)</u>	<u>(5,840)</u>

Note 15 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended May 31, 2014, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

[次へ](#)

GS American Bond Income

Statement of Investments

as at May 31, 2014

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions					
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
BERMUDA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	520,000	WEATHERFORD INTL 9.625% 01/03/19	671,835	688,242	0.21
			671,835	688,242	0.21
		Total BERMUDA	671,835	688,242	0.21
NETHERLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	300,000	SHELL INTL FINANCE 4.55% 12/08/43	297,960	318,463	0.10
			297,960	318,463	0.10
		Total NETHERLANDS	297,960	318,463	0.10
SWITZERLAND					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,050,000	CREDIT SUISSE NY 2.3% 28/05/19	1,047,837	1,054,800	0.32
			1,047,837	1,054,800	0.32
		Total SWITZERLAND	1,047,837	1,054,800	0.32
UNITED KINGDOM					
COLLATERALISED MORTGAGE OBLIGATIONS					
USD	550,000	AIREM 06-1A 1A FRN 20/09/66	292,409	305,973	0.09
EUR	400,000	LEEK 17X A2C FRN 21/12/37	190,748	194,407	0.06
GBP	200,000	LEEK 17X A2A FRN 21/12/37	113,188	119,520	0.04
			596,345	619,900	0.19
FLOATING RATE NOTE					
USD	950,000	BG ENERGY CAP PLC FRN 30/11/72	1,016,500	1,050,938	0.31
USD	300,000	RBS FRN 16/3/22	338,875	352,575	0.11
			1,355,375	1,403,513	0.42
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	850,000	BARCLAYS BANK PLC 2.5% 20/02/19	849,958	865,452	0.25
USD	800,000	RBS PLC 2.55% 18/09/15	799,544	817,135	0.25
USD	697,000	WPP FINANCE UK 8% 15/09/14	794,050	711,542	0.21
USD	475,000	LLOYDS BANK 2.3% 27/11/18	474,240	484,718	0.15
			2,917,792	2,878,847	0.86
		Total UNITED KINGDOM	4,869,512	4,902,260	1.47

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA					
COLLATERALISED MORTGAGE OBLIGATIONS					
USD	1,275,000	FHR 4273 PD 6.5% 15/11/43	1,206,185	1,205,424	0.37
USD	1,200,000	AIREM 05-1X 2A3 FRN 20/09/66	761,627	778,363	0.23
			1,967,812	1,983,787	0.60
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	3,075,000	VERIZON COMM 5.15% 15/09/23	3,065,036	3,461,926	1.04
USD	3,000,000	TENN VALLEY AUTH 4.375% 15/06/15	3,174,900	3,129,128	0.94
USD	3,000,000	INTL FINANCE CORP 0.875% 15/6/18	2,989,860	2,951,918	0.89
USD	2,200,000	VERIZON COMM 4.5% 15/09/20	2,282,017	2,433,717	0.73
USD	1,251,000	TIME WARNER CABLE 7.3% 01/07/38	1,560,479	1,685,160	0.51
USD	1,375,000	VERIZON COMM 3.65% 14/09/18	1,374,945	1,474,463	0.44
USD	1,275,000	BK OF AMERICA CORP 2.65% 01/04/19	1,274,643	1,296,275	0.39
USD	900,000	REGIONS BANK 7.5% 15/05/18	1,074,656	1,071,576	0.32
USD	950,000	CAMDEN PROPERTY TRUST 5.7% 15/05/17	1,080,619	1,070,369	0.32
USD	880,000	CITIGROUP INC 6.125% 21/11/17	981,653	1,007,434	0.30
USD	950,000	WALGREEN CO 1.8% 15/09/17	948,391	962,841	0.29
USD	825,000	ARIZONA PUBLIC SVCS 5.05% 01/09/41	928,620	934,816	0.28
USD	750,000	GECC 5.875% 14/01/38	845,400	906,094	0.27
USD	725,000	HEWLETT PACK 3% 15/09/16	723,434	757,844	0.23
USD	650,000	MORGAN STANLEY 6.25% 28/08/17	699,422	743,442	0.22
USD	700,000	BK OF AMERICA CORP 4% 01/04/24	697,375	716,758	0.22
USD	625,000	CAPITAL ONE FINICIAL 1% 06/11/15	623,069	627,758	0.19
USD	575,000	MDC HOLDINGS INC 5.625% 01/02/20	638,250	619,563	0.19
USD	600,000	BIOMED REALTY 2.625% 01/05/19	596,448	604,131	0.18
USD	525,000	MERRILL LYNCH & CO 6.05% 16/05/16	535,274	573,373	0.17
USD	525,000	COMPASS BANK OF ALABAMA 5.5% 1/4/20	542,372	571,159	0.17
USD	425,000	VERIZON COMM 6.55% 15/09/43	424,503	537,895	0.16
USD	458,000	COVENTRY HEALTH 6.3% 15/08/14	501,171	463,433	0.14
USD	375,000	AMERICAN INTL GRP 5.85% 16/1/18	427,545	428,926	0.13
USD	375,000	CELGENE CORP 2.25% 15/05/19	374,066	377,231	0.11
USD	250,000	JUNIPER NETWORKS 4.5% 15/03/24	249,618	262,364	0.08
USD	125,000	TIME WARNER CABLE 6.55% 01/05/37	144,199	155,745	0.05
USD	50,000	GENWORTH FINANCIAL 7.625% 24/09/21	59,950	62,850	0.02
			28,817,915	29,888,189	8.98
US TREASURY BONDS					
USD	1,600,000	US TREAS NOTE 0.125% 15/01/22	1,632,427	1,685,892	0.51
			1,632,427	1,685,892	0.51
		Total UNITED STATES OF AMERICA	32,418,154	33,557,868	10.09
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	39,305,298	40,521,633	12.19

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
AUSTRALIA					
ASSET BACKED SECURITY					
AUD	600,000	REDSE 13-1 A FRN 18/03/19	340,188	321,847	0.10
			340,188	321,847	0.10
		Total AUSTRALIA	340,188	321,847	0.10
CANADA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	450,000	TRANS-CANADA PIPE FRN 15/05/67	477,000	468,000	0.14
			477,000	468,000	0.14
		Total CANADA	477,000	468,000	0.14
CAYMAN ISLANDS					
FLOATING RATE NOTE					
USD	1,425,000	RESONA PFD GLB FRN 31/12/49	1,433,749	1,501,570	0.45
			1,433,749	1,501,570	0.45
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	800,000	TRANSOCEAN INC 6.5% 15/11/20	868,868	918,932	0.28
USD	275,000	TRANSOCEAN INC 6.8% 15/03/38	301,359	308,192	0.09
			1,170,227	1,227,124	0.37
		Total CAYMAN ISLANDS	2,603,976	2,728,694	0.82
ISRAEL					
GOVERNMENT BOND					
USD	700,000	AID-ISRAEL 5.5% 18/09/23	934,831	858,025	0.26
USD	400,000	AID-ISRAEL 5.5% 26/04/24	535,140	490,198	0.15
USD	300,000	AID-ISRAEL 5.5% 04/12/23	367,618	366,707	0.11
			1,837,589	1,714,930	0.52
		Total ISRAEL	1,837,589	1,714,930	0.52
ITALY					
COLLATERALISED MORTGAGE OBLIGATIONS					
EUR	800,000	QUADF 2011-1 A1 FRN 25/07/60	641,424	633,542	0.19
			641,424	633,542	0.19
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,575,000	INTESA SANPAOLO SPA 3.875% 16/1/18	1,588,818	1,655,690	0.50
USD	700,000	INTESA SANPAOLO SPA 3.125% 15/1/16	704,800	719,465	0.22
USD	375,000	INTESA SANPAOLO 2.375% 13/01/17	373,635	379,923	0.11
			2,667,253	2,755,078	0.83
		Total ITALY	3,308,677	3,388,620	1.02

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
JORDAN					
GOVERNMENT BOND					
USD	2,200,000	KINGDOM OF JORDAN 2.503% 30/10/20	2,200,000	2,244,640	0.67
			2,200,000	2,244,640	0.67
		Total JORDAN	2,200,000	2,244,640	0.67
NETHERLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	650,000	LYONDELLBASELL IND 5% 15/04/19	728,501	728,662	0.22
			728,501	728,662	0.22
		Total NETHERLANDS	728,501	728,662	0.22
SPAIN					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	700,000	TELEFONICA EMIS 3.192% 27/04/18	700,000	730,004	0.22
USD	375,000	TELEFONICA EMIS 5.462% 16/02/21	387,563	425,664	0.13
			1,087,563	1,155,668	0.35
		Total SPAIN	1,087,563	1,155,668	0.35
UNITED KINGDOM					
COLLATERALISED MORTGAGE OBLIGATIONS					
USD	1,300,000	LEEK 18X A2B FRN 21/09/38	673,503	690,153	0.21
EUR	200,000	LEEK 18X A2B FRN 21/09/38	143,222	144,598	0.04
			816,725	834,751	0.25
COMMERCIAL MORTGAGE BACKED SECURITIES					
GBP	250,000	THRON 13-1 A FRN 20/07/44	367,041	380,124	0.11
			367,041	380,124	0.11
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,300,000	NORTHERN ROCK 5.625% 22/06/17	1,519,614	1,468,479	0.45
			1,519,614	1,468,479	0.45
		Total UNITED KINGDOM	2,703,380	2,683,354	0.81
UNITED STATES OF AMERICA					
COLLATERALISED MORTGAGE OBLIGATIONS					
USD	6,100,000	FHMS K701 A2 3.882% 25/11/17	6,160,926	6,588,189	1.97
USD	2,200,000	FHMS K005 A2 4.317% 25/11/19	2,478,952	2,455,361	0.74
USD	2,300,000	NGN 10-C1 APT 2.65% 29/10/20	1,887,745	1,952,212	0.59
USD	1,350,000	FNR 2011-99 DB 5% 25/10/41	1,468,336	1,495,755	0.45
USD	7,272,000	FNR 96-64 PG 7% 18/01/27	1,345,157	1,385,091	0.42
USD	6,000,000	FHR 2019 Z 6.5% 15/12/27	1,014,578	1,150,120	0.35
USD	900,000	FHMS K023 A2 2.307% 25/08/22	917,955	874,528	0.26
USD	6,920,000	FHR 2257 Z 7% 15/09/30	775,885	869,538	0.26

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
COLLATERALISED MORTGAGE OBLIGATIONS (CONTINUED)					
USD	10,000,000	SEMT 04-12 1A2 FRN 20/01/35	777,625	722,177	0.22
USD	4,745,000	FNR 97-15 Z 7.5% 18/04/27	642,198	705,484	0.21
USD	900,000	FNR 2012-153 B 7% 25/07/42	641,386	638,831	0.19
USD	3,000,000	FHR 1416 Z 7% 15/11/22	428,270	475,943	0.14
USD	27,000,000	CMLTI 04-OPT1 A2 FRN 25/10/34	354,951	354,081	0.11
USD	300,000	FNR 2012-111 B 7% 25/10/42	194,509	193,631	0.06
USD	1,000,000	FNR 97-13 Z 7% 18/04/27	118,874	131,571	0.04
USD	1,575,000	FNR 12-11 GS I0 FRN 25/05/40	103,524	119,855	0.04
USD	600,000	NGN 2010-R1 2A 1.84% 07/10/20	117,700	118,933	0.04
USD	3,250,000	FNR 10-129 SM FRN I0 25/11/40	87,459	96,779	0.03
USD	4,000,000	SARM 04-1 3A3 FRN 25/02/34	92,806	90,903	0.03
USD	1,764,706	GNR 02-13 SB FRN 16/02/32	61,675	82,186	0.02
USD	3,250,000	FNR 05-92 SC FRN I0 25/10/35	57,450	58,318	0.02
USD	700,000	FHR 1760 ZA FRN 15/04/24	26,867	31,670	0.01
USD	470,588	GNR 01-48 SA FRN 16/10/31	17,222	25,488	0.01
USD	235,294	GNR 01-51 SB FRN 16/10/31	8,472	12,580	0.00
USD	187,500	GNR 01-51 SA FRN 16/10/31	6,833	9,962	0.00
USD	12,000,000	AHM 04-3 1A FRN 25/10/34	4,207	4,188	0.00
			19,791,562	20,643,374	6.21
ASSET BACKED SECURITY					
USD	1,900,000	NSLT 12-5A A FRN 27/10/36	1,579,754	1,590,806	0.48
USD	15,200,000	MDST 4 A 8.33% 01/04/30	823,546	767,641	0.23
USD	6,288,000	SABR 04 OP2 A2 FRN 25/08/34	44,695	43,872	0.01
			2,447,995	2,402,319	0.72
COMMERCIAL MORTGAGE BACKED SECURITIES					
USD	5,658,730	JPMCC 06-CB16 A4 5.552% 12/05/45	6,204,995	5,929,300	1.78
USD	4,700,000	CSMC 07-C2 A1A 5.526% 15/01/49	4,538,900	4,522,001	1.36
USD	4,800,000	LBCMT 07-C3 A1A FRN 15/07/44	4,355,123	4,323,677	1.30
USD	3,600,000	MLCFC 06-2 A1A FRN 12/06/46	3,440,917	3,392,480	1.02
USD	3,200,000	MLCFC 06-4 A1A 5.166% 12/12/49	3,212,679	3,166,755	0.95
USD	3,100,000	CGCMT 08-C7 A1A FRN 10/12/49	3,124,780	3,112,373	0.94
USD	5,000,000	MSC 07-HQ11 A1A 5.422% 12/02/44	2,371,814	2,338,050	0.70
USD	1,800,000	COMM 12-CR3 A3 2.822% 15/11/45	1,844,907	1,770,988	0.53
USD	1,700,000	MSC 07 T25 A1A 5.509% 12/11/49	1,636,724	1,618,238	0.49
USD	1,100,000	WFRBS 11-C2 A4 4.869% 15/02/44	1,269,684	1,240,160	0.37
USD	900,000	FHMS K714 A2 3.097% 25/10/20	917,967	942,377	0.28
USD	800,000	FHMS K028 A2 3.111% 25/02/23	811,570	821,207	0.25
USD	700,000	FHMS K020 A2 2.373% 25/05/22	713,990	685,663	0.21
USD	400,000	FHMS K035 A2 3.458% 25/08/23	402,531	419,122	0.13
USD	300,000	FNA 2012-M8 ASQ2 1.52042% 25/12/19	303,000	301,681	0.09

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
COMMERCIAL MORTGAGE BACKED SECURITIES (CONTINUED)					
USD	300,000	FNA 2012-M8 ASQ3 1.80057% 25/12/19	303,000	298,777	0.09
USD	300,000	FNA 2012-M8 A2 2.34939% 25/05/22	303,000	290,727	0.09
USD	200,000	FHMS KSMC A2 2.615% 25/01/23	199,984	197,009	0.06
			35,955,565	35,370,585	10.64
FLOATING RATE NOTE					
USD	1,350,000	ENTREPRISE PRODUCTS FRN 01/08/66	1,498,812	1,525,500	0.46
USD	1,100,000	CBA FRN 29/03/49	1,106,678	1,159,125	0.35
USD	325,000	ENTERPRISE PROD FRN 15/01/68	365,125	368,469	0.11
USD	251,000	PUGET ENERGY INC FRN 01/06/67	265,845	261,073	0.08
			3,236,460	3,314,167	1.00
MORTGAGE BACKED SECURITIES - POOLS					
USD	64,738,121	FNCL POOL 995245 5% 01/01/39	7,630,001	7,734,229	2.33
USD	7,687,000	FNARM POOL 888503 FRN 01/08/33	1,573,608	1,719,625	0.52
USD	15,000,000	FNARM POOL 735199 FRN 01/01/35	1,558,783	1,667,333	0.50
USD	1,200,000	FN POOL AL2293 4.375% 01/06/21	1,354,054	1,311,092	0.39
USD	7,729,852	FNCL POOL AB0109 5% 01/02/35	1,278,846	1,302,839	0.39
USD	79,489,664	FNCL POOL 555211 7% 01/08/32	1,063,358	1,181,488	0.36
USD	9,079,997	FNCL POOL 256596 5% 01/02/37	1,086,294	1,097,515	0.33
USD	2,858,047	FNCL POOL AC5131 5% 01/11/39	1,018,626	1,031,639	0.31
USD	38,426,584	FNCL POOL 622547 7% 01/09/31	873,651	963,724	0.29
USD	1,644,917	FNCL POOL AL3365 6% 01/05/41	922,544	944,446	0.28
USD	5,876,999	FGCI POOL B12866 5.5% 01/03/19	854,403	866,786	0.26
USD	1,962,541	FGLMC POOL A96616 5% 01/02/41	812,027	837,230	0.25
USD	842,238	FNCL POOL AB9820 3% 01/07/43	782,278	810,934	0.24
USD	8,026,771	FGLMC POOL G04448 5.5% 01/07/38	763,323	784,186	0.24
USD	4,564,000	FNARM POOL 888514 FRN 01/03/35	705,814	753,276	0.23
USD	793,439	FNCL POOL AB9021 3% 01/04/43	707,245	739,102	0.22
USD	800,000	FGLMC POOL G07505 7% 15/10/38	711,445	725,401	0.22
USD	2,100,000	FNCL POOL AD0965 5.5% 01/12/39	611,048	623,078	0.19
USD	25,716,455	FNCL POOL 545994 7% 01/10/32	568,489	621,025	0.19
USD	907,877	FNCL POOL AL3652 6% 01/10/40	607,777	619,451	0.19
USD	1,071,201	FNCL POOL AD0586 4.5% 01/12/39	548,486	594,789	0.18
USD	625,923	FNCL POOL AB8704 3% 01/03/43	556,833	581,915	0.17
USD	6,404,942	FNCL POOL 727124 5% 01/09/33	557,298	567,508	0.17
USD	4,833,456	FGTW POOL D96291 4.5% 01/09/23	497,142	560,453	0.17
USD	4,005,288	FGCI POOL B12867 5.5% 01/03/19	521,958	529,642	0.16
USD	8,352,793	FNKL POOL 596687 7% 01/11/31	483,103	527,164	0.16
USD	5,759,481	FNCL POOL 889579 6% 01/05/38	510,823	516,361	0.16
USD	20,000,000	FNCT POOL 254231 6% 01/03/22	460,475	508,332	0.15
USD	539,970	FNCL POOL AB6206 3% 01/09/42	469,771	484,656	0.15
USD	3,613,808	FNCT POOL 257007 6% 01/12/27	475,466	484,613	0.15

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
MORTGAGE BACKED SECURITIES - POOLS (CONTINUED)					
USD	600,000	GNSF POOL 752842 3.95% 15/07/25	445,796	466,659	0.14
USD	500,000	FNCL POOL AL4316 7% 15/10/38	442,907	451,372	0.14
USD	465,346	FNCL POOL AB9344 3% 01/05/43	423,819	442,910	0.13
USD	2,000,000	FNCL POOL AD0336 5% 01/02/24	389,478	399,797	0.12
USD	3,770,038	FNCL POOL 966584 6% 01/01/38	379,676	382,009	0.11
USD	2,969,980	FGCI POOL B12788 5.5% 01/03/19	369,876	375,236	0.11
USD	392,337	FNCL POOL AB9174 3% 01/05/43	352,717	368,605	0.11
USD	400,328	FNCL POOL AB5919 3% 01/08/42	345,480	356,152	0.11
USD	5,024,195	FNARM POOL 825823 FRN 01/09/35	316,236	333,972	0.10
USD	350,053	FNCL POOL AB7424 3% 01/12/42	311,405	321,024	0.10
USD	2,752,811	FNCL POOL 940387 6% 01/06/37	312,721	318,124	0.10
USD	342,131	FNCL POOL AB7573 3% 01/01/43	306,492	316,203	0.10
USD	2,140,910	FNCL POOL AE0652 6% 01/12/38	305,825	307,920	0.09
USD	331,219	FNCL POOL AB7460 3% 01/01/43	296,379	305,770	0.09
USD	327,419	FNCL POOL AB7456 3% 01/01/43	296,494	305,652	0.09
USD	5,717,000	FNARM POOL 555566 FRN 01/04/33	299,148	305,577	0.09
USD	334,161	FNCL POOL AB7269 3% 01/12/42	295,571	304,700	0.09
USD	328,965	FNCL POOL AB7763 3% 01/02/43	294,876	303,983	0.09
USD	330,329	FNCL POOL AB7122 3% 01/12/42	293,918	303,231	0.09
USD	329,187	FNCL POOL AB7268 3% 01/12/42	292,064	301,086	0.09
USD	2,530,898	FGLMC POOL G02759 5% 01/04/37	287,969	296,676	0.09
USD	4,306,617	FNCL POOL 656567 5.5% 01/04/18	285,142	290,151	0.09
USD	7,558,497	FNCL POOL 254622 7% 01/01/33	251,269	279,768	0.08
USD	2,435,887	FGLMC POOL C01796 5% 01/03/34	258,419	267,271	0.08
USD	1,065,866	FNCL POOL AI0909 5% 01/04/41	241,041	244,719	0.07
USD	264,256	FNCL POOL AB7770 3% 01/02/43	233,242	240,632	0.07
USD	258,173	FNCL POOL AB5923 3% 01/08/42	225,290	232,428	0.07
USD	253,967	FNCL POOL AR1153 3% 01/01/43	225,230	232,188	0.07
USD	1,342,063	FGCI POOL B12868 5.5% 01/03/19	221,886	224,880	0.07
USD	1,874,337	FGCI POOL B12802 5.5% 01/03/19	213,043	215,918	0.06
USD	1,431,429	FGLMC POOL C68941 7% 01/07/32	188,493	204,826	0.06
USD	215,868	FNCL POOL AB7428 3% 01/12/42	193,673	199,810	0.06
USD	860,000	FNCL POOL AD0114 5% 01/07/37	193,603	197,604	0.06
USD	999,561	FGLMC POOL C74252 7% 01/12/32	171,865	185,141	0.06
USD	196,502	FNCL POOL AB8832 3% 01/03/43	176,503	184,455	0.06
USD	1,000,000	FGLMC POOL C74435 7% 01/11/32	168,201	180,140	0.05
USD	198,463	FNCL POOL AQ7935 3% 01/12/42	173,197	178,546	0.05
USD	193,334	FNCL POOL AR1997 3% 01/02/43	168,337	175,919	0.05
USD	224,929	FNCL POOL AI8842 4.5% 01/08/41	169,650	172,573	0.05
USD	185,135	FNCL POOL AR6746 3% 01/03/43	166,397	171,669	0.05
USD	5,000,000	FNKL POOL 254360 7% 01/05/32	154,319	168,284	0.05

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
MORTGAGE BACKED SECURITIES - POOLS (CONTINUED)					
USD	166,409	FNCL POOL AB7769 3% 01/02/43	147,191	151,855	0.05
USD	163,768	FNCL POOL AB7121 3% 01/12/42	146,397	150,919	0.05
USD	1,446,052	FNCL POOL 747821 5% 01/11/18	134,925	148,269	0.04
USD	207,489	FNCL POOL AL3679 6% 01/09/39	142,786	146,330	0.04
USD	4,000,000	FNCL POOL 254107 7% 01/11/31	132,634	144,500	0.04
USD	141,616	FNCL POOL AR1156 3% 01/01/43	128,984	133,071	0.04
USD	7,000,000	FGTW POOL C90568 7% 01/06/22	123,378	129,975	0.04
USD	136,583	FNCL POOL AT0654 3% 01/04/43	125,547	129,525	0.04
USD	142,091	FNCL POOL AB7274 3% 01/12/42	122,093	125,962	0.04
USD	136,831	FNCL POOL AQ9317 3% 01/01/43	120,656	124,480	0.04
USD	134,474	FNCL POOL AQ8484 3% 01/01/43	119,320	123,007	0.04
USD	127,906	FNCL POOL AQ5342 3% 01/12/42	113,587	117,095	0.04
USD	127,031	FNCL POOL AQ5402 3% 01/12/42	112,330	115,800	0.03
USD	1,549,000	FGCI POOL B12952 5.5% 01/03/19	113,953	115,490	0.03
USD	124,473	FNCL POOL AL2966 3% 01/12/42	110,365	113,775	0.03
USD	860,595	FNCL POOL 781629 5.5% 01/12/34	102,407	111,102	0.03
USD	113,032	FNCL POOL AT1751 3% 01/04/43	102,929	106,190	0.03
USD	112,313	FNCL POOL AT2009 3% 01/04/43	101,566	106,141	0.03
USD	115,013	FNCL POOL AQ6758 3% 01/12/42	102,527	105,694	0.03
USD	115,219	FNCL POOL AR2425 3% 01/01/43	102,061	105,294	0.03
USD	499,000	FNARM POOL 888509 FRN 01/06/33	95,071	101,268	0.03
USD	100,549	FNCL POOL AQ8657 3% 01/12/42	91,488	94,315	0.03
USD	102,334	FNCL POOL AR1079 3% 01/01/43	91,411	94,235	0.03
USD	683,150	FNCL POOL AD0095 6% 01/11/38	90,754	93,012	0.03
USD	96,967	FNCL POOL AB7278 3% 01/12/42	86,559	89,233	0.03
USD	97,572	FNCL POOL AQ5152 3% 01/11/42	85,990	88,648	0.03
USD	96,235	FNCL POOL AQ4656 3% 01/11/42	84,198	86,866	0.03
USD	91,758	FNCL POOL Ar1078 3% 01/01/43	83,311	85,951	0.03
USD	93,547	FNCL POOL AQ6761 3% 01/12/42	83,281	85,920	0.03
USD	93,570	FNCL POOL AT4000 3% 01/05/43	81,145	84,800	0.03
USD	94,066	FNCL POOL AQ5047 3% 01/12/42	81,237	83,748	0.03
USD	89,020	FNCL POOL AI0292 3% 01/03/43	79,969	83,572	0.03
USD	135,450	FNCL POOL AL3350 6% 01/05/41	76,115	78,101	0.02
USD	81,282	FNCL POOL AQ7938 3% 01/12/42	72,367	74,660	0.02
USD	1,643,000	FGLMC POOL C74553 7% 01/12/32	66,783	74,556	0.02
USD	78,137	FNCL POOL AL3089 3% 01/01/43	70,398	72,629	0.02
USD	77,228	FNCL POOL AR6071 3% 01/04/43	69,672	71,881	0.02
USD	297,868	FNCL POOL AL0100 6% 01/10/39	69,514	71,441	0.02
USD	1,000,000	FGLMC POOL C74552 7% 01/12/32	64,220	70,730	0.02
USD	355,244	FNCL POOL AE0371 6% 01/09/39	67,446	69,120	0.02
USD	98,125	FNCL POOL AC2861 4.5% 01/08/39	58,982	64,136	0.02

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
MORTGAGE BACKED SECURITIES - POOLS (CONTINUED)					
USD	66,829	FNCL POOL AB7593 3% 01/01/43	61,431	63,377	0.02
USD	67,432	FNCL POOL AR3392 3% 01/01/43	60,822	62,750	0.02
USD	66,112	FNCL POOL AQ4055 3% 01/04/43	60,212	62,120	0.02
USD	66,491	FNCL POOL AQ5341 3% 01/12/42	59,907	61,806	0.02
USD	63,983	FNCL POOL AQ8483 3% 01/01/43	58,639	60,497	0.02
USD	63,917	FNCL POOL AQ7146 3% 01/01/43	55,232	56,982	0.02
USD	61,069	FNCL POOL AQ5401 3% 01/12/42	54,922	56,662	0.02
USD	114,450	FNCL POOL AL2617 6% 01/10/40	52,204	53,505	0.02
USD	56,231	FNCL POOL AT7610 3% 01/06/43	50,463	52,312	0.02
USD	55,976	FNCL POOL AQ5046 3% 01/12/42	50,152	51,742	0.02
USD	515,084	FGLMC POOL A41947 5.5% 01/01/36	46,693	50,710	0.02
USD	52,893	FNCL POOL AQ5804 3% 01/11/42	46,674	48,153	0.01
USD	1,737,812	FGCI POOL E89059 6.5% 01/04/17	47,257	47,722	0.01
USD	50,412	FNCL POOL AQ8656 3% 01/12/42	45,511	46,954	0.01
USD	1,406,004	FGLMC POOL C68942 7% 01/07/32	43,594	46,219	0.01
USD	55,934	FNCL POOL AJ3146 4.5% 01/10/41	44,901	45,675	0.01
USD	50,279	FNCL POOL AQ9584 3% 01/12/42	44,141	45,540	0.01
USD	48,768	FNCL POOL AQ7310 3% 01/01/43	43,236	44,606	0.01
USD	45,171	FNCL POOL AT8407 3% 01/06/43	42,428	43,983	0.01
USD	45,919	FNCL POOL AB7281 3% 01/12/42	41,384	42,695	0.01
USD	46,309	FNCL POOL AB9352 3% 01/05/43	40,067	41,872	0.01
USD	45,875	FNCL POOL AQ8379 3% 01/12/42	39,191	40,432	0.01
USD	44,935	FNCL POOL AQ9501 3% 01/12/42	39,165	40,406	0.01
USD	44,130	FNCL POOL AI3173 3% 01/05/43	38,364	40,093	0.01
USD	41,001	FNCL POOL AR4499 3% 01/04/43	38,227	39,438	0.01
USD	40,745	FNCL POOL AP3815 3% 01/09/42	36,779	37,915	0.01
USD	550,000	FNCL POOL 992030 5% 01/10/38	37,110	37,525	0.01
USD	669,920	FNCL POOL 974384 5% 01/04/38	36,921	37,334	0.01
USD	40,863	FNCL POOL AQ1254 3% 01/01/43	35,828	36,963	0.01
USD	1,999,800	FNKL POOL 253974 7% 01/08/31	31,257	34,764	0.01
USD	36,859	FNCL POOL AR9653 3% 01/04/43	33,158	34,209	0.01
USD	35,872	FNCL POOL AQ0665 3% 01/11/42	31,474	32,472	0.01
USD	34,300	FNCL POOL A02313 3% 01/12/42	30,624	31,570	0.01
USD	33,578	FNCL POOL AR6313 3% 01/04/43	30,471	31,436	0.01
USD	34,090	FNCL POOL AQ6132 3% 01/11/42	30,157	31,113	0.01
USD	69,506	FNCL POOL AA4221 4.5% 01/04/39	26,895	29,155	0.01
USD	200,000	FNCL POOL 995429 5.5% 01/01/24	27,308	28,942	0.01
USD	4,587,156	FGTW POOL D94554 6.5% 01/03/21	26,179	28,330	0.01
USD	31,810	FNCL POOL AQ2895 3% 01/12/42	27,335	28,201	0.01
USD	31,356	FNCL POOL AQ3166 3% 01/10/42	26,857	27,708	0.01
USD	134,280	FNCL POOL 889989 5.5% 01/04/38	25,415	27,645	0.01

[次へ](#)

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
MORTGAGE BACKED SECURITIES - POOLS (CONTINUED)					
USD	29,915	FNCL POOL AR1981 3% 01/01/43	26,481	27,451	0.01
USD	29,206	FNCL POOL AR2920 3% 01/01/43	26,105	26,933	0.01
USD	27,162	FNCL POOL AT9647 3% 01/07/43	25,569	26,506	0.01
USD	3,191,687	FGCI POOL E86369 6.5% 01/11/16	26,019	26,364	0.01
USD	248,215	FGCI POOL E99763 4.5% 01/09/18	23,898	26,298	0.01
USD	29,023	FNCL POOL AP8261 3% 01/10/42	25,305	26,107	0.01
USD	100,000	FNCL POOL 995432 5.5% 01/01/24	24,656	26,093	0.01
USD	27,605	FNCL POOL AQ9691 3% 01/01/43	25,260	26,060	0.01
USD	28,669	FNCL POOL AP4264 3% 01/08/42	25,063	25,837	0.01
USD	27,762	FNCL POOL AP3814 3% 01/09/42	25,009	25,802	0.01
USD	27,554	FNCL POOL AQ7250 3% 01/12/42	24,663	25,444	0.01
USD	243,807	FGCI POOL E99764 4.5% 01/09/18	22,025	24,237	0.01
USD	28,801	FNCL POOL AQ2102 3% 01/12/42	23,379	24,101	0.01
USD	25,092	FNCL POOL AR2407 3% 01/01/43	22,995	23,705	0.01
USD	1,425,821	FGCI POOL E89489 6.5% 01/04/17	23,968	23,481	0.01
USD	25,138	FNCL POOL AP8887 3% 01/10/42	22,682	23,401	0.01
USD	25,245	FNCL POOL AQ8746 3% 01/12/42	22,663	23,363	0.01
USD	231,067	FGLMC POOL A23606 5% 01/06/34	22,401	23,123	0.01
USD	84,769	FNCL POOL 838452 5.5% 01/09/35	20,774	22,618	0.01
USD	26,063	FNCL POOL AQ8381 3% 01/12/42	21,883	22,559	0.01
USD	231,435	FNCL POOL 727181 5% 01/08/33	20,255	22,106	0.01
USD	3,321,090	FGTW POOL D94489 6.5% 01/03/20	20,585	21,593	0.01
USD	155,000	FGLMC POOL A47333 5% 01/10/35	20,433	21,214	0.01
USD	90,647	FNCL POOL 911582 5.5% 01/04/37	18,918	20,588	0.01
USD	698,635	FGLMC POOL C68979 7% 01/06/32	20,248	20,294	0.01
USD	150,877	FGLMC POOL G01840 5% 01/07/35	17,952	18,406	0.01
USD	100,000	FNCL POOL 995430 5.5% 01/01/24	17,320	18,355	0.01
USD	100,364	FNCL POOL 766197 5.5% 01/02/34	16,099	17,474	0.01
USD	32,950	FGLMC POOL A93463 5% 01/08/40	16,433	16,826	0.01
USD	46,211	FGLMC POOL Q01536 5% 01/06/41	16,158	16,561	0.00
USD	88,606	FGLMC POOL G01981 5% 01/12/35	14,442	16,461	0.00
USD	165,265	FGLMC POOL C68943 7% 01/07/32	14,661	15,824	0.00
USD	27,150	FNCL POOL AA4666 4.5% 01/05/39	12,888	13,989	0.00
USD	198,899	FGLMC POOL A14237 5% 01/10/33	13,449	13,805	0.00
USD	25,936	FGLMC POOL A97944 5% 01/04/41	12,868	13,194	0.00
USD	71,974	FNCL POOL 741862 5.5% 01/09/33	11,977	13,019	0.00
USD	172,014	FNCL POOL 994903 5.5% 01/09/33	12,436	12,830	0.00
USD	98,021	FNCL POOL 820242 5% 01/07/35	10,895	11,766	0.00
USD	67,962	FNCL POOL 730727 5% 01/08/33	9,930	10,817	0.00
USD	51,387	FNCL POOL AA0606 5.5% 01/02/39	8,977	9,780	0.00
USD	41,838	FNCL POOL 995939 5.5% 01/06/39	8,373	8,642	0.00

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
MORTGAGE BACKED SECURITIES - POOLS (CONTINUED)					
USD	25,134	FGLMC POOL A49840 6% 01/06/36	7,903	8,424	0.00
USD	37,914	FNCL POOL 929427 5.5% 01/05/38	7,284	7,925	0.00
USD	34,855	FNCL POOL AD0497 5.5% 01/11/39	7,495	7,742	0.00
USD	26,309	FNCL POOL 923135 6% 01/01/37	6,935	7,505	0.00
USD	40,530	FNCL POOL 850761 6% 01/12/35	6,819	7,395	0.00
USD	77,868	FNCL POOL 725946 5.5% 01/11/34	7,096	7,311	0.00
USD	50,642	FNCL POOL 880125 6% 01/04/36	6,777	7,308	0.00
USD	44,281	FGLMC POOL G05250 5% 01/03/38	6,931	7,080	0.00
USD	26,714	FNCL POOL 745563 5.5% 01/08/34	5,429	5,966	0.00
USD	137,211	FGLMC POOL C68980 7% 01/06/32	5,211	5,420	0.00
USD	46,471	FNCL POOL 781603 5.5% 01/10/34	5,138	5,280	0.00
USD	81,285	FNCL POOL 713985 5% 01/07/33	5,050	5,141	0.00
USD	50,000	FNCT POOL 254908 5% 01/09/23	4,354	4,399	0.00
USD	17,752	FNCL POOL 985108 5.5% 01/07/38	3,970	4,316	0.00
USD	74,740	FGLMC POOL G04594 5.5% 01/01/36	3,677	3,997	0.00
USD	16,654	FNCL POOL 968371 5.5% 01/09/38	3,350	3,640	0.00
USD	20,530	FNCL POOL 973159 5.5% 01/03/38	3,253	3,538	0.00
USD	16,965	FNCL POOL 970131 5.5% 01/03/38	3,180	3,454	0.00
USD	25,156	FNCL POOL 728954 5% 01/08/33	2,972	3,229	0.00
USD	10,863	FNCL POOL 981313 5.5% 01/06/38	2,974	3,209	0.00
USD	2,000,000	FGCI POOL G11026 8% 01/07/15	3,238	3,179	0.00
USD	187,538	FNCL POOL 678263 6% 01/01/33	3,119	3,160	0.00
USD	25,300	FGLMC POOL G01838 5% 01/07/35	2,874	2,946	0.00
USD	12,795	FNCL POOL 776974 5.5% 01/04/34	2,670	2,928	0.00
USD	25,000	FNCT POOL 255360 5% 01/08/24	2,836	2,865	0.00
USD	16,197	FNCL POOL 899119 5.5% 01/04/37	2,528	2,740	0.00
USD	9,947	FNCL POOL 889839 5.5% 01/12/35	2,454	2,689	0.00
USD	16,012	FNCL POOL 938488 5.5% 01/05/37	2,293	2,488	0.00
USD	16,178	FNCL POOL 987032 5.5% 01/08/38	1,865	2,027	0.00
USD	9,998	FNCL POOL 964930 5.5% 01/08/38	1,626	1,758	0.00
USD	6,965	FNCL POOL 962122 5.5% 01/03/38	1,555	1,690	0.00
USD	6,026	FNCL POOL 966608 5.5% 01/02/38	1,468	1,595	0.00
USD	10,934	FNCL POOL 928062 5.5% 01/02/37	1,364	1,483	0.00
USD	8,360	FNCL POOL 993050 5.5% 01/12/38	1,325	1,438	0.00
USD	6,865	FNCL POOL 963607 5.5% 01/06/38	1,250	1,356	0.00
USD	6,651	FNCL POOL 983003 5.5% 01/05/38	1,085	1,179	0.00
USD	6,844	FNCL POOL 939493 5.5% 01/06/37	963	1,046	0.00
USD	2,475	FNCL POOL 987414 5.5% 01/07/38	756	820	0.00
USD	21,189	FNCL POOL 481512 5.5% 01/01/29	769	816	0.00
USD	2,886	FNCL POOL 829220 5.5% 01/08/35	531	581	0.00
USD	3,054	FNCL POOL 984346 5.5% 01/05/38	511	554	0.00

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
MORTGAGE BACKED SECURITIES - POOLS (CONTINUED)					
USD	3,000	FGCI POOL B12906 5.5% 01/03/19	494	500	0.00
USD	3,402	FNCL POOL 966403 5.5% 01/12/37	445	482	0.00
USD	2,474	FNCL POOL 865171 5.5% 01/02/36	373	405	0.00
USD	2,679	FNCL POOL 911576 5.5% 01/04/07	356	387	0.00
USD	1,435	FNCL POOL 826453 5.5% 01/07/35	317	347	0.00
USD	1,332	FNCL POOL 981517 5.5% 01/07/38	302	326	0.00
USD	2,120	FNCL POOL 796100 5.5% 01/10/34	260	285	0.00
USD	1,484	FNCL POOL 987815 5.5% 01/09/38	240	261	0.00
USD	1,217	FNCL POOL 940841 5.5% 01/08/37	69	75	0.00
			48,398,577	50,175,953	15.08
STEP-UP/DOWN BOND					
USD	875,000	ING US INC 2.9% 15/02/18	873,460	908,886	0.27
			873,460	908,886	0.27
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	2,100,000	TENN VALLEY AUTH 5.25% 15/09/39	2,076,521	2,521,069	0.77
USD	2,200,000	FHLMC 2.375% 13/01/22	2,243,742	2,202,886	0.66
USD	1,975,000	ABBVIE INC 1.75% 06/11/17	1,997,954	1,992,915	0.60
USD	1,375,000	TENNESSEE GAS PIPE 8.375% 15/06/32	1,678,709	1,923,670	0.58
USD	1,850,000	BANK OF AMERICA 4.125% 22/01/24	1,848,649	1,909,137	0.57
USD	1,700,000	TENN VALLEY AUTH 3.875% 15/02/21	1,847,344	1,881,735	0.57
USD	1,555,000	DEVELOPERS DIV 7.5% 01/04/17	1,644,078	1,792,777	0.54
USD	1,500,000	MORGAN STANLEY 5.95% 28/12/17	1,695,792	1,711,388	0.51
USD	1,300,000	UNION BANK NA 2.125% 16/06/17	1,296,087	1,332,322	0.40
USD	1,275,000	GENERAL ELEC CAP 3.1% 09/01/23	1,272,603	1,277,213	0.38
USD	1,100,000	FHLB 5% 28/09/29	1,117,028	1,274,056	0.38
USD	1,175,000	INTL LEASE FIN CORP 5.75% 15/05/16	1,175,750	1,260,188	0.38
USD	1,200,000	FHLB 3% 10/09/21	1,228,339	1,254,184	0.38
USD	900,000	FANNIE MAE 6.25% 15/05/29	1,296,673	1,222,110	0.37
USD	1,175,000	HEALTH CARE REIT 2.25% 15/03/18	1,174,295	1,197,734	0.36
USD	975,000	FORD MOTOR CO 5.875% 02/08/21	1,117,942	1,142,338	0.34
USD	1,050,000	FORD MOTOR CREDIT 4.207% 15/04/16	1,050,000	1,113,756	0.33
USD	950,000	HCP INC 6% 30/01/17	983,568	1,067,411	0.32
USD	975,000	PROGRESS ENERGY 5.625% 15/01/16	974,347	1,051,751	0.32
USD	925,000	KILROY REALTY CORP 5% 03/11/15	924,436	979,636	0.29
USD	900,000	NCUA GTD NOTES 3% 12/06/19	899,046	956,295	0.29
USD	900,000	FED HOME LOAN BK 3.25% 09/06/23	905,864	943,162	0.28
USD	725,000	SOVEREIGN BK 8.75% 30/05/18	849,033	883,697	0.27
USD	800,000	ECOLAB INC 1.45% 08/12/17	799,352	801,167	0.24
USD	850,000	KIMBERLY CLARK 3.7% 01/06/43	811,240	795,015	0.24
USD	700,000	AVON PRODUCTS INC 5% 15/03/23	701,072	707,056	0.21
USD	700,000	IADB 1% 27/02/18	693,210	678,902	0.20

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	550,000	NV ENERGY INC 6.25% 15/11/20	672,031	654,369	0.20
USD	600,000	FHLB 1.875% 13/03/20	584,742	597,148	0.18
USD	574,000	FLORIDA POWER & LIGHT 4.125% 1/2/42	588,689	581,804	0.17
USD	488,000	LIFE TECHNOLOGIES 6% 01/03/20	561,863	573,345	0.17
USD	550,000	CITIGROUP INC 5% 15/09/14	536,188	556,822	0.17
USD	500,000	CBL & ASSOCIATES LP 5.25% 01/12/23	494,860	531,370	0.16
USD	525,000	SOUTHERN CAL EDISON 4.05% 15/03/42	535,411	522,143	0.16
USD	500,000	HEWLETT-PACKARD 2.75% 14/01/19	499,770	512,602	0.15
USD	450,000	AMERICAN TOWER 4.7% 15/03/22	499,712	478,396	0.14
USD	450,000	SENIOR HOUSING 3.25% 01/05/19	449,667	457,558	0.14
USD	425,000	HEWLETT PACKARD CO 2.6% 15/09/17	424,753	440,510	0.13
USD	400,000	SANTANDER HLDGS 4.625% 19/04/16	398,236	426,994	0.13
USD	425,000	HCP INC 2.625% 01/02/20	423,848	426,570	0.13
USD	400,000	TENN VALLEY AUTH 4.625% 15/09/60	394,772	423,146	0.13
USD	400,000	REGIONS FIN CORP 5.75% 15/06/15	431,000	419,612	0.13
USD	400,000	KILROY REALTY CORP 3.8% 15/01/23	399,868	403,815	0.12
USD	330,000	LIFE TECHNOLOGIES CORP 5% 15/01/21	357,832	371,723	0.11
USD	400,000	MDC HOLDINGS INC 6% 15/01/43	400,000	365,333	0.11
USD	325,000	MDC HOLDINGS INC 5.5% 15/01/24	334,344	334,574	0.10
USD	325,000	AMERICAN INTL GP 2.375% 24/08/15	324,701	331,233	0.10
USD	325,000	AMERICAN TOWER 3.5% 31/01/23	318,364	319,344	0.10
USD	300,000	FED HOME LOAN BK 3.375% 08/12/23	298,830	315,201	0.09
USD	300,000	AVON PRODUCTS INC 4.6% 15/03/20	308,036	310,564	0.09
USD	225,000	GENWORTH FINANCIAL 8.625% 15/12/16	272,531	264,467	0.08
USD	225,000	TIME WARNER CABLE 5.875% 15/11/40	242,777	260,955	0.08
USD	200,000	GENWORTH FINANCIAL 7.2% 15/02/21	234,063	243,486	0.07
USD	175,000	TIME WARNER CABLE 5.5% 01/09/41	178,888	194,964	0.06
USD	75,000	DEVELOPERS DIV 9.625% 15/03/16	92,227	86,058	0.03
			45,560,677	47,277,676	14.21
TO BE ANNOUNCED					
USD	7,000,000	FNCL 30YR TBA 4.5% 12/06/14	7,548,297	7,563,282	2.28
USD	7,000,000	FNCL 30YR TBA 3.5% 12/06/14	7,178,496	7,218,750	2.17
USD	7,000,000	FNCL 30YR TBA 3.5% 14/07/14	7,200,625	7,192,500	2.16
USD	1,000,000	FNCL 30YR TBA 6% 12/06/14	1,117,500	1,121,875	0.34
			23,044,918	23,096,407	6.95
US TREASURY BONDS					
USD	10,400,000	US TREAS NOTE 1.625% 31/03/19	10,356,629	10,477,376	3.16
USD	7,700,000	US TREAS NOTE 3.75% 15/11/43	7,539,442	8,369,900	2.52
USD	5,000,000	US TREAS NOTE 2.25% 30/04/21	4,977,561	5,079,701	1.53
USD	4,500,000	US TREAS NOTE 3.625% 15/02/44	4,517,395	4,782,150	1.44
USD	3,900,000	US TREAS NOTE 2.125% 31/01/21	3,883,631	3,940,365	1.18

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
US TREASURY BONDS (CONTINUED)					
USD	4,150,000	US TREAS NOTE 3% 15/05/42	4,107,274	3,940,342	1.18
USD	3,600,000	US TREAS NOTE 3.125% 15/02/42	3,709,282	3,506,652	1.05
USD	3,300,000	US TREAS NOTE 1.5% 31/05/19	3,297,942	3,297,822	0.99
USD	3,000,000	US TREAS NOTE 2% 31/05/21	2,998,048	2,994,390	0.90
USD	2,090,000	US TREAS NOTE 0.625% 15/01/24	2,172,927	2,203,592	0.66
USD	2,100,000	US TREAS NOTE 1.625% 30/04/19	2,089,282	2,113,230	0.64
USD	1,800,000	US TREAS NOTE 3.375% 15/05/44	1,778,213	1,824,390	0.55
USD	1,050,000	US TREAS NOTE 2.5% 15/01/29	1,427,162	1,469,182	0.44
USD	1,300,000	US TREAS NOTE 3.125% 15/11/41	1,336,563	1,268,124	0.38
USD	800,000	US TREAS NOTE 2.5% 15/05/24	792,625	803,688	0.24
USD	600,000	US TREAS NOTE 1.375% 15/02/44	595,752	669,455	0.20
USD	50,000	US TREAS NOTE 3.125% 15/02/43	43,941	48,458	0.01
			55,623,669	56,788,817	17.07
		Total UNITED STATES OF AMERICA	234,932,883	239,978,184	72.15
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	250,219,757	255,412,599	76.80
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES					
AUSTRALIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	850,000	AUST&NZ BANKING 4.5% 19/03/24	848,844	868,431	0.26
			848,844	868,431	0.26
		Total AUSTRALIA	848,844	868,431	0.26
FRANCE					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,800,000	PERNOD RICARD 4.45% 15/01/22	1,814,757	1,925,005	0.58
USD	725,000	LVMH MET HENN 1.625% 29/06/17	722,919	735,864	0.22
			2,537,676	2,660,869	0.80
		Total FRANCE	2,537,676	2,660,869	0.80
JAPAN					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	950,000	SUMITOMO MITSUI FIN 4.436% 2/4/24	950,000	986,292	0.30
			950,000	986,292	0.30
		Total JAPAN	950,000	986,292	0.30

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
NETHERLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,275,000	ING BANK NV 2% 25/09/15	1,271,315	1,296,957	0.39
			1,271,315	1,296,957	0.39
		Total NETHERLANDS	1,271,315	1,296,957	0.39
NORWAY					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	900,000	KOMMUNALBANKEN AS 1% 26/09/17	896,895	895,383	0.27
			896,895	895,383	0.27
		Total NORWAY	896,895	895,383	0.27
UNITED KINGDOM					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	350,000	SANTANDER UK PLC 5% 07/11/23	348,884	376,212	0.11
			348,884	376,212	0.11
		Total UNITED KINGDOM	348,884	376,212	0.11
UNITED STATES OF AMERICA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	825,000	PENSKE TRUCK LEAS 3.125% 11/5/15	824,607	844,329	0.25
USD	625,000	NORTHWESTERN MU 6.063% 30/3/40	625,000	779,621	0.23
USD	600,000	PENSKE TRUCK LEAS 2.5% 15/3/16	599,112	618,149	0.19
USD	525,000	WRIGLEY WM JR CO 3.7% 30/06/14	524,459	526,241	0.16
USD	500,000	RELIANCE STAND 2.5% 24/04/19	498,835	504,303	0.15
			3,072,013	3,272,643	0.98
		Total UNITED STATES OF AMERICA	3,072,013	3,272,643	0.98
		Total RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES	9,925,627	10,356,787	3.11
OTHER TRANSFERABLE SECURITIES					
UNITED STATES OF AMERICA					
COLLATERALISED MORTGAGE OBLIGATIONS					
USD	700,000	AIREM 07-1A 2A1 FRN 20/09/66	564,160	583,124	0.18
USD	3,000,000	JPMMT 07-A1 2A2 FRN 25/07/35	550,182	536,324	0.16
USD	2,000,000	CWALT 05-38 A1 FRN 25/09/35	407,818	337,927	0.10
USD	10,100,000	CSFB 03-AR9 2A2 FRN 25/03/33	252,236	240,947	0.07
USD	30,900,000	CSFB 03-AR18 2X 10 FRN 25/07/33	13,641	0	0.00
			1,788,037	1,698,322	0.51

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
OTHER TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
ASSET BACKED SECURITY					
USD	52,500,000	CWHEL 04-I A FRN 15/02/34	2,786,369	2,405,726	0.72
USD	15,000,000	INDX 04-AR4 1A FRN 25/08/34	514,678	416,216	0.13
USD	24,250,000	GPHE 04-1 A FRN 25/07/29	180,506	171,564	0.05
USD	2,000,000	IMM 04-10 2A FRN 25/03/35	205,408	165,926	0.05
			<u>3,686,961</u>	<u>3,159,432</u>	<u>0.95</u>
		Total UNITED STATES OF AMERICA	<u>5,474,998</u>	<u>4,857,754</u>	<u>1.46</u>
		Total OTHER TRANSFERABLE SECURITIES	<u>5,474,998</u>	<u>4,857,754</u>	<u>1.46</u>
		Total Long Positions	<u>304,925,680</u>	<u>311,148,773</u>	<u>93.56</u>
Short Positions					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
UNITED STATES OF AMERICA					
TO BE ANNOUNCED					
USD	(12,000,000)	FNCL 30YR TBA 3% 12/06/14	(11,791,992)	(11,895,000)	(3.57)
USD	(3,000,000)	FNCL 30YR TBA 5% 12/06/14	(3,308,008)	(3,312,656)	(1.00)
			<u>(15,100,000)</u>	<u>(15,207,656)</u>	<u>(4.57)</u>
		Total UNITED STATES OF AMERICA	<u>(15,100,000)</u>	<u>(15,207,656)</u>	<u>(4.57)</u>
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	<u>(15,100,000)</u>	<u>(15,207,656)</u>	<u>(4.57)</u>
		Total Short Positions	<u>(15,100,000)</u>	<u>(15,207,656)</u>	<u>(4.57)</u>

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GS American Bond Income

Economic and Geographical Division of Investments

as at May 31, 2014

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	0.36
	0.36
BERMUDA	
Energy	0.21
	0.21
CANADA	
Utilities	0.14
	0.14
CAYMAN ISLANDS	
Financials	0.45
Energy	0.37
	0.82
FRANCE	
Consumer Staples	0.58
Consumer Discretionary	0.22
	0.80
ISRAEL	
Central, State, Local Governments	0.52
	0.52
ITALY	
Financials	1.02
	1.02
JAPAN	
Financials	0.30
	0.30
JORDAN	
Central, State, Local Governments	0.67
	0.67
NETHERLANDS	
Financials	0.49
Industrials	0.22
	0.71
NORWAY	
Financials	0.27
	0.27
SPAIN	
Telecommunication Services	0.35
	0.35
SWITZERLAND	
Financials	0.32
	0.32

Economic and Geographical Division of Investments (continued)

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
------------------------------------	--------------------

UNITED KINGDOM	
Financials	2.08
Utilities	0.31
	<u>2.39</u>
UNITED STATES OF AMERICA	
Financials	42.49
Central, State, Local Governments	24.88
Telecommunication Services	3.17
Non Profit Org.	2.41
Consumer Discretionary	1.72
Utilities	1.59
Health Care	1.13
Supranationals	1.09
Materials	0.88
Information Technology	0.59
Consumer Staples	0.16
	<u>80.11</u>
Total Investments	<u><u>88.99</u></u>

（２）【2013年５月31日終了年度】

①【貸借対照表】

G S アメリカン・ボンド・インカム

純資産計算書

2013年５月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券一時価 （取得価額：384,525,752米ドル）	2	389,430,615	42,623,181
銀行預金		27,884,221	3,051,928
金利スワップ契約に係る未実現利益	13	2,633,994	288,291
先物契約に係る未実現利益	12	60,309	6,601
先渡為替契約に係る未実現利益	11	68,284	7,474
先物契約に係る未収証拠金		1,323,455	144,852
金利スワップ契約に係る未収利息純額	13	14,179	1,552
ブローカーからの未収金		80,597,545	8,821,401
受益証券発行未収金		68,214	7,466
未収収益		2,052,871	224,687
資産合計		504,133,687	55,177,432
負債			
投資有価証券ショート・ポジション一時価 （取得価額：6,448,711米ドル）	2	6,422,813	702,977
当座借越		759,669	83,146
金利スワップ契約に係る未実現損失	13	1,289,878	141,177
先物契約に係る未実現損失	12	646,186	70,725
先渡為替契約に係る未実現損失	11	76,339	8,355
受益証券買戻未払金		802,434	87,826
ブローカーへの未払金		118,696,856	12,991,371
未払費用	8	920,181	100,714
負債合計		129,614,356	14,186,291
純資産		374,519,331	40,991,141
発行済受益証券数		39,668,288口	
1口当り純資産価格		9.44米ドル	1,033円

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

運用計算書

2013年5月31日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
銀行口座利息		23,043	2,522
証券利息		12,455,772	1,363,284
金利スワップ契約に係る受領利息		173,129	18,949
その他の収益		4,654	509
収益合計		12,656,598	1,385,265
費用			
投資顧問報酬	3	1,624,412	177,792
販売報酬および代行協会員報酬	5、6	1,217,498	133,255
管理事務代行報酬	7	224,049	24,522
保管報酬	4	289,754	31,714
金利スワップ契約に係る支払利息		75,606	8,275
当座借越に係る支払利息		5,007	548
コルレス銀行報酬		50,420	5,518
管理報酬	3	81,222	8,890
法務報酬		6,113	669
海外登録費用		24,000	2,627
現金支出費		81,139	8,881
専門家報酬		57,709	6,316
年次税	10	199,458	21,831
その他の費用		5,706	625
費用合計		3,942,093	431,462
純投資収益		8,714,505	953,803
投資有価証券に係る実現純利益			
先物契約に係る実現純損失		(846,185)	(92,615)
外貨および先渡為替契約に係る実現純利益		78,410	8,582
金利スワップ契約に係る実現純損失		(2,316,881)	(253,583)
当期実現純利益		3,912,198	428,190
投資有価証券に係る未実現純損益の変動			
先物契約に係る未実現純損益の変動		(809,978)	(88,652)
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		(107,228)	(11,736)
金利スワップ契約に係る未実現純損益の変動		2,025,330	221,672
当期末実現純損失		(4,858,363)	(531,748)
運用の結果による純資産の純増加		7,768,340	850,245

添付の注記は当財務書類の一部である。

G S アメリカン・ボンド・インカム

財務書類に対する注記

2013年5月31日現在

注1－ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*fonds commun de placement*）としてルクセンブルグにおいて設定されたG S アメリカン・ボンド・インカム（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて1991年7月8日に設立されルクセンブルグに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券その他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

ファンドの受益証券の所有権は、ファンドが保有する広範囲にわたる有価証券に投資する機会を受益者に与える。すべての受益証券は、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。約款は受益者集会について規定していない。受益証券の所持人は通常、適用される純資産価格で評価日にいつでも受益証券の全部または一部の買戻しを請求できる。

ファンドは、ルクセンブルグにおいて設定され、投資信託に関する2010年12月17日法のパートIIの下で適格性を有している。

ファンドは、2019年5月31日までの存続期間で設定されている。

ファンドの投資目的は、元本の増大とインカム・ゲインからなる高水準のトータル・リターンを追求することである。ファンドは投資目的の達成のために、管理会社の取締役会が決定する方針およびガイドラインに従い、主に高水準のトータル・リターンおよび分散投資によるリスクの低減をもたらす可能性がある、またはファンドの投資目的に適合すると投資顧問会社またはその関連会社が考える債券へ投資を行う。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。有価証券が数ヵ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の取引値が使用される。
- 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- 相場価格が入手できないか、または上記a）および／またはb）に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- 現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生利息を加えた価額で評価される。

異常な事態により上記のような評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、年度末現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建の収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建の投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現・未実現純損益に計上される。

2013年5月31日現在の為替レート

1米ドル = 1.03745 豪ドル

1米ドル = 0.76699 ユーロ

1米ドル = 0.65686 英ポンド

モーゲージ・アセット・バック証券

モーゲージ・アセット・バック証券は、既知のペイダウン・ファクターの基準で会計処理される。当該ファクターは、証券の価格に適用される。ファクターは、資産の対象プールからの償還（「ペイダウン」）に関して適用される割引率を表す。

ペイダウンが行われる時はいつでも、ファクターはそれに応じて調整され、収益に関する変動の割合は、運用計算書に計上される。

証券に関する市場価格実績の変動は、運用計算書の未実現損益として計上される。

「事後告知（TBA）」証券は、購入または売却されたモーゲージ・アセット・バック証券で、その一般的特徴（クーポン、公正価額、価格および決済日）は取引日に知られているが、特定プールおよびその対象資産が未だ定められていないものである。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。為替契約によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現利益は資産として、また未実現損失は負債として純資産計算書に計上される。契約の終結時に、ファンドはクロージング取引からの手取金（または費用）とファンドの約定ベースとの間の差額に等しい実現損益を計上する。

金利スワップ契約

年度末現在の未決済金利スワップ契約の評価は、予測される将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいている。評価によって生じた未実現損益は、運用計算書に金利スワップ契約に係る未実現利益または未実現損失として計上される。

注３－管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.02%の管理報酬をファンドの純資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、投資顧問・運用業務について、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産総額の以下の年率の報酬をファンドの純資産から各四半期末毎に後払で受領する。

10億米ドルまでの部分	0.400%
10億米ドル超20億米ドルまでの部分	0.375%
20億米ドル超の部分	0.350%

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、随時当事者間で合意される報酬を支払う。

注４－保管報酬

保管受託銀行は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.07%の保管報酬（年間最低額20,000米ドル）をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、ファンドが負担する。

注５－代行協会員報酬

代行協会員は、当該四半期中の日々の平均純資産総額の年率0.10%の報酬をファンドの純資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注６－販売報酬

日本における各販売会社は、当該四半期中に日本のかかる販売会社が販売し買戻されなかったファンド証券についての日々の平均純資産総額の以下の年率の報酬をファンドの純資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

10億米ドルまでの部分	0.200%
10億米ドル超20億米ドルまでの部分	0.225%
20億米ドル超の部分	0.250%

注７－管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.05%の管理事務代行報酬（年間最低額10,000米ドル）をファンドの資産から各四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注8－未払費用

	(米ドル)
投資顧問報酬	385,671
販売報酬および代行協会員報酬	289,060
管理事務代行報酬	48,184
保管報酬	67,500
管理報酬	19,284
海外登録費用	41,428
現金支出費	19,264
専門家報酬	19,302
年次税	30,488
未払費用	920,181

注9－分配

管理会社は、利息収入および実現売買益から毎月の分配、場合によっては中間分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、主に利息収入から、また年1回実現売買益から分配を行う意向である。

分配の結果、ファンドの純資産総額が投資信託（UCI）に関する2010年12月17日法に規定された最低額の米ドル相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2013年5月31日に終了した年度に、ファンドは総額21,101,244米ドルの分配を行った。

分配落日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2012年6月11日	2012年6月15日	0.042	1,853,519
2012年7月11日	2012年7月17日	0.042	1,836,705
2012年8月13日	2012年8月20日	0.042	1,817,022
2012年9月11日	2012年9月17日	0.042	1,791,623
2012年10月11日	2012年10月17日	0.042	1,771,337
2012年11月13日	2012年11月19日	0.042	1,754,667
2012年12月11日	2012年12月17日	0.042	1,742,440
2013年1月11日	2013年1月17日	0.042	1,732,194
2013年2月11日	2013年2月15日	0.042	1,722,878
2013年3月11日	2013年3月15日	0.042	1,710,973
2013年4月11日	2013年4月17日	0.042	1,690,241
2013年5月13日	2013年5月17日	0.042	1,677,645
			21,101,244

注10—税金

ファンドは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。現行法によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11—先渡為替契約

2013年5月31日現在、ファンドは以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 (米ドル)
米ドル	2,606,856	英ポンド	1,676,521	2013年6月27日	54,974
ユーロ	563,744	米ドル	729,715	2013年6月28日	5,407
米ドル	582,372	豪ドル	600,000	2013年6月20日	4,884
英ポンド	551,000	米ドル	835,674	2013年6月27日	3,019
米ドル	792,204	英ポンド	523,761	2013年6月27日	(5,028)
米ドル	1,813,416	英ポンド	1,200,000	2013年6月27日	(13,139)
米ドル	4,057,295	ユーロ	3,156,028	2012年6月28日	(58,172)
					(8,055)

注12－未決済先物契約

2013年5月31日現在、ファンドは以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	約定数	銘柄	満期日	市場価格 (米ドル)	未実現（損）益 (米ドル)
ロング・ポジション（買持高）					
米ドル	31	10年FUT US NOTE 6%	2013年6月	4,045,016	1,938
米ドル	20	90日FUT EURODOLLAR	2013年6月	4,986,000	33,650
ユーロ	30	5年FUT EURO BOBL 6%	2013年6月	4,926,016	(25,424)
ユーロ	97	10年FUT EURO BUND 6%	2013年6月	18,177,327	(200,355)
米ドル	852	5年FUT US NOTE 6%	2013年9月	104,449,875	(417,079)
米ドル	53	30年FUT US ULTRA BOND 6%	2013年9月	8,087,469	(3,328)
米ドル	12	90日FUT EURODOLLAR	2013年9月	2,990,550	13,050
				147,662,253	(597,548)
ショート・ポジション（売持高）					
米ドル	(38)	30年FUT US LONG BD 6%	2013年9月	(5,339,000)	2,719
米ドル	(121)	10年FUT US NOTE 6%	2013年9月	(15,667,610)	8,952
				(21,006,610)	11,671
					(585,877)

注13－未決済金利スワップ契約

2013年5月31日現在、ファンドは以下の未決済金利スワップ契約を有していた。

通貨	額面価額	受領／支払金利	満期日	純未収利息 (米ドル)	未実現（損）益 (米ドル)
米ドル	6,000,000	1.25%／米ドルLIBOR 3ヶ月	2020年6月19日	0	197,257
米ドル	4,400,000	1.25%／米ドルLIBOR 3ヶ月	2020年6月19日	0	144,655
米ドル	15,300,000	1.00%／米ドルLIBOR 3ヶ月	2018年6月19日	0	164,721
米ドル	48,500,000	0.70%／米ドルLIBOR 3ヶ月	2017年5月31日	0	405,499
米ドル	15,300,000	米ドルLIBOR 3ヶ月／1.00%	2018年6月19日	0	(164,721)
米ドル	10,400,000	米ドルLIBOR 3ヶ月／1.25%	2020年6月19日	0	(341,912)
米ドル	5,900,000	米ドルLIBOR 3ヶ月／2.56011%	2020年10月20日	14,179	314,073
米ドル	6,800,000	2.25%／米ドルLIBOR 3ヶ月	2028年6月19日	0	502,827
米ドル	10,500,000	1.50%／米ドルLIBOR 3ヶ月	2020年12月18日	0	314,770
米ドル	15,500,000	1.00%／米ドルLIBOR 3ヶ月	2018年12月18日	0	336,810
米ドル	3,900,000	3.00%／米ドルLIBOR 3ヶ月	2043年12月18日	0	194,495
米ドル	12,800,000	米ドルLIBOR 3ヶ月／2.50%	2028年12月18日	0	(726,310)
米ドル	1,400,000	1.9825%／米ドルLIBOR 3ヶ月	2023年11月7日	0	58,887
米ドル	4,800,000	米ドルLIBOR 3ヶ月／1.97335%	2019年5月7日	0	(56,935)
				14,179	1,344,116

[次へ](#)

GS American Bond Income

Statement of Net Assets

as at May 31, 2013

(expressed in US Dollars)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: USD 384,525,752)	2	389,430,615
Cash at banks		27,884,221
Unrealised gain on interest rate swap contracts	13	2,633,994
Unrealised gain on future contracts	12	60,309
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	11	68,284
Margin receivable on future contracts		1,323,455
Net interest receivable on interest rate swap contracts	13	14,179
Due from brokers		80,597,545
Receivable for subscriptions		68,214
Accrued income		2,052,871
Total Assets		504,133,687
LIABILITIES		
Short portfolio at market value (at cost: USD 6,448,711)	2	6,422,813
Bank overdraft		759,669
Unrealised loss on interest rate swap contracts	13	1,289,878
Unrealised loss on future contracts	12	646,186
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	11	76,339
Payable for repurchases		802,434
Payable to brokers		118,696,856
Accrued expenses	8	920,181
Total Liabilities		129,614,356
NET ASSETS		374,519,331
Number of Units Outstanding		39,668,288
Net Asset Value per Unit		9.44

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GS American Bond Income

Statement of Operations
for the year ended May 31, 2013
(expressed in US Dollars)

Notes

INCOME

Interest on bank accounts		23,043
Interest on securities		12,455,772
Interest received on interest rate swap contracts		173,129
Other income		4,654
Total Income		<u>12,656,598</u>

EXPENSES

Advisory fees	3	1,624,412
Distributor and Agent Company fees	5, 6	1,217,498
Administration fees	7	224,049
Custodian fees	4	289,754
Interest paid on interest rate swap contracts		75,606
Interest paid on bank overdraft		5,007
Correspondent bank fees		50,420
Management Company fees	3	81,222
Legal fees		6,113
Overseas registration fees		24,000
Out-of-pocket expenses		81,139
Professional fees		57,709
Subscription tax	10	199,458
Other expenses		5,706
Total Expenses		<u>3,942,093</u>

NET INVESTMENT INCOME

		<u>8,714,505</u>
Net realised profit on investments		6,996,854
Net realised loss on future contracts		(846,185)
Net realised profit on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		78,410
Net realised loss on interest rate swap contracts		(2,316,881)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>3,912,198</u>

Change in net unrealised result on investments		(5,966,487)
Change in net unrealised result on future contracts		(809,978)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(107,228)
Change in net unrealised result on interest rate swap contracts		2,025,330
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		<u>(4,858,363)</u>

NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u><u>7,768,340</u></u>
--	--	-------------------------

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GS American Bond Income

Notes to the Financial Statements as at May 31, 2013

Note 1 - The Fund

GS American Bond Income (hereinafter referred to as the "Fund") is organised in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated coproprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the "unitholders") by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the "Management Company"), a company incorporated on July 8, 1991 under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Fund are separated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The ownership of a Unit in the Fund affords the unitholder the opportunity of having its investment spread over the whole range of securities held by the Fund. All Units have equal rights as to dividends, repurchases, and proceeds in a liquidation. The Management Regulations do not provide for meetings of unitholders. Holders of Units may normally request repurchase of all or part of their Units at any time on any Valuation Day at their applicable net asset value.

The Fund is organised in Luxembourg and qualified under Part II of the law of December 17, 2010 on collective investment undertakings.

The Fund has been established for a period expiring on May 31, 2019.

The investment objective of the Fund is to seek a high level of total return consisting of capital appreciation and income. The Fund seeks to achieve its objective, in accordance with the policies and guidelines established by the Board of Directors of the Management Company, by investing primarily in fixed-income transferable securities that are considered by the Investment Adviser or its advisory affiliates to have the potential to provide a high level of total return and diversification to reduce overall risks or otherwise to meet the Fund's investment objective.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- a) Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such security is used;
- b) Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price;
- c) Securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (a) and/or (b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;
- d) Cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorized, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in US Dollars (“USD”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at May 31, 2013:

1 USD	=	1.03745	AUD
1 USD	=	0.76699	EUR
1 USD	=	0.65686	GBP

MORTGAGE ASSET BACKED SECURITIES

Mortgage Asset Backed Securities are accounted for on the basis of known paydown factors. This factor is applied to the price of the security. The factor represents the discount that is applied for the repayments from the underlying pool of assets (the “paydown”).

Whenever paydowns are made, the factor is adjusted accordingly and the proportions of the change relating to income are recorded in the Statements of Operations.

Change in market price results for the securities are recorded as unrealised gains or losses in the Statement of Operations.

“To be announced” securities (“TBA”) are mortgage asset backed securities that have been purchased, or sold, and for which the general characteristics coupon, fair value, price and settlement date are known at the time of the trade, but for which the specific pool, and its underlying assets, have not yet been defined.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Unrealised gains are reported as an asset and unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statements of Net Assets.

When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the Fund basis in the contract.

INTEREST RATE SWAP CONTRACTS

The valuation of the interest rate swap contracts open at year-end is based on the present value of its anticipated future cash flows. The unrealised gains and losses resulting from the valuations are recorded as unrealised gains or losses on interest rate swap contracts in the Statement of Operations.

Note 3 - Management Company and Advisory fees

The Management Company is entitled to a Management fee, payable out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.02% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

The Investment Adviser receives for its Advisory services, a fee out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets during the relevant quarter.

For a portion up to USD 1 billion	0.400%
For a portion over USD 1 billion up to USD 2 billion	0.375%
For a portion over USD 2 billion	0.350%

The Investment Adviser pays to the Sub-Adviser, a fee as from time to time agreed between themselves.

Note 4 - Custodian fees

The Custodian is entitled to a custodian fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.07% of the average daily net asset value of the Fund during the relevant quarter with a minimum fee of USD 20,000 p.a. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Custodian, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.10% of the average daily total net assets during the relevant quarter.

Note 6 - Distributor fees

Each Distributor in Japan is entitled to a fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets distributed by such Distributor in Japan and not repurchased during the relevant quarter.

For a portion up to USD 1 billion	0.200%
For a portion over USD 1 billion up to USD 2 billion	0.225%
For a portion over USD 2 billion	0.250%

Note 7 - Administration fees

The Administrator is entitled to an administration fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.05% of the average daily net asset value of the Fund during the relevant quarter with a minimum fee of USD 10,000 p.a.

Note 8 - Accrued expenses

	USD
Advisory fees	385,671
Distributor and Agent Company fees	289,060
Administration fees	48,184
Custodian fees	67,500
Management Company fees	19,284
Overseas registration fees	41,428
Out-of-pocket expenses	19,264
Professional fees	19,302
Subscription tax	30,488
Accrued expenses	<u>920,181</u>

Note 9 - Distributions

The Management Company may declare monthly or other interim distributions of net investment income and net realised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of dividends, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make distributions to unitholders mainly from net investment income as of the 10th day of each month and from net realised capital gains once a year.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in USD of the minimum provided by the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investments.

Dividends not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund.

For the year ended May 31, 2013, the Fund distributed a total amount of USD 21,101,244.

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
June 11, 2012	June 15, 2012	0.042	1,853,519
July 11, 2012	July 17, 2012	0.042	1,836,705
August 13, 2012	August 20, 2012	0.042	1,817,022
September 11, 2012	September 17, 2012	0.042	1,791,623
October 11, 2012	October 17, 2012	0.042	1,771,337
November 13, 2012	November 19, 2012	0.042	1,754,667
December 11, 2012	December 17, 2012	0.042	1,742,440
January 11, 2013	January 17, 2013	0.042	1,732,194
February 11, 2013	February 15, 2013	0.042	1,722,878
March 11, 2013	March 15, 2013	0.042	1,710,973
April 11, 2013	April 17, 2013	0.042	1,690,241
May 13, 2013	May 17, 2013	0.042	1,677,645
			21,101,244

Note 10 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except people or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 11 - Forward Foreign Exchange Contracts

As at May 31, 2013, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
USD	2,606,856	GBP	1,676,521	June 27, 2013	54,974
EUR	563,744	USD	729,715	June 28, 2013	5,407
USD	582,372	AUD	600,000	June 20, 2013	4,884
GBP	551,000	USD	835,674	June 27, 2013	3,019
USD	792,204	GBP	523,761	June 27, 2013	(5,028)
USD	1,813,416	GBP	1,200,000	June 27, 2013	(13,139)
USD	4,057,295	EUR	3,156,028	June 28, 2013	(58,172)
					(8,055)

Note 12 - Open Future Contracts

As at May 31, 2013, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in USD	Unrealised Gain / (Loss) in USD
Long Positions					
USD	31	FUT US NOTE 10YR 6%	Jun 2013	4,045,016	1,938
USD	20	FUT 90 DAY EURODOLLAR	Jun 2013	4,986,000	33,650
EUR	30	FUT EURO BOBL 5YR 6%	Jun 2013	4,926,016	(25,424)
EUR	97	FUT EURO BUND 10YR 6%	Jun 2013	18,177,327	(200,355)
USD	852	FUT US NOTE 5YR 6%	Sep 2013	104,449,875	(417,079)
USD	53	FUT US ULTRA BOND 30YR 6%	Sep 2013	8,087,469	(3,328)
USD	12	FUT 90 DAY EURODOLLAR	Sep 2013	2,990,550	13,050
				147,662,253	(597,548)
Short Positions					
USD	(38)	FUT US LONG BD 30YR 6%	Sep 2013	(5,339,000)	2,719
USD	(121)	FUT US NOTE 10YR 6%	Sep 2013	(15,667,610)	8,952
				(21,006,610)	11,671
					(585,877)

Note 13 - Open Interest Rate Swap Contracts

As at May 31, 2013, the Fund had the following open interest rate swap contracts:

Currency	Face Value	Interest paid / received	Maturity Date	Net accrued Interest in USD	Unrealised Gain / (Loss) in USD
USD	6,000,000	1.25%/USD LIBOR 3 M	19-Jun-2020	0	197,257
USD	4,400,000	1.25%/USD LIBOR 3 M	19-Jun-2020	0	144,655
USD	15,300,000	1.00%/USD LIBOR 3 M	19-Jun-2018	0	164,721
USD	48,500,000	0.70%/USD LIBOR 3 M	31-May-2017	0	405,499
USD	15,300,000	USD LIBOR 3 M/1.00%	19-Jun-2018	0	(164,721)
USD	10,400,000	USD LIBOR 3 M/1.25%	19-Jun-2020	0	(341,912)
USD	5,900,000	USD LIBOR 3 M/2.56011%	20-Oct-2020	14,179	314,073
USD	6,800,000	2.25%/USD LIBOR 3 M	19-Jun-2028	0	502,827
USD	10,500,000	1.50%/USD LIBOR 3 M	18-Dec-2020	0	314,770
USD	15,500,000	1.00%/USD LIBOR 3 M	18-Dec-2018	0	336,810
USD	3,900,000	3.00%/USD LIBOR 3 M	18-Dec-2043	0	194,495
USD	12,800,000	USD LIBOR 3 M/2.50%	18-Dec-2028	0	(726,310)
USD	1,400,000	1.9825%/USD LIBOR 3 M	07-Nov-2023	0	58,887
USD	4,800,000	USD LIBOR 3 M/1.97335%	07-May-2019	0	(56,935)
				14,179	1,344,116

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2014年9月末日現在）

	米ドル	千円（Ⅳ、Ⅴを除く）
I 資産総額	362,810,189.64	39,709,575
II 負債総額	30,403,387.25	3,327,651
III 純資産額（Ⅰ－Ⅱ）	332,406,802.39	36,381,925
IV 発行済口数	37,048,247口	
V 1口当り純資産価格 $\left[\frac{\text{III}}{\text{IV}}\right]$	8.97	982円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者集会は開催されません。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

適用あるアメリカ合衆国の法令に基づく例外を利用する場合を除いて、アメリカ合衆国、その領土、または属領の市民もしくは居住者、または、アメリカ合衆国法または州法を準拠法として設立され、存続する法人、パートナーシップ、信託もしくはその他の者に対しては発行または譲渡をしません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約5,208万円）で、2014年9月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約347万円）の記名株式15株を発行済です。過去5年間の資本の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員数名を含む管理会社の役員を任命することができます。より詳細に述べると、2013年法第7条の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員（「授權された業務遂行役員」）を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授權された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授權された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合を除いて、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議または行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

投資顧問会社は管理会社に投資顧問・運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

(3) 役員および従業員の状況

氏名	役職名	その他の兼職
増田 真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 デビュティー・ジェネラル・マネジャー
中野 隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部課長
ジャンフランソワ・カプラス (Jean-François Caprasse)	取締役兼 コンダクティング・ オフィサー	—
アラン・フレデリック・クラ チュット (Alan Frederick Crutchett)	取締役	—
アーンスト・アンド・ヤン グ・ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) 2014年9月末日現在、管理会社の従業員は6名です。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー）は1991年7月8日付公正証書（1991年8月16日に「メモリアル」に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの郡裁判所の書記課（同課にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグ地方裁判所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ ルクセンブルグ国内外で設立された、A I FMDで言うところのA I Fに関し、2013年法第5条第2項及び同法別紙Iに基づき、A I Fの資産に関する運用、管理、販売及びその他の業務を行うこと。
- ・ ルクセンブルグ投信法第125-2条に従い、ルクセンブルグで設立され、A I FMDで言うところのA I Fとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社はまた、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うA I Fの子会社に対しても上記の運用、管理および販売業務を行うことができます。

管理会社は、業務の無償提供および／または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うことができます。

管理会社は、ルクセンブルグ投信法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有益および／もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、投資顧問・運用業務の提供を投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）に委託しており、またファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務を保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払管理事務代行会社および発行会社代理人および評価代理人であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

管理会社は2014年9月末日現在以下129本の投資信託の管理・運用を行っています。なお、すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,989,664,426.03米ドル
		1	290,631,365.60ユーロ
		2	3,308,455,040.68豪ドル
		1	123,630,779.77カナダ・ドル
		1	732,969,762.31ニュージーランド・ドル
		1	67,885,479.17英ポンド

	その他	19	1,773,690,917.56米ドル
		7	70,055,234.33ユーロ
		13	537,939,913,288.98円
		9	912,361,943.63豪ドル
		4	51,247,919.05カナダ・ドル
		5	358,861,652.82ニュージーランド・ドル
		3	22,783,348.80英ポンド
ケイマン諸島	その他	20	1,190,427,790.83米ドル
		1	341,102,507.87南アフリカ・ランド
		1	20,011,487.22ユーロ
		29	42,309,795,624.20円
		7	867,608,655.37豪ドル
		3	252,543,422.89ニュージーランド・ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2014年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝138.87円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2014年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2014年 3 月31日		2013年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融固定資産					
－固定資産として保有の証券	3	—	—	710,111	98,613
流動資産					
債権					
－ 1 年以内期限到来未収債権		432,756	60,097	364,956	50,681
銀行預金、郵便小切手口座現金、小切手 および手許現金	12	7,788,467	1,081,584	5,609,156	778,943
		8,221,223	1,141,681	5,974,112	829,625
前払金		29,489	4,095	—	—
資産合計		8,250,712	1,145,776	6,684,223	928,238
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	52,076	375,000	52,076
準備金					
－法定準備金	5	37,500	5,208	37,500	5,208
－その他の準備金	5	1,290,000	179,142	1,435,000	199,278
繰越利益	5	3,899,759	541,560	2,620,869	363,960
当期利益	5	1,196,177	166,113	1,133,890	157,463
		6,798,436	944,099	5,602,259	777,986
引当金					
納税引当金	6	1,222,740	169,802	1,055,121	146,525
その他の引当金	11	—	—	3,047	423
		1,222,740	169,802	1,058,168	146,948
非劣後債					
税金および社会保障費		23,235	3,227	—	—
1 年以内支払期限到来その他の債務	7	206,301	28,649	23,796	3,305
		229,536	31,876	23,796	3,305
負債合計		8,250,712	1,145,776	6,684,223	928,238

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2014年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2014年3月31日に 終了した年度		2013年3月31日に 終了した年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他の対外費用		242,513	33,678	333,462	46,308
人件費					
－給料・賃金	10	757,768	105,231	－	－
－給料・賃金に係る社会保障費	10	67,087	9,316	－	－
その他の営業費用		10,417	1,447	－	－
利息およびその他の財務費用					
－関連企業に係るもの	8	－	－	32,322	4,489
所得税	6	167,619	23,277	160,036	22,224
当期利益		1,196,177	166,113	1,133,890	157,463
費用合計		2,441,581	339,062	1,659,710	230,484
収益					
純売上高	1	2,275,971	316,064	1,563,440	217,115
その他の営業収益	3	88,860	12,340	70,821	9,835
金融固定資産からの収益	9	48,163	6,688	25,449	3,534
その他の利息およびその他の財務収益					
－関連企業からの受領	8、12	28,587	3,970	－	－
収益合計		2,441,581	339,062	1,659,710	230,484

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2014年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としての認可を2014年2月14日付で得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部である最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ別個に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高は、管理運用するファンドから受領する管理報酬を表す。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される証券

固定資産として保有される証券は、取引日の取得価額で計上される。年度末現在で固定資産として保有される証券は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される証券の売却実現損益は、平均原価法で算定される。

未収債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

先渡為替契約

先渡契約は、特定の金融商品を将来の特定の日に購入または売却する契約上の合意である。先渡契約は、店頭市場で取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約に適用される現時点の為替レートを参照して計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注３－固定資産として保有される証券

固定資産として保有される証券の増減は、以下のように要約される。

投資信託の受益証券への投資 (ユーロ)	
取得価額	
期首現在	798,971
期中取得額	—
期中処分額	(798,971)
期末現在	—
評価調整	
期首現在累積評価調整	(88,860)
期末現在評価調整 ⁽¹⁾	88,860
期末現在累積評価調整	—
期末現在純評価額	—
期末現在市場価格	—

⁽¹⁾ 当該金額は、損益計算書の「その他の営業収益」に計上されている。

2014年３月31日に終了した年度中、固定資産として保有される証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有されるすべての証券は、当年度中に全額処分された。

注４－払込済資本金

2014年３月31日および2013年３月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注５－準備金および繰越利益

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2013年３月31日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869
前期の利益	—	—	1,133,890
資産税準備金の取毀し純額	—	(260,000)	260,000
資産税準備金	—	115,000	(115,000)
配当金	—	—	—
2014年３月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の８a項に従い、当社は、当該年度の法人所得税を上限とした、資産税の減税を受ける権利を有する。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の資産税額の５倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から５年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、税控除は配当が行われた年度に廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2014年３月31日現在、配当不能準備金は1,290,000ユーロであり、これは2008年から2013年までの年度の資産税の５倍に相当する。

2013年５月14日に開催された年次総会により、2007年の資産税準備金（260,000ユーロ）が全額取り毀され、2013年のための資産税準備金として115,000ユーロが設定された。

注６－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出していない会計期間に関して当社が見積もった納税額（当社が税務当局に支払った前払金を控除した額）に相当する。

注７－その他の債務

2014年３月31日現在、その他の債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬、給与関連拠出金ならびに法律顧問報酬で構成されていた。

2013年３月31日現在、その他の債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬で構成されていた。

注８－利息およびその他の財務費用ならびにその他の利息およびその他の財務収益

	2014年３月31日に 終了した年度 (ユーロ)	2013年３月31日に 終了した年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純（損）益	25,540	(30,380)
派生商品および為替契約に係る未実現（損）益の変動純額	3,047	(1,942)
	28,587	(32,322)

注９－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2014年３月31日に 終了した年度 (ユーロ)	2013年３月31日に 終了した年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	47,902	—
受取配当金	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

注10－スタッフ

当社は、2014年３月31日現在、６人の従業員を雇用している。

2013年３月31日に終了した年度中に、従業員はいなかった。

注11－その他の引当金

2014年３月31日現在、「その他の引当金」残高も未決済の先渡為替契約も存在しなかった。

2013年３月31日現在、「その他の引当金」は、先渡為替契約に係る未実現損失で構成されており、詳細は以下のとおりであった。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	評価額 (ユーロ)
ユーロ	460,353	米ドル	592,773	2013年６月28日	(2,670)
ユーロ	65,725	日本円	7,955,390	2013年６月28日	(377)
					<u>(3,047)</u>

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2014年３月31日および2013年３月31日に終了した年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

注13－運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2014年３月31日現在約15,250百万ユーロ（2013年：17,075百万ユーロ）である。

注14－後発事象

2014年４月23日に、当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから無期限の保証状を受領している。当該保証状によりノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、当社が2013年７月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律の第８条第３項に定義された自己資本規制に適合する必要がある場合に、2.5百万ユーロを限度として加算金を支払うことを保証している。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet at March 31, 2014
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
- Securities held as fixed assets	3	---	710,111
CURRENT ASSETS			
Debtors			
- Trade receivables becoming due and payable within one year		432,756	364,956
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	12	7,788,467	5,609,156
		<u>8,221,223</u>	<u>5,974,112</u>
PREPAYMENTS		<u>29,489</u>	<u>---</u>
TOTAL ASSETS		<u><u>8,250,712</u></u>	<u><u>6,684,223</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves			
- Legal reserve	5	37,500	37,500
- Other reserves	5	1,290,000	1,435,000
Profit brought forward	5	3,899,759	2,620,869
Profit for the financial year	5	1,196,177	1,133,890
		<u>6,798,436</u>	<u>5,602,259</u>
PROVISIONS			
Provision for taxation	6	1,222,740	1,055,121
Other provisions	11	---	3,047
		<u>1,222,740</u>	<u>1,058,168</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Tax and social security debts		23,235	---
Other creditors becoming due and payable within one year	7	206,301	23,796
		<u>229,536</u>	<u>23,796</u>
TOTAL LIABILITIES		<u><u>8,250,712</u></u>	<u><u>6,684,223</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2014
 (expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
CHARGES			
Other external charges		242,513	333,462
Staff costs			
- Salaries and wages	10	757,768	---
- Social security on salaries and wages	10	67,087	---
Other operating charges		10,417	---
Interest and other financial charges			
- concerning affiliated undertakings	8	---	32,322
Income taxes	6	167,619	160,036
Profit for the financial year		<u>1,196,177</u>	<u>1,133,890</u>
TOTAL CHARGES		<u><u>2,441,581</u></u>	<u><u>1,659,710</u></u>
INCOME			
Net turnover	1	2,275,971	1,563,440
Other operating income	3	88,860	70,821
Income from financial fixed assets	9	48,163	25,449
Other interest and other financial income			
- derived from affiliated undertakings	8, 12	<u>28,587</u>	<u>---</u>
TOTAL INCOME		<u><u>2,441,581</u></u>	<u><u>1,659,710</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2014**

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A - 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with the Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on 14 February 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Securities held as fixed assets

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>Investment in units/shares of investment funds</i>
	<i>EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	798,971
acquisitions during the year	---
disposals during the year	(798,971)
at the end of the year	---
Value adjustments	
cumulated value adjustments at the beginning of the year	(88,860)
Value adjustments at the end of the year ⁽¹⁾	88,860
cumulated value adjustments at the end of the year	---
Net value at the end of the year	---
Market value at the end of the year	---

⁽¹⁾ This amount is recorded in the caption “Other operating income” in the Profit and loss account.

During the year ended March 31, 2014, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. All securities held as fixed assets were fully disposed of during the year under review.

Note 4 - Subscribed capital

As at March 31, 2014 and 2013, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 - Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2013	37,500	1,435,000	2,620,869
Previous year's profit	---	---	1,133,890
Net release of net worth tax reserve	---	(260,000)	260,000
Net worth tax reserve	---	115,000	(115,000)
Dividends	---	---	---
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2014, the non-distributable reserve amounted EUR 1,290,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2008 to 2013.

As per Annual General Meeting held on May 14, 2013, the 2007 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 260,000 while a net worth tax reserve of EUR 115,000 was constituted for 2013.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 7 - Other creditors

As at March 31, 2014, other creditors consisted of audit and tax advisers fees, salary related contributions and legal advisers fees payable.

As at March 31, 2013, other creditors consisted of audit and tax advisers fees payable.

Note 8 - Interest and other financial charges and Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	25,540	(30,380)
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	3,047	(1,942)
	<u>28,587</u>	<u>(32,322)</u>

Note 9 - Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
Net realised gain on financial fixed assets	47,902	---
Dividend received	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

Note 10 - Staff

The Company has 6 employees as of March 31, 2014.

The Company did not have any employees during the year ended March 31, 2013.

Note 11 - Other provisions

As at March 31, 2014, there were no “Other provisions” balance nor any open forward foreign exchange contracts.

As at March 31, 2013, “Other provisions” consisted in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed below:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	460,353	USD	592,773	June 28, 2013	(2,670)
EUR	65,725	JPY	7,955,390	June 28, 2013	(377)
					<u>(3,047)</u>

Note 12 - Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2014 and 2013. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Note 13 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 15,250 million as at March 31, 2014 (2013: EUR 17,075 million).

Note 14 - Subsequent event

On 23 April 2014, the Company has received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company will need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers.

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（i）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ii）競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の解散に関しては、株主総会において、ルクセンブルグの法律に規定される要件に基づき、決議が行われなくてはなりません。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、別異に決議した場合を除き、法人として存続できます。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、定款変更に必要な方法により採択される株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

１．ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）（「投資顧問会社」）

(Goldman Sachs Asset Management, L.P.)

(1) 資本金の額

2013年12月末日現在、276.2百万米ドル（約302億円）

(2) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）は、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問・運用業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

２．ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（「副投資顧問会社」）

(1) 資本金の額

2014年9月末日現在、4億9,000万円

(2) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、1996年2月6日に日本法上の株式会社として設立され、同年2月23日に証券投資信託法上の委託会社としての免許を取得しています。また、2002年1月18日に投資顧問会社として財務省関東財務局に登録され、同年3月29日に投資一任業務の認可を受けています。2007年9月30日に証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録を行い、2008年1月28日には金融商品取引法上の第一種金融商品取引業者として登録されました。2014年3月末日現在のゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の国内投信運用資産総額は、約1兆4,886億円です。

３．ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「保管受託銀行」、「登録・名義書換・支払・管理事務代行会社」、「発行会社代理人」および「評価代理人」）

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

(1) 資本金の額

2014年9月末日現在、2,800万ユーロ（約39億円）

(2) 事業の内容

1990年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

４．野村證券株式会社（日本における「代行協会員」および「販売会社」）

(1) 資本金の額

2014年9月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

日本において第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他金融商品取引業に関する業務を行っています。同社は2014年9月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に金融商品取引業に関するサービスを提供しています。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について、指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託について、販売会社および代行協会員として、それぞれの証券（株式）の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

1. ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（G S A Mニューヨーク）（「投資顧問会社」）

(Goldman Sachs Asset Management, L.P.)

ファンドに関する投資顧問・運用業務を行います。

2. ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（「副投資顧問会社」）

ファンドに関する副投資助言・代理業／投資運用業務を行います。

3. ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「保管受託銀行」、「登録・名義書換・支払・管理事務代行会社」、「発行会社代理人」および「評価代理人」）

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務ならびに登録・名義書換・支払・管理事務代行、発行会社代理人および評価代理人業務を行います。

4. 野村證券株式会社（日本における「代行協会員」および「販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

管理会社の株式の100%を、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

（2013年7月15日付（A I FMDに関する暫定的な更新を含む。））

定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（その後の改正を含む。）
A I F	オルタナティブ投資ファンド
A I F M	オルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	通達2003／41／E Cおよび通達2009／65／E Cならびに規則（E C）No. 1060／2009および規則（E U）No. 1095／2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011／61／E U
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体
E U	欧州連合（E E Cの継承機関であるE Cを吸収）
F C P	契約型投資信託
K I I D	通達2009／65／E C第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	E U加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるE U加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でE U加盟国に相当するとみなされる国
メモリアル パートIファンド	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン （特に通達2009／65／E Cをルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S IV通達	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付通達2009／65／E C
U C I T S 所在加盟国	U C I T S IV通達第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
U C I T S ホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、U C I T S 所在加盟国以外の加盟国
U C I T S 管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

1. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、通達85／611／E E C（以下「U C I T S I 通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（以下「2002年法」という。）は、U C I T S I 通達を改正する通達2001／107／E Cおよび通達2001／108／E C（以下「U C I T S III 通達」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に取って代わった。

2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付通達2009/65/EC（以下「通達2009/65/EC」または「UCITS IV通達」という。）をルクセンブルグ法に導入し、2002年法に取って代わった。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。専門投資信託は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法が公布された（以下「2013年法」という。）。2013年法は、通達2003/41/ECおよび通達2009/65/ECならびに規則（EC）No. 1060/2009および規則（EU）No. 1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）をルクセンブルグ法に法制化する。

AIFMDは、主にEU（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される通達ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ピークル（すなわちAIF）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化するが、同時に、ここでは対象とされないリスク・キャピタルに投資する投資法人に関する2010年法パートII、2007年法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正する。

現行の投資信託に関する法律の変更は、(i) 完全に適用対象となる投資ピークル（すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ピークル）と、(ii) AIF（AIFとしての適格性を有しているすべてのパートIIファンド）ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産がAIFMDにより導入された最低限度額を下回る投資ピークルとを区別することを主に目的としている。後者の投資ピークルについては、現行の制度（保管受託銀行の制度を含む。以下V項を参照のこと。）と比較して、要件に大きな変化はない。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入される（以下IV. 4項を参照のこと。）。

AIFMDについては2013年法は、AIF（当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。）を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b) UCITS IV通達に基づき認可を必要としない投資信託。

AIFMとは、以下のいずれかをいう。

- a) AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」、もしくは
- b) AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）

2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

- a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）
- b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM

- (i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F、もしくは
- (ii) レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F（それぞれを「最低限度額」という。）

A I FMは、上記b)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない。2013年法は、かかる登録に関して適用除外規則を定めていない。2013年法の適用が除外されるA I FMは、C S S Fへの登録時に、当該A I FMが運用するA I Fを特定し、かかるA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供する。2013年法の適用が除外されるA I FMは、その登録の完了後、C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該A I FMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該A I FMが運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。2013年法の適用が除外されるA I FMが最低限度額を上回る場合、当該A I FMは、C S S Fにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

EU加盟国以外の国で設立されたA I FM（すなわち、EU圏外のA I FM）の認可は、2015年7月から取得可能となる。それまで、2013年法は、EU加盟国以外の国で設立された一または複数のA I F（すなわち、EU圏外のA I F）を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるA I Fを販売しないEU圏外のA I FMには適用されない。2013年6月18日にC S S Fが公表したFAQ文書¹に従い、EU圏外のA I FMは、2014年7月22日までは、ルクセンブルグの現行の販売に関する規則に基づき、引き続きルクセンブルグにおいてEU圏外のA I FMを販売することができるはずである。それ以降、EU圏外のA I FMは、2013年法の規定を遵守しなければならない。

2013年法第58条第1項に従い、2013年7月22日より前に存続して運用活動を行っているルクセンブルグのA I FMは、C S S Fに対して、2014年7月22日より前に認可の申請を行わなければならない。

2013年7月22日までに設立されたA I Fは、2014年7月22日まで、2013年法第58条第1項の経過規定の恩恵を享受することのできるA I FMを選任することができる。

2013年法ならびに2010年法および2007年法（2013年法により改正済）は、数多くの経過規定を定めている。起こり得る様々な状況により、異なる経過規定が適用される場合がある。したがって、実際に適用される経過規定について個別に分析する必要がある。

¹ オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日ルクセンブルグ法、ならびに、適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジの透明性および監督に関する欧州議会および理事会通達2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No. 231/2013に関するFAQ

II. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSおよびUCI

1. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIの概要

1.1. 一般規定とその範囲

1.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パートI UCI TS（以下「パートI」という。）
- パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）
- パートIII 外国のUCI
- パートIV 管理会社
- パートV UCI TSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2010年法は、パートIが適用されるUCI TSとパートIIが適用されるUCIを区分して取り扱っている。

1.1.2. 2010年法パートIに基づきUCI TSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

1.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCI TSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCI TSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

1.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のUCI TSの定義に該当するものの、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCI TS

- － EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- － 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- － 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

1.1.5. 法的形態

2010年法パートIまたはパートIIに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)

2) 投資法人 (investment companies)

－ 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）

－ 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

1.2.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素から成り立っている。

FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、管理会社との間に確立されるFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）に対する権利を有する。

パートIIファンドとしての適格性を有しているすべてのFCPも、2013年法に基づくAIFである。

FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益者の要請に基づき、パートIファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されることができ、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。IML通達91/75は、パートIIファンドがその受益証券（または投資口）の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もある。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パートIファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- － FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- － 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- － 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのFCPについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。

一 約款には以下の事項が記載される。

- (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
- (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
- (c) 配分方針
- (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
- (e) 公告に関する規定
- (f) F C Pの会計の決算日
- (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
- (h) 約款変更手続
- (i) 受益証券発行手続
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

1.2.1.1. 保管受託銀行

パートIIファンドとしての適格性を有しているF C Pに関して（パートIIファンドについてA I F Mが選任される時点により）、新たな保管受託銀行に関する規則が適用される場合がある（V項を参照のこと。）。

C S S Fにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がF C Pの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、F C Pの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- 一 F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 一 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パートIファンドのみ）。
- 一 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- 一 F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- 一 F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。パートIファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他の加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社所在加盟国が、2010年法パートIに従いF C Pの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

1.2.1.2. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パートIファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の1.4.2.の(15)に定められた条件に従う。

パートIIファンドについて、管理会社による委託は、以下の1.4.1.の(1)に定められた条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

1.2.2. 会社型投資信託

パートIIファンドとしての適格性を有しているすべての会社型投資信託も、2013年法に基づくA I Fである。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

2010年法に従い、S I C A Vの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法に定められる最も重要な要件は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パートIファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。

1.2.2.2. 保管受託銀行

パートIIファンドとしての適格性を有している会社型投資信託に関して（パートIIファンドについてA I F Mが選任される時点により）、新たな保管受託銀行に関する規則が適用される場合がある（V項を参照のこと。）。

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

ファンドが管理会社を指定した場合において、かつ、管理会社所在加盟国が、パート I ファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

1.2.2.3. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記1.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、原則として、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

1.2.2.4. 会社型パート I ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条に S I C A V に関し定められているが、パート I ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A V が、通達2009/65/EC に従い認可された管理会社を指定しない場合

- － 認可の申請は、S I C A V の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- － S I C A V の業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該 S I C A V が遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名が C S S F に直ちに報告されなければならない。S I C A V の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも 2 名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づき S I C A V を代理するか、または S I C A V の方針を実質的に決定する者をいう。
- － さらに、S I C A V と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S F は、また、S I C A V が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A V は、C S S F に対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから 6 か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A V は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A V の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて C S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

C S S F は、S I C A V が以下のいずれかに該当する場合に限り、当該 S I C A V に付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12 か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または 6 か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010 年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2010 年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の 1.4.2. の (15) および (16) に定める規定は、通達 2009/65/EC に従い認可された管理会社を指定していない S I C A V に適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A V は、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 通達 2009/65/EC に従い認可された管理会社を指定していない S I C A V は、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S F は、S I C A V の性格にも配慮し、当該 S I C A V が健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該 S I C A V に係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用する S I C A V の資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

1.3. 2010 年法によるルクセンブルグの U C I T S および U C I の投資制限

A) パート I ファンド/U C I T S

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、F C P および会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート I ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号、a) および b) に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - － かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - － かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
 - － かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - － （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および／または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - － UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - － OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - － OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
 - － 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - － 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - － EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - － CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用UCITSに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

—当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品

—当該機関への預金、または

—当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび／または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび／またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび／または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート I または通達 2009/65/EC に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しようとする議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書1.3. A)の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1) および2) に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。
- 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を出した。

通達08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により取って代えられる。）の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。

通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。当該通達08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

通達2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのサブ・ファンド）の国境を越える合併または国内の合併に関連して新しい規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

B) パートIIファンド／UCI

パートIファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OEC加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

1.4. 管理会社

ルクセンブルグの管理会社には、通達2009/65/EUが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。2010年法第16章の規定に服する管理会社は、AIFを運用するために、または活動範囲の限られる非AIFMであり続けるために、AIFMとしての認可を求めることができる（さらなる詳細については、以下IV項を参照のこと。）。

パートIファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される（以下を参照のこと。）。

1.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125—2条の適用を害することなく、2010年法第125—1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) A I FMDに規定される範囲内のA I F以外の投資ピークルの運用を行うこと。
- (ii) A I FMDに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I FMDに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88—2条第2項a)に従い外部A I FMを選任しなければならない。
- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
 - C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88—2条第2項a)に規定する範囲の外部A I FMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I FMDに規定する範囲のA I F以外の投資ピークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125—1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125—1条第4項a) またはc)に記載される活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、U C Iが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。

当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I FMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88－2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125－2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125－2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125－2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) 現在にかかる規則は存在しない。

b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。

e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。

e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。

(7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に従う管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服する場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(i) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

(ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

(iii) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S FがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (5)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

- (f) 取締役は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

- (6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

- (8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(9) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。

(10) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(13) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
- (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

(15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

- a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならぬ。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。
- 管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

設立の権利および業務提供の自由

- (18) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (19) 通達2009/65/EUに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (20) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSSF通達03/108に記載され（かかる通達の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。）、その後、CSSF通達05/185により補足された。

CSSF規則10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年法の効力発生後、CSSFは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人（いわゆる「自己管理型投資法人」）に適用される新たな規定に関するCSSF通達11/508を発行した。同通達の目的は、2010年法の効力発生後にUCITS管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、CSSFは、CSSF通達03/108、CSSF通達05/185およびCSSF通達11/508に取って代わる新たな通達であるCSSF通達12/546を発行した。この新たな通達は、第15章に従う管理会社および自己管理型投資法人に関する認可の取得および維持のためのすべての条件を一つの通達内に含み、CSSF規則10-4の一定の原則を詳述する。

同通達は非常に詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- 業務プログラムを記載した申請ファイルは、CSSFに提出されなければならない。

- － 管理会社および／または自己管理型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- － 人的資源について、管理会社および／または自己管理型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、C S S Fにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- － 一般的規則として、管理会社および／または自己管理型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T Sの保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社／自己管理型投資法人の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- － 通達では、職員数は管理会社／自己管理型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。
- － 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人およびリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。
- － 通達では、管理会社／自己管理型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従いその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社／自己管理型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社／自己管理型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社／自己管理型投資法人の業務を遂行する者は常にU C I T Sに関する会計書類をリアルタイムまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- － 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- － 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されているが、E U非加盟国の企業が当該E U非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、かかる投資運用権限にかかる企業に対し委託することができる。

2. 2010年法に従うルクセンブルグのU C I T SまたはU C Iに関する追加的な法律上および規制上の規定

2.1. 設立および運営に関する法律および法令

2.1.1. 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、F C Pの管理会社、および（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）S I C A Vの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、S I C A Vにも一定の範囲で適用される。

2.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第26条）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

2.1.1.2. 規約の必要的記載事項（1915年法第27条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立者の身元
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 本店の所在地
- (iv) 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- (viii) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。

しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載

(xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

(xiii) 会社の存続期間

(xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

(i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること

(ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.1.2. その他の関連する規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S R ガイドライン10-049
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009/65/E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/43/E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則No. 10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則No. 10-5
- 他のE U加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T Sおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のE U加盟国のU C I T Sが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F通達11/509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F通達12/540

2.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。

— ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。

— E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

(ii) 認可を受けたU C I は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

(iii) ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C I の解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（I M L）に取って代わられた。I M Lは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会（C S S F）に移管された。

C S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート I ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- － 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、その目論見書および主要投資家情報文書^(注)ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
- － 主要投資家情報文書は、投資家がU C I T Sの受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。U C I T S以外のU C Iは、2010年法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するU C Iは、通達2009/65/ECに従うU C I T Sではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- － 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- － 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- － 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

2010年法パートIIに従うU C Iに関しては、上記で言及される年次報告書の公表に関する4か月の期間は、6か月に延長され、半期報告書の公表に関する期間は、3か月に延長される。

2.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、2010年法パートIIに従うU C Iは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部A I F Mが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

2010年法第88-2条第2項b)に規定する範囲内において内部運用される、2010年法パートIIに従うU C Iは、2010年法第129条第1項に従って要求される認可、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、2010年法第88-2条第2項b)に従って認可されなければならない。

2010年法パートIに従うU C I T Sは、第1パラグラフに定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S Fにより認可されないものとする。

- a) F C Pは、当該F C Pを運用するための管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたU C I T Sが通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S Fは、2010年法第123条に従い、当該U C I T Sを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S Fは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてU C I T Sの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきU C I T Sを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてU C I T Sを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T Sの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iii) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてC S S Fに提出された場合の事前の意見確認

C S S Fの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、C S S Fの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付C S S F通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、ま

た、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の記載内容

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかんにかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vi) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。

(vii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97/136（C S S F通達08/348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(viii) 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.2. 清算

2.2.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

2.2.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合

b. 管理会社が破産宣告を受けた場合

c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

2.2.1.2. S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

2.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.2.2. 清算の方法

2.2.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

2.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.2.2.1.に記載された方法で預託される。

2.3. 税制

2.3.1. ファンドの税制

2.3.1.1. 資本税 (droit d'apport)

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2010年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

2.3.1.2. 年次税 (taxe d'abonnement)

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメントおよびU C I内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（C D）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商

品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。(i) 2010年法第175条に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ビークル、（ただし、該当する年金基金が従業員のため同一グループの一部である場合に限られる。）および(ii) 従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。

2010年法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに
- 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
 - (ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

2.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

III. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「2007年法」という。）を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたビークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

上記I.に記載するとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、(i) 2007年法パートIに従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および、(ii) 2007年法パートIIに従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

1. 範囲

SIF制度は、(i) その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCI、および、(ii) その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同通達は、2012年7月3日法によって置き換わった通達2010/73/EUによって改正されている。

SIFは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資

家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ビークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2. 投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。CSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3. 構造的側面

3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記II. 1.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、上記II. 1.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に従うSICAVの場合のように公開有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で設立されるSIFは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、コーポレート・リミテッド・パートナーシップ、普通リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.1.2. 複数クラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCSSF通達12/540を発行した。

3.1.3. 資本構造

2007年法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に従うUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口／受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4. 規制上の側面

4.1. 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2007年法の改正前、2007年法は、設立された月の翌月内にCSSFに認可申請書が提出されることを条件として、規制当局の承認を得る前にSIFを設立することができると定めていた。これにより、CSSFの承認を得る前にSIFを設立し、運用を開始することができた。2007年法の改正により、新たなSIFまたは既存のSIFの新たなサブ・ファンドはその運用開始前にCSSFの承認を得ることが必要となる。

4.2. 保管受託銀行

SIFは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、もしくはその登録事務所が海外に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。AIFとしての資格を有するSIFの保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、もしくはその登録事務所が他の加盟国に所在する場合は、ルクセンブルグに支店を有しなければならない。

以下の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、以下のV. 2項に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a）に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、上記の2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、以下のV. 2項に詳述される、1993年法第26—1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

4.3. 承認された法定監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

4.5. リスク管理システムおよび利益相反に関する方針

2007年法上、S I Fは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付C S S F規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

5. S I Fの税制の特徴

S I Fについては、0.01%（これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2007年法は、2010年法と同様の方法により、他のルクセンブルグU C Iに投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテューショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

S I Fが受領する収益およびS I Fによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

IV. オルタナティブ投資ファンド運用会社に適用される新たな制度

ルクセンブルグで設立され、集合ポートフォリオ運用業務を提供する運用会社は、A I FMDが変更された場合、U C I T Sの規定と合わせて、異なる規制上の制度を利用することが可能となる。

1. A I F M

2013年法の範囲内に該当し、および最低限度額を超える資産を有する、A I Fを運用する、および／またはA I Fの管理会社として行為するすべての運用会社は、A I F Mとして認可される必要がある。最低限度額を下回る資産を有する、A I Fを運用する、および／またはA I Fの管理会社として行為する運用会社は、A I FMDによってA I F Mに付与されるE Uパスポートの利益を得るため、かかる制度に参加することができる。

A I FMDによって課される継続中の義務（特定の資本要件および自らの資金要件、適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組みならびに報告義務等）の大半は、U C I T S IV通達によってU C I T S管理会社に課される義務と類似している。

規制当局への事前通知および適切な開示を条件として、A I F Mの権限の一部を委託することが許可されている。ただし、A I F Mは、連絡機能のみを有する機関となることはできない。ポートフォリオ運用およびリスク管理の委託は、(i) 資産運用について認可され、登録された会社に対してのみ行うことができ、また、(ii) 当局間の協力が確保されなければならない。(i)の条件が充足されない場合、A I F Mの所在加盟国の当局による事前の承認を取得しなければならない。同様の条件に従って、再委託が許可されている。

2. A I F Mとしても認可されているU C I T S管理会社

これらの管理会社は、U C I T SおよびA I Fを運用し、およびこれらの管理会社として行為することを許可されている。

3. その他の管理会社

その他の管理会社は、ある部分において（2013年法に基づき廃止された）2010年法第16章に基づく、現在のU C I（すなわち、非U C I T S）管理会社に相当するが、広範な種類の活動を行う管理会社である。かかるU C I管理会社は、要約すると、以下を行うことができる。

- (a) A I Fとしての適格性を有しないあらゆる種類の投資ビークル（規制されているか否か、または、ルクセンブルグまたは外国の投資ビークルであるか否かを問わない、A I FMDに基づくA I Fの定義に該当しない投資ビークルを含む。）の運用会社または管理会社として行為すること。
- (b) A I FMDの完全な適用対象となる一または複数のF C P、S I C A VまたはS I C A Fの管理会社として行為すること（ただし、管理会社が、A I FMDの完全な適用対象となる当該A I Fのために完全に認可されたA I F Mを指名した場合に限る。）。
- (c) 総資産が2013年法およびA I FMDによって規定される最低限度額を下回るA I Fの運用会社または管理会社として行為すること。運用下にある総資産が最低限度額を超過する場合、または運用会社がA I F M制度へ参加する意向を有する

場合、管理会社は、(i) (上記2. のとおり) A I F Mとしての認可を求めなければならず、および(ii) 上記(a)に基づく活動(非A I Fの運用)は、A I F Mによって行われることが許可されていない活動であるため、当該活動を中止する。

V. 保管受託銀行に適用される新たな制度

1. 2013年法は、A I F M Dの完全な適用対象となるA I Fに関して新たな保管受託制度を導入する一方、A I F M Dの完全な適用対象とならないファンドに関する現行の制度を維持する。

- ・ 2013年法は、関連するA I F M D規定を変更することによって新たな保管受託制度を導入し、当該制度は、2013年法の完全な適用対象となるA I Fの保管受託銀行のみを対象とする。
- ・ わずかな調整(例えば、投資会社およびE U圏外のルクセンブルグの支店)を条件として、2013年法は、2013年法の完全な適用対象とならないパートIIファンドおよびS I Fに関する現行の保管受託制度を維持する。

2. 2013年法は、適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

- ・ 2013年法は、金融機関以外に、資産の専門保管受託銀行を導入する。

1993年法に従って行われる、かかる新たな金融セクターの特殊な専門機関(以下「P S F」という。)の活動は、(i) 当初の投資が行われた日から5年間に於いてクローズド・エンド型である、および(ii) A I F M D第21条第8項(a)に規定する範囲において保管される資産に通常投資しない、または、通常、発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する監督権を獲得しようと試みるファンドのための保管受託業務を提供するものとして定義される。

かかる活動は、P S Fの通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または現地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

- ・ 前項に記載される新たなかつ特殊なP S Fに加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(現行の保管受託制度において)ルクセンブルグで設立された信用機関であるが、A I F M D第21条第3項(b)および2013年法第19条第3項の要件、ならびに、特に2013年法第19条第3項(i)に規定される以下の追加の要件を充足するルクセンブルグで設立された投資会社でもある。
 - － 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
 - － 投資会社は、法人であること。
 - － 投資会社は、730,000ユーロの全額払込最低資本を有しなければならないこと。
 - － 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
 - － 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I F M D第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

3. A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に規定される新たな保管受託制度に従わなければならない。

かかる新たな制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- － A I Fの資産の保護預かり義務
- － A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務、および
- － 監督業務

保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。

さらに、保管受託銀行は、保管受託銀行はまた、2013年法に基づくその義務を適切に履行する際の過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

VI. A I Fの販売および運用に関するE Uの国境を越えるパスポート

E UにおけるA I Fの証券またはパートナーシップ持分のA I F Mによる販売およびクロス・ボーダーベースのE Uにおける当該A I Fの運用は、ルクセンブルグで設立されたA I F Mによって運用されるA I Fの場合、2013年法第6章の規定に準拠し、また、その他の加盟国または第三国で設立されたA I F Mによって運用されるA I Fの場合、通達2011/61/E

U第6章および第7章の規定に準拠する。なお、A I Fが第三国で設立されたA I F Mによって運用されている場合、上記A I F M D第66条第3項の適用に従う。

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において、以下の書類が関東財務局長に提出されております。

平成25年11月28日	有価証券報告書（第14期）
平成25年11月28日	有価証券届出書
平成26年2月28日	半期報告書（第15期中）
平成26年2月28日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項ありません。

監査報告書

G S アメリカン・ボンド・インカム の受益者各位

我々は、G S アメリカン・ボンド・インカムの2013年5月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（"Réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、G S アメリカン・ボンド・インカムの2013年5月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2013年9月25日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

ケネス・カイ・ション・イーク

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
GS American Bond Income

We have audited the accompanying financial statements of GS American Bond Income, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 May 2013, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of GS American Bond Income as of 31 May 2013, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Luxembourg, 25 September 2013

Represented by

Kenneth Kai Siong Iek

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

監査報告書

G S アメリカン・ボンド・インカム の受益者各位

我々は、G S アメリカン・ボンド・インカムの2014年5月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（"Réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、G S アメリカン・ボンド・インカムの2014年5月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2014年9月26日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

ケネス・カイ・ション・イーク

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
GS American Bond Income

We have audited the accompanying financial statements of GS American Bond Income, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 May 2014, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of GS American Bond Income as of 31 May 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Luxembourg, 26 September 2014

Represented by

Kenneth Kai Siong Iek

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位
L-5826 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

シルヴィー・テスト

ルクセンブルグ、2014年6月4日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。